昭和三十九年政令第百八十八号

(昭和三十四年法律第百六十号)第四十四条第一項第三号及び第九十九条の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行令(昭和三十四年政令第二百三十二号)

内閣は、中小企業退職金共済法

第一条 中小企業退職金共済法(以下「法」という。)第十条第二項第一号(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める額は、掛金月額を千円ごとに順次区分した場合にお 部を改正するこの政令を制定する。 る各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数(以下「区分掛金納付月数」という。)に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額(退職が死亡による場合にあつては、千円に区:一条 中小企業退職金共済法(以下「法」という。)第十条第二項第一号(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める額は、掛金月額を千円ごとに順次区分した場合におけ (退職金共済契約による退職金の額)

の全

分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額)とする。

3 (退職金を分割払の方法により支給する場合の分割支給率) 法第十条第二項第三号イ(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める額は、区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額とする。法第十条第二項第二号(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める額は、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額とする。

第二条 法第十二条第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる分割支給期間の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

千分の五十一に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率

一 十年 千分の二十六に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率

(退職金共済契約解除時に共済契約者の申出により解約手当金相当額が引き渡される制度)

第三条 法第十七条第一項の政令で定める制度は、次のとおりとする。

確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第二項に規定する企業型年金 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度

(過去勤務掛金の額の算定に係る率)

第四条 法第二十八条第一項の政令で定める率は、過去勤務期間の年数に応じ別表第三の下欄に定める率とする

(過去勤務掛金の全部が納付された場合の退職金の額の算定に係る数)

第五条 法第二十九条第一項第二号の政令で定める数は、同号の過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月の場合は四十八・三、六十月の場合は六十一・五とする。 (過去勤務掛金の一部が納付された場合の退職金の額の算定に係る率)

第六条 法第二十九条第二項第二号ロの政令で定める率は、過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ別表第四の下欄に定める率とする

(過去勤務掛金の一部が納付された場合の退職金の額の算定に係る利率)

第七条 法第二十九条第二項第二号ハの政令で定める利率は、年一パーセントとする。

(退職金共済事業を行う団体から退職金相当額の受入れをした場合の退職金の額の算定に係る利率

第八条 法第三十条第二項第二号イの政令で定める利率は、年一パーセントとする。

(退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第九条 法第三十一条の二第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。第七項各号列記以外の部分及び第九項において同じ。)の政令で定める金額は、 項の規定により引き渡された金額及び所得税法施行令第七十三条第一項第八号への規定により引き渡された金額とする。 廃止団体に法第三十一条第

法第三十一条の二第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第一の式により定まる金額とする。

の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月)とする。 のうち、付録第一の式により各月数により定まる金額が受入金額を超えない範囲内において最大となるもの(法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項 法第三十一条の二第二項の政令で定める月数は、被共済者が退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を上限とする各月数(以下この項及び付録第一において「各月数」という。)

法第三十一条の二第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

法第三十一条の二第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

法第三十一条の二第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い独立行政法人勤労者退職金共済機構 いう。) が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 - 同条第三項第一号に規定する計算後残余額(次項第一号において「計算後残余額」という。) (以 下 「機構」

二 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受 け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額(次項第二号において「元利合計額」という。)

第七項の規定並びに第十六条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第二十九条第一項若しくは第二項(法第三十条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含 入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三十一条の二第三項及び 法第三十条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受

む。)若しくは第三十条第二項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

- 受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 計算後残余額 法第三十条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた
- 二 法第三十条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項 規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 元利合計
- 定に係る規定の例により計算して得た額とする。 法第三十一条の二第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項の退職金の額 の算
- 生労働省令で定める。 前三項に規定する場合のほか、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に関し必要な事項は、 厚

(資産管理運用機関等からの移換額の移換等)

第十条 法第三十一条の三第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第二の式により定まる金額とする。 り各月数により定まる金額が移換額を超えない範囲内において最大となるもの(法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他は第三十一条の三第二項の政令で定める月数は、移換額の算定の基礎となつた期間の月数を上限とする各月数(以下この項及び付録第二において「各月数」という。)のうち、付録第二の式によ

3 法第三十一条の三第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

厚生労働省令で定める者にあつては、零月)とする。

4 法第三十一条の三第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

5 法第三十一条の三第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額(次項第一号において「計算後残余額」という。) 法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は第三十一条の二第七項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換
- 第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額(次項第二号において「元利合計額」という。) 法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は第三十一条の二第三項若しくは第七項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第六項において読み替えて準用する同条
- 第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第二十九条第一項若しくは第二項(法第三十条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条第二項若しくは第三十 十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十一条の二第三項、第七項及び第九項並びに第三十一条の三第三項及び第七項の規定並びに第十六条第五項、 の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第 条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した 法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項(同条第六項
- る申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 計算後残余額 法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定によ
- 二 法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第六項において読 み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 元利合計額
- 定に係る規定の例により計算して得た額とする。 法第三十一条の三第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、法第三十一条の三第九項の退職金の額の算
- 条第一項第二号の規定による移換を受けた資産の額が含まれる場合における法第三十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは、「企業型年金加入者期 法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い資産管理機関から機構が移換を受けた資産の額に確定拠出年金法第五十四条第一項、第五十四条の二第一項、第七十四条の二第一項又は第八十 (同法第五十四条第二項、 第五十四条の二第二項若しくは第七十四条の二第二項の規定により算入された期間又は同法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間を含む。)」とす
- 第五項から前項までに規定する場合のほか、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に関し必要

(特定業種掛金納付月数を算定するための換算方法)

未満の端数があるときはこれを一に切り上げるものとする。)を月数とすることによつて行うものとする。┼一条 法第四十三条第一項の規定による月数への換算は、同項の日数を特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数で除して得た数(○・五未満の端数があるときはこれを切り捨て、 〇・五以上

(特定業種退職金共済契約による退職金の額)

2 法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、 次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

- じ。)を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数(この月数の算定については、前条の例による。)をいう。以下同じ。)に応じ別表第一の 定める金額の百分の一の金額を合算して得た額(法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、 特定業種区分掛金納付月数(特定業種掛金月額(掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。次条及び第十五条において 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額 下欄同
- 二十四月以上四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額
- 生労働大臣が指定する表をいう。 業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者)が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、 *種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者)が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚前項第三号の指定表とは、別表第六から別表第八までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者(法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ指定表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)

(被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等)

- **第十三条** 法第四十六条第二項の政令で定める金額は、被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ乙特定業種に係る別表第九等(別表第六に係る に、当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額(次項及び第四項第一号において「移 特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十、別表第八に係る特定業種にあつては別表第十一をいう。次条及び第十五条第一項において同じ。)の下欄に定める金額
- 動時特定業種掛金月額」という。)を千円で除して得た数を乗じて得た金額のうち、法第四十六条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。 法第四十六条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、
- 3 項及び第五項において「計算後残余額」という。)を加算して得た額とする。 特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、 法第四十六条第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該被共済者の乙 次の各号に掲げる特定業種の区分に応じ、当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額(次

移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

- 別表第六に係る特定業種 年一・三パーセント
- 別表第七に係る特定業種 年二・三パーセント
- 別表第八に係る特定業種 年〇・一パーセント
- 号に定める額とする。 二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。)未満である場合における退職金の額は、 二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。)未満である場合における退職金の額は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数(次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。)が二十四月(その者が法第四十三条第一項第一号又は第 当該各
- を超えるときは、当該加算して得た額)に計算後残余額を加算して得た額 種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金(法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。)の総額を加算して得た額 動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、前条第一項の規定を適用した場合に得られる額(その額が第一項の政令で定める金額に乙特定業 その者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数にその者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数を加えた月数(以下この号において「合算月数」という。)が二十四月未満である場合 移
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額
- (特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数) 得た額が前条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、前条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して
- **第十四条** 法第五十三条の政令で定める金額は、中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数を上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額のいずれかに特定業種退職金共済契約 効力が生じた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た額と同額の金額とし、同条の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた 別表第九等の下欄に定める金額に対応する別表第九等の上欄に定める月数とする。

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等)

- **第十五条** 法第五十五条第二項の政令で定める金額は、被共済者の掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額に、当該被共済者が特定業種退職金共済契 約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額(次項及び第四項第一号において「移動時特定業種掛金月額」という。)を千円で除して得た数を乗じて得た金額のう 同条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。
- 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十二条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数 移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。
- 五項において「計算後残余額」という。)を加算して得た額とする 納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、第十三条第三項各号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額(次項及び第 法第五十五条第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、特定業種掛金
- とする。 ときは、十二月。第一号及び次項において同じ。)未満である場合における退職金の額は、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数(次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。)が二十四月(その者が法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当する

- 定業種区分掛金納付月数として、第十二条第一項の規定を適用した場合に得られる額(その額が第一項の政令で定める金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金(法第五十五条第 前号に掲げる場合以外の場合(第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額 |項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。) の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額) に計算後残余額を加算して得た額 掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数(以下この号において「合算月数」という。)が二十四月未満である場合「移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特
- 第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、第十二条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。 (特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合における掛金納付月数への通算に係る金額等) 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が第十二条
- 「各月数」という。)に応じ別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第三の式により定まる金額のうち、同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰り入れら 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の政令で定める金額は、被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数(付録第三にお
- た金額(付録第三において「繰入金額」という。)を超えない範囲内において当該定まる金額の算定の基礎とされた月数が最大となるものとする。 法第五十五条第四項に規定する場合に係る退職金共済契約の被共済者(以下この条において「移動被共済者」という。)のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数を加えた月数(第九項第一

号において「合算月数」という。)が十二月以上となる者に関して法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れがあつた後に行われる退職金共済契約に係る退

- 契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該移 の算定の基礎とされた月数分遡つた月において同日に応当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「みなし加入日」という。)に退職金共済 金の支給については、法第十条第一項ただし書(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 移動被共済者に対する法第十条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から第一項の政令で定める金額
- 月」とあるのは、「月数となる月 (平成四年四月以後の月に限る。)」とする。 被共済者に係る掛金月額(第九項第一号において「移動時掛金月額」という。)に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなす。 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対する法第十条第二項第三号(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同号ロ中「月数となる
- れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。以下この条において「計算後残余額」という。)を加算して得た額とする。 該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、年一パーセントの利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該繰入 及び第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰入れのあつた日の属する月の翌月から当 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、法第十条第一項ただし書
- 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。
- に第三十条第二項の規定並びにこの条第五項の規定にかかわらず、法第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に計算後残余額を加算した額とする。 法第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第五項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項並
- 前項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。
- 当金の額は、法第十条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応 る掛金納付月数を含む。次項及び第十一項において同じ。)が二十四月(退職が死亡による場合にあつては、十二月。以下この条において同じ。)未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手 掛金納付月数(法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金(以下この項において「みなし納付掛金」という。)に係 当該各号に定める額とする。
- 令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金(みなし納付掛金を除く。次号及び次項において同じ。)の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額)に計算後残余 合算月数が二十四月未満である場合
 移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、法第十条第二項第一号の規定を適用した場合に得られる額(その額が第一項
- 前号に掲げる場合以外の場合(第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額
- 第五項若しくは第六項の規定により算定した額を超える移動被共済者(次項において「調整被共済者」という。)に係る退職金及び解約手当金の額は、 9五項若しくは第六項の規定により算定した額を超える移動被共済者(次項において「調整被共済者」という。)に係る退職金及び解約手当金の額は、これらの規定にかかわらず、当該加算して得無が出土の場が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が法第十条第二項の規定又はこの条
- 11 かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合又は調整被共済者である場合における退職金及び解約手当金の額は、 前四項の規定にか
- 号イに規定する計算後受入金額をいう。次号において同じ。)を加算して得た額 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合 第九項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額 (法第三十条第二項第二
- 二 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、調整被共済者である場合 前項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額を加算して得た額

(厚生労働省令への委任)

第十七条 第十三条及び前二条に定めるもののほか、特定業種退職金共済契約の被共済者が他の特定業種退職金共済契約又は退職金共済契約の被共済者となつた場合及び退職金共済契約の被共済者 が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における退職金及び解約手当金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十八条 法第六十九条の四第三項の政令で定める教育公務員は、学校教育法 にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)とする。 (昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、 副学長、学部長、 教授、 准教授、 助教又は講師 の職

(財形住宅債券の形式)

第十九条 財形住宅債券は、無記名利札付きとする

(財形住宅債券の発行の方法)

第二十条 財形住宅債券の発行は、募集の方法による。

(財形住宅債券申込証)

財形住宅債券の募集に応じようとする者は、 財形住宅債券申込証にその引き受けようとする財形住宅債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない

ければならない。 に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある財形住宅債券(次条第二項において「振替財形住宅債券」という。)の募集 (同条第二項において「振替口座」という。) を財形住宅債券申込証に記載しな

財形住宅債券申込証は、 機構が作成し、 これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

財形住宅債券の総額 財形住宅債券の名称

各財形住宅債券の金額

六 五 財形住宅債券の利率

財形住宅債券の償還の方法及び期限

財形住宅債券の発行の価額 利息の支払の方法及び期限

社債等振替法の規定の適用があるときは、

社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

応募額が財形住宅債券の総額を超える場合の措置

その商号

(財形住宅債券の引受け) 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、

第二十二条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が財形住宅債券を引き受ける場合又は財形住宅債券の募集の委託を受けた会社が自ら財形住宅債券を引き受ける場合においては、 ける部分については、適用しない。 その引き受

前項の場合において、振替財形住宅債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替財形住宅債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、 振替口座を機構に示さなければならな

(財形住宅債券の成立の特則)

第二十三条 財形住宅債券の応募総額が財形住宅債券の総額に達しないときでも財形住宅債券を成立させる旨を財形住宅債券申込証に記載したときは、 その応募額をもつて財形住宅債券の総額とす

(財形住宅債券の払込み)

第二十四条 財形住宅債券の募集が完了したときは、 機構は、 遅滞なく、 各財形住宅債券についてその全額の払込みをさせなければならない

2 各債券には、第二十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。 第二十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 (債券の発行)

第二十六条 機構は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

(財形住宅債券原簿)

財形住宅債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

財形住宅債券の発行の年月日

財形住宅債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、財形住宅債券の数及び番号)

第二十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

元利金の支払に関する事項

第二十七条 財形住宅債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、 機構は、これに応じなければならない。 ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

(財形住宅債券の発行の認可)

労働大臣に提出しなければならない 機構は、法第七十五条の二第一項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、 財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生

- 財形住宅債券の発行を必要とする理
- 第二十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 財形住宅債券の募集の方法
- 財形住宅債券の発行に要する費用の概算

五. 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 作成しようとする財形住宅債券申込証
- 財形住宅債券の発行により調達する資金の使途を記載した書
- 財形住宅債券の引受けの見込みを記載した書面

(運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約)

第二十九条 法第七十七条第一項第三号の政令で定める投資一任契約は、 判断の全部を一任することを内容とするものとする。 金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約のうち、 機構がその投資

(基本方針の趣旨の提示を必要としない保険料の払込み)

の基礎となる予定利率が定められたものとする。 法第七十八条第三項の政令で定める保険料の払込みは、 当該保険料の払込みに係る契約の全部において保険業法 (平成七年法律第百五号) 第百十六条第一項に規定する責任準備金の計算

(国土交通大臣の職権の委任)

第三十一条 第十八条及び第五十五条第一項第一号に規定する職権とする。第二十一条 法第八十六条第三項の政令で定める国土交通大臣の職権は、 同条第一項の規定により読み替えて適用する法第十条第五項並びに法第八十六条第二項の規定により読み替えて適用する法

この政令は、公布の日から施行する。

則 (昭和三九年一〇月二日政令第三二八号)

の政令は、公布の日から施行する。

則 (昭和四〇年三月二七日政令第四八号)

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。 (昭和四三年四月五日政令第六一号)

この政令は、公布の日から施行する。

則 (昭和四五年五月一日政令第一一八号)

生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。 第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第三条及び別表第一の規定は、第一条の規定の施行の日以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、この政令中、第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定及び附則第三項の規定は昭和四十五年十二月一日から施行する。 同日前に支給事由 が

生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。 第二条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第三条及び別表第一の規定は、第二条の規定の施行の日以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、 同日前に支給事由

(昭和五〇年一一月二九日政令第三四四号)

(施行期日)

3

2

この政令は、昭和五十年十二月一日から施行する

(退職金に関する経過措置)

この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

3 2

により計算して得た金額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)の合算額とする。 ある特定業種退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの(同条ただし書の規定に該当する者を除く。)に係る退職金の額は、 八百円未満の特定業種掛金月額(改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第三条第二号に規定する特定業種掛金月額をいう。以下同じ。)により掛金が納付されたことの 同条本文の規定にかかわらず、 次の各号

を減じて得た額を加算した額の十分の一の金額)。 八百円以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数(その月数の算定については、新令第二条の例による。以下同じ。)に応じ新令別表第一の中欄に定める金のでである。 金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納付があつた月数に応じ同表の中欄に定める金額の八分の一の金額からその下欄に定める金額 の八十分の一の金額(当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた日数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、 ただし、特定業種掛金月額の変更があり、かつ、変更後の特定業種掛金月額による掛金の納付があつた月数を通算して二十四月未満であるとき

- は、当該変更後の特定業種掛金月額のうち八百円から変更前の特定業種掛金月額に相当する額を差し引いて得た額に対応する部分については、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を
- 合には、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を乗じて得た金額) 八百円を超える特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額(当該納付があつた月数が二十四月未満の場
- (被共済者が移動した場合における引渡金額等に関する経過措置)
- 又は同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。新令第五条、別表第一及び別表第三の規定は、被共済者が昭和四十九年十二月一日以後に退職し、 施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、 被共済者が同月一日前に退職した場合
- コハニミ 強 全に合い 一郎 ご女三二 らにき (四日三三三世)(特例被共済者が移動した場合における合算額に関する経過措置))
- より計算して得た金額を合算して得た額とする。ただし、当該合算して得た額が同項の合算額に達しない場合は、この限りでない。 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十号)附則第五条第一項に規定する特例被共済者に係る新令第五条第一項の合算額は、 同項の規定にかかわらず、 次の各号に
- とに、掛金の納付があつた月数に応じ中小企業退職金共済法別表第一の下欄に定める金額 施行日から昭和五十一年十二月一日までの期間(以下「暫定期間」という。)内における特例被共済者に係る掛金月額の増加がなかつたものとした場合における掛金月額について、 その百円ご
- 二 暫定期間内における掛金月額の増加額について、その百円ごとに、百円にその増加額に係る掛金の納付があつた月数を乗じて得た金額

附 則 (昭和五五年一一月一日政令第二八六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定(同項第二号及び第三号に係る部分に限 る。)並びに附則第四条第四項及び第五条の規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置)

第二条 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第三条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、 施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

第三条 施行日前の日について特定業種退職金共済契約に基づき掛金が納付されたことのある被共済者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの(新令第三条ただし書の規定に該当する者を除 く。)に係る退職金の額は、同条本文の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)の合算額とする。 得た金額の合計額を減じて得た金額 千二百円以下の特定業種掛金月額(新令第三条第二号に規定する特定業種掛金月額をいう。以下この条において同じ。)については、イにより計算して得た金額の合計額から口により計算して

二百円を超えるときは、千二百円)から変更前の特定業種掛金月額に相当する額を差し引いて得た額に対応する部分については、その十円ごとに、十円に当該掛金の納付があつた月数を乗じた月数が通算して二十四月未満であるとき (特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。) は、当該変更後の特定業種掛金月額のうち当該変更後の特定業種掛金月額(その額が千 金額からその下欄に定める金額を減じて得た額を加算した額の十分の一の金額)。ただし、特定業種掛金月額の変更があつた場合において、変更後の特定業種掛金月額による掛金の納付があつ に係るものがあるときは、掛金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納付があつた月数に応じ同表の中欄に定める金額の十二分の一の の中欄に定める金額の百二十分の一の金額(当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた日数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間 千二百円以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数(この月数の算定については、新令第二条の例による。以下この条において同じ。)に応じ新令別表第

おいて、掛金の納付があつた月数が二十四月未満であるとき(特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。)は、その十円ごとに、十円に当該掛金の納付があつた月数を乗じて得た 千二百円を超える特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額(特定業種掛金月額の変更があつた場合に 額(その月数が二十四月未満であるときは、その十円ごとに、十円にその月数を乗じて得た金額)の九十五分の五(掛金の納付があつた月数が百二十月以上である場合は、九十分の十)の金額 に係るものに限る。以下この号において同じ。)が三十六月以上である被共済者につき、施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金八百円を超え千二百円以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数(当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者が中小企業者であつた期間 八百円を超え千二百円以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数(当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者が中小企業者であつた期

第三条の二 施行日前の日について中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第三十八号。以下「昭和五十六年改正法」という。)による改正後の中小企業退職金共済法第八十 する特定業種掛金納付月数 特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき施行日以後の日について掛金が納付されたことのない者にあつては昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令第三条の二第三項に規定 期間に係る掛金の納付があつた月数」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第三十八号)による改正後の中小企業退職金共済法第八十三条の二第一項 令第三百二十六号による改正後の新令別表第二。以下この条において同じ。)」と、「同表」とあるのは「昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一」と、同号ロ中「施行日前 新令」という。)別表第一(当該特定業種が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令第三条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種に該当する場合にあつては、昭和五十六年政 令別表第一」とあるのは「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(昭和五十六年政令第三百二十六号)による改正後の新令(以下「昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後 (以下「昭和五十六年政令第二百九十七号による改正後の新令」という。)第三条の二第一項に規定する繰入金額の繰入れが行われたものに対する前条の規定の適用については、同条第一号イ中「新 被共済者となり、その者について中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和五十六年政令第二百九十七号)第一条の規定による改正後の新令 三条の二第一項の甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金が納付されたことのある被共済者であつた者であつて、施行日以後に同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約 同法第八十三条の二第一項の甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき施行日以後の日について掛金が納付されたことのある者にあつては昭和五十六年政令 の甲

る金額に対応する昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第三の下欄に定める月数」とする。 の新令第三条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種に該当する場合にあつては、昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第四。以下この号において同じ。)の上欄に定め が行われたものとした場合における当該繰入金額の算定の基礎となつた昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の別表第三(当該特定業種が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正 第三百二十六号による改正後の新令第三条の二第三項に規定する特定業種掛金納付月数のうち施行日以後の日について掛金が納付されなかつたものとして同条第一項に規定する繰入金額の繰入れ

る同条の規定にかかわらず、当該加算した額とする。 り納付があつたものとみなされる掛金を除く。)の総額を加算した額が前項の規定により読み替えて適用する前条の規定により計算して得た額を超える場合は、同項の規定により読み替えて適用す る繰入金額が当該掛金の総額に満たないときは、当該繰入金額とする。)に同法第八十三条の二第一項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金(同条第二項の規定によ 前項に規定する者であつて、昭和五十六年改正法による改正後の中小企業退職金共済法第八十三条の二第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされるものについて支給する退職金 は、その者について、同条第一項の甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額(昭和五十六年政令第二百九十七号による改正後の新令第三条の二第一項に規定す

(被共済者が移動した場合の引渡金額等に関する経過措置)

う。) による改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。) 第九十四条第一項の規定による引渡金額の引渡しについて適用する。 第つ第五条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に係る中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(以下「昭和五十五年改正法」とい

用については、同項第一号中「法別表第一の第三欄(掛金月額の変更があつた場合において、退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき(掛金納付月数が二 の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十五号)による改正前の法別表第一の下欄」とする。 十四月未満である場合を除く。)は、その超える額については、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の第四欄。以下この項において同じ。)」とあるのは、「中小企業退職金共済法 施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつた者(施行日前に退職し、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に限る。)に関する新令第五条第一項の規定の

改正する法律(昭和五十五年法律第四十五号。以下「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が施行日以後にあると関する新令第五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を 金納付月数が六十月以上であるときは、掛金納付月数」とあるのは「当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数が六十月以上であるときは、当該掛金納付月数」とする。 き」と、同項第三号中「退職金共済契約の効力が生じた日」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十一条の二第一項の申出をした日」と、 施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつた者(施行日以後に退職し又は新法第九十四条第一項第二号の申出があり、特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に限る。)に 掛

なつたものに関する新令第五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「退職金共済契約の効力が生じた日」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律 した日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数が六十月以上であるときは、当該掛金納付月数」とする。 第四十五号)附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十一条の二第一項の申出をした日」と、「掛金納付月数が六十月以上であるときは、掛金納付月数」とあるのは「当該申出を 施行日以後昭和五十六年四月一日前に効力が生じた退職金共済契約(過去勤務掛金が納付されたことのあるものに限る。)の被共済者であつた者であつて、特定業種退職金共済契約の被共済者と

政令第三百二十六号による改正後の新令別表第四。以下この号において同じ。)の上欄に定める金額に対応する昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第三の下欄に定める月数」 よる改正後の新令別表第三(当該特定業種が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令第三条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種に該当する場合にあつては、昭和五十六年 月について掛金が納付されなかつたものとして同条第一項に規定する引渡金額の引渡しが行われたものとした場合における当該引渡金額の算定の基礎となつた昭和五十六年政令第三百二十六号に 定業種掛金納付月数、退職金共済契約に基づき施行日の属する月以後の月について掛金が納付されたことのある者にあつては同項に規定する特定業種掛金納付月数のうち施行日の属する月以後 あるのは「退職金共済契約に基づき施行日の属する月以後の月について掛金が納付されたことのない者にあつては昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令第五条第四項に規定する特あるのは「退職金共済契約に基づき施行日の属する月以後の月について掛金が納付されたことのない者にあっては昭和五十六年政令第三十六十六日の 表第二。以下この条において同じ。)」と、「同表」とあるのは「昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別表第一」と、同号ロ中「施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数」と が昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令第三条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種に該当する場合にあつては、昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令別 金共済法施行令の一部を改正する政令(昭和五十六年政令第三百二十六号)による改正後の新令(以下「昭和五十六年政令第三百二十六号による改正後の新令」という。)別表第一(当該特定業種 なり、新令第五条第一項に規定する引渡金額の引渡しが行われたものに係る退職金の額について準用する。この場合において、附則第三条第一号イ中「新令別表第一」とあるのは「中小企業退 | 附則第三条の規定は、施行日の属する月前の月について退職金共済契約に基づき掛金が納付されたことのある被共済者であつた者であつて、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者と

総額を加算した額が前項において読み替えて準用する附則第三条の規定により計算して得た額を超える場合は、同項において読み替えて準用する同条の規定にかかわらず、当該加算した額とする。 務掛金の総額に満たないときは、当該引渡金額とする。)に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金(同法第九十四条第二項の規定により納付があつたものとみなされる掛金を除く。)の その者について、退職金共済契約に基づき納付された掛金及び過去勤務掛金の総額(昭和五十六年政令第二百九十七号による改正後の新令第五条第一項に規定する引渡金額が当該掛金及び過去勤 (解約手当金の額に関する経過措置) 前項に規定する者であつて、昭和五十六年改正法による改正後の中小企業退職金共済法第九十四条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされるものについて支給する退職金の額は、

と読み替えるものとする。

第五条 昭和五十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する新法第二十一条の二第一項に規定する退職金共済契約の被共済者であつて、新法第二十一条の四第一項の規定に該当 するものに係る退職金共済契約が解除された場合に、昭和五十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する新法第二十一条の四第三項の規定により計算した場合に得られる解約 た額に満たないときは、その者に支給される解約手当金の額は、昭和五十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する新法第二十一条の四第三項の規定にかかわらず、 あつた月数が四十八月であるときは四千九百六十円に、過去勤務掛金の納付があつた月数が六十月であるときは六千八百円に、過去勤務掛金の額を百円で除して得た数を乗じて得た額) 手当金の額が、昭和五十五年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十三条第四項の規定により計算して得た額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付

8

した額とする

2 年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十三条第四項」とあるのは、「新法第十三条第四項」とする。 前項に規定する退職金共済契約の被共済者のうち、昭和五十五年改正法の施行の日以後にその効力が生ずる退職金共済契約の被共済者に対する同項の規定の適用については、同項中「昭和五

附 則 (昭和五六年九月二九日政令第二九七号)

(放行其下)

この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十六年十月一日) から施行する

(退職金に関する経過措置)

2 由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に中小企業退職金共済法第八十二条第一項から第三項までに規定する支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、 第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第五条第五項の規定及び第二条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令附則第四条第六項の規定は、 施行日前に当該支給事

PM 則 (昭和五六年一一月二五日政令第三二六号) 抄

旅行其 巨

1

オーリー (四日に) にの政令は、公布の日から施行する。

則 (昭和五八年三月一八日政令第二二号)

附 則 (昭和五八年一二月一〇日政令第二五六号)この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一一月一一日政令第三四一号)

(施行期日) のまが一年一一月一一日政

(基厳仓こ掲する圣過昔畳) 第一条 この政令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

【場)女三袋)コ、三巻具(退職金に関する経過措置)

第二条 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。) 第三条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、 施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

三条 肖肖

(被共済者が移動した場合の繰入金額等に関する経過措置)

第四条 新令第三条の二の規定は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十七号)による改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第八十三条の三第一 た場合については、なお従前の例による。 特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつ 項の甲特定業種(以下この条において「甲特定業種」という。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に同項の乙特定業種(以下この条において「乙特定業種」という。)に係る

金共済契約の被共済者となつた者に限る。)に関する新令第三条の二第一項の規定の適用については、同項第一号中「甲特定業種に係る別表第一等」とあるのは、「中小企業退職金共済法施行令の 一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百四十一号)による改正前の別表第一(甲特定業種が同令による改正前の前条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種に該当する場合にあつて 施行日前に効力が生じた甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者(施行日前に当該契約に基づく退職金の支給事由が生じ、施行日以後に乙特定業種退職 同令による改正前の別表第二)」とする。

(特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

第五条 新令第四条の規定は、新法第九十二条第一項の従業員(以下この条において「従業員」という。)が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、 施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。 従業員が

(被共済者が移動した場合の引渡金額等に関する経過措置)

第六条 新令第五条第一項及び第四項の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、 に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。 退職金共済契約の被共済者が施行日

施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつた者であつて、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつたものに関する新令第五条の規定の適用については、 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の

新令第五条第一項第一号 退職金共済契約の効力が生じた日におけ改正法附則第四条第一項第二号イ又はロに掲げる場合に該当するとき 法別表第 その超える額 る掛金月額を超える掛金月額があるとき 百円 中小企業退職金共済法の一 |同号イ又は口に定める額 旧法」という。)別表第 部を改正する法律 (昭和六十一年法律第三十七号。 以下 「改正法」という。) による改正前の法 (以 下

新令第五条第一項第二号	千円	百円
	法別表第一	旧法別表第一
	四万九千六百円	四千九百六十円
	六万八千円	六千八百円
新令第五条第一項第三号	退職金共済契約の効力が生じた日	退職金共済契約の効力が生じた日(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十五号)附則第五条第
		項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の法第二十一条の二第一項の規定による申出(以下「特例申出」という。)
		に係る者にあつては、特例申出をした日)
	掛金納付月数が	掛金納付月数(特例申出に係る者にあつては、特例申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数。イを除き、以下この
		号において同じ。)が
新令第五条第一項第三号イ	- 千円	百円
	法別表第一	旧法別表第一
新令第五条第一項第三号口	法別表第三	旧法別表第三
	F9	<u> </u>

3 金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。 新令第五条第六項の規定は、 特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、 特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に退 職

4 の別表第一(当該特定業種が同令による改正前の第三条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種に該当する場合にあつては、 関する新令第五条第六項の規定の適用については、同項中「別表第一等及び」とあるのは「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百四十一号)による改正 施行日前に効力が生じた特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者(施行日前に当該契約に基づく退職金の支給事由が生じ、施行日以後に退職金共済契約の被共済者となつた者に限る。) 、同令による改正前の別表第二。以下この条において同じ。)及以正する政令(昭和六十一年政令第三百四十一号)による改正前施行日以後に退職金共済契約の被共済者となつた者に限る。)に

(労働省令への委任)

び」と、「別表第一等の」とあるのは「別表第一の」とする。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、 労働省令で定める。

(平成三年二月五日政令第一四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等に関する経過措置)

第二条 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第四条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済 契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。 者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合の引渡金額、通算月数等に関する経過措置)

第三条 新令第六条の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。 施行日前に退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金

(特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となった場合の引渡金額、通算月数等に関する経過措置)

第四条 新令第七条の規定は、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。 施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金

(平成二年改正法附則第四条第一項第二号の算定方法)

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、退職が死亡による場合であって、当該各号に定める額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、第五条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十九号。以下「平成二年改正法」という。)附則第四条第一項第二号イに規定する被共済者に係る退職金の額は、 掛金の総額に相当する額とする。 納付された

るものとする。) 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日前である場合 次のイ及びロにより計算して得た金額の合算額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げ

掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあっては、千二百円)を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額からそ

ロー千二百円を超える掛金月額について、その超える額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ附則別表の第三欄(掛金月額の変更があった場合の第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た金額の十二分の一の金額に「その第三権に対象を参加し、3)の第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た金額の十二分の一の金額に「その第三権に対象を参加し、3)の第三人の「の金額に「その第三権に対象を参加し、3)の「の金額に「その第三権に対象を参加し、3)の「の金額に「その第三権に対象を参加し、3)の「の金額に「その第三権に対象を参加し、3)の「の金額に「その第三権に対象を参加し、3)の「の金額に「3)の第三権に対象を参加し、3)の「の金額に「3)の「の金額に「3)の第三権に対象を参加し、3)の「の金額に「3)の第三権に対象を参加し、3)の「の金額については、3)の「おおお」の第三権に対象を参加し、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額について、その超える額を可能を対象といる。」の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額については、3)の「の金額にしいては、3)の「の金額については、3)の「の金額にしいては、3)の「の金額にしいては、3)の「の金額にしいては、3)の「の金額にしいては、3)の「の金額には、3)の「の金額には、3)の「の金額には、3)の「の金額には、3)の「の金額には、3)の「の金額には、3)の 定める額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ同表の第四欄)に定める金額の十分の一の金額において、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するとき(掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。)は、当該(1)又は(2)に定める額については、当該

退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日前である場合において、同日前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が同日以後にあるとき。 当該最高額を超える額

- (2)退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。 当該効力を生じた日におけ
- 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日以後である場合 次のイ及びロにより計算して得た金額の合算額
- 掛金納付月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額
- 円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ同表の第四欄)に定める金額 三千円を超える掛金月額について、その超える額を千円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ附則別表の第三欄(掛金月額の変更があった場合に いて、退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき(掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。)は、その超える額については、 その超える額を千
- (平成二年改正法附則第四条第一項第三号の算定方法) 平成二年改正法附則第四条第一項第二号ロに規定する被共済者に係る退職金の額のうち同号ロ(1)の規定による額の算定については、 前項の規定の例による
- 第六条 平成二年改正法附則第四条第一項第三号イに規定する被共済者に係る退職金の額は、 次のいずれか多い額とする。
- 本文の規定を適用した場合に得られる額 金月額及び過去勤務通算月額について」と、「掛金の納付があった月数に応じ附則別表」とあるのは「掛金の納付があった月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に応じ附則別表」と、同項第二号イ中「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」と、同号ロ中「掛金月額について」とあるのは「掛の月数を加えた月数に応じ附則別表」と、同号ロ中「掛金月額について」とあるのは「掛 と、同号ロ中「掛金月額について」とあるのは「掛金月額及び過去勤務通算月額について」と、「掛金の納付があった月数に応じ附則別表」とあるのは「掛金の納付があった月数に過去勤務期間 前条第一項第一号イ中「掛金月額」とあるのは「掛金月額及び過去勤務通算月額」と、「掛金の納付があった月数」とあるのは「掛金の納付があった月数に過去勤務期間の月数を加えた月数
- 前条第一項本文の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額 (過去勤務掛金の納付があった月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額に、 それぞれ四十九
- 平成二年改正法附則第四条第一項第三号ロに規定する被共済者に係る退職金の額のうち同号ロ(1)の規定による額の算定については、 又は六十八を乗じて得た額)を加算した額 前項の規定の例による。
- 平成二年改正法附則第四条第三項第二号イに規定する退職金共済契約に係る解約手当金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 二年改正法附則第四条第三項第二号の算定方法)
- に定める額については、同号ロ(1)又は(2)に定める額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ同表の第四欄)に定める金額の十分の一の金 (掛金月額の変更があった場合において、附則第五条第一項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる場合に該当するとき(掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。)は、同号ロ(1)又は(2) 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日前である場合。掛金月額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ附則別表の第三欄
- 額については、その超える額を千円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ同表の第四欄)に定める金額の合算額 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日以後である場合
 掛金月額を千円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ附則 (掛金月額の変更があった場合において、退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき(掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。) は、 その超える 別表の第三
- (平成二年改正法附則第四条第三項第三号の算定方法) 平成二年改正法附則第四条第三項第二号ロに規定する退職金共済契約に係る解約手当金の額のうち同号ロ(1)の規定による額の算定については、 前項の規定の例による。
- から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額とする。 平成二年改正法附則第四条第三項第三号イに規定する退職金共済契約に係る解約手当金の額は、 附則第六条第一項の規定の例により算定した額 (以下この項において「退職金相当額」とい
- 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日前である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、 当該イ又は口に定める額の合算額(その額に一円未満の端数があるとき
- を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があった月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍・退職金相当額が附則第六条第一項第一号の規定の例により算定した額である場合(掛金月額及び過去勤務通算月額(千二百円を超える掛金月額及び過去勤務通算月額にあっては、千二百円) これを切り捨てるものとする。)
- 該区分に係る掛金の納付があった月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額の十二分の一の金額 退職金相当額が附則第六条第一項第二号の規定の例により算定した額である場合 掛金月額(千二百円を超える掛金月額にあっては、千二百円)を百円ごとに区分し、 当該区分ごとに、 当

の額を減じて得た額の十二分の一の金額

- 金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数)に応じ附則別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日以後である場合 掛金納付月数(退職金相当額が附則第六条第一項第一号の規定の例により算定した額である場合にあっては、 掛
- (労働省令への委任) 平成二年改正法附則第四条第三項第三号ロに規定する退職金共済契約に係る解約手当金の額のうち同号ロ 1 の規定による額の算定については、 前項の規定の例による
- に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算して支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における附則第五条から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、第九条 平成二年改正法の施行の日前に効力を生じた退職金共済契約に係る退職金及び解約手当金のうち、昭和六十一年十二月一日前に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数と同日以2

(過去勤務期間を通算した場合の退職金等に関する経過措置)

数となる月」とあるのは、「月数となる月(平成四年四月以後の月に限る。)」として同項」とする。対する同号(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項第一号中「第十条第二項」とあるのは、「第十条第二項第三号ロ中「月第十条 平成二年改正法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の四第一項に規定する被共済者であって、同項第一号に規定する応当する日が平成二年改正法の施行の日前の日である者に

附則別表

附則別表			
月数	金額		
一月			1、000円
二月			II, OOOE
三月	_	-	川、〇〇〇巴
四月		_	E, OOOE
五月		<u> </u>	五、〇〇〇円
六月			六、〇〇〇円
七月			七、〇〇〇円
八月			八、〇〇〇円
九月			九、〇〇〇円
一〇月	_	 -	10,000年
一一月			1、000円
一二月	一〇、八〇〇円	三、六〇〇円	二、000円
一三月	二、六〇〇円	四、二〇〇円	三、000円
一四月	回、回〇〇円		四、〇〇〇円
一五月			一五、〇〇〇円
一六月	一八、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
一七月			一七、〇〇〇円
一八月	1111、1100円		一八、〇〇〇円
一九月			一九、〇〇〇円
二〇月			二0、000円
二月	二九、七〇〇円	九、九〇〇円	二1、000円
三月		K	二二、〇〇〇円
二三月	三五、一〇〇円	一一、七〇〇円	二三、〇〇〇円
二四月			二四、〇〇〇円
二五月		二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
二六月			二六、〇〇〇円
二七月	八一、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
二八月	八四、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
二九月		二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
三〇月		三〇、〇〇〇円	三0、000円
三月		三一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
三月	OOO用	三二、000円	三二、〇〇〇円
三三月	九九、〇〇〇円	三三、000円	三三、〇〇〇円
三四月	1017、000円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
三五月		三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
三六月		三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
三七月	一一三、三四〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
三八月	一一六、四〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円

一九二、一九二、八七
- 1
- 1
- 1
- 1
- 1
1

	六九月 九五二、	六八月 九四三、	一六七月 九三四、			九〇	八	八	八	八	八	一五八月 八五五、	一五七月 八四六、			八一	一五三月	一五二月 八〇	一五一月 七九四		一四九月 七七八		一四七月 七六三、				一四三月 七三五、	一四一月 七二〇、	一四〇月七一三、			六九	一三六月 六八			一三三月 六六三、	三二月		三〇月	二九月 六三五	六二
`			四、六七〇円			١,	١,	1	八二、〇三〇円	七三、二六〇円					九、三九〇円	10、六二0円	一、八五〇円	ı 'ı	١, ١	,	١, ١	` \					五、〇八〇円		三、四六〇円			一、八四〇円	四				٠,	١,		五、一三〇円	八、二三〇円
	三〇三、九〇〇円	三〇一、一〇〇円	二九八、三〇〇円	١,	二九二、七〇〇円	二八九、九〇〇円	二八七、一〇〇円		二八一、五〇〇円	二七八、七〇〇円	١,	١,		١,	二六四、七〇〇円	二六一、九〇〇円	,		二五三、五〇〇円		│ `	- 1	二四三、八〇〇円	二四一、五〇〇円	`	`	二三四、六〇〇円	11三0、000円	二二七、七〇〇円	- 1	111111、100円	`	二一八、五〇〇円	二六、二〇〇円	二一三、九〇〇円	`	二〇九、三〇〇円	`	二〇四、九〇〇円	11011、七00円	二〇〇、五〇〇円
大	二九七、八〇〇円	二九五、一〇〇円	二九二、三〇〇円	二八九、六〇〇円	二八六、八〇〇円	二八四、一〇〇円	四	二七八、六〇〇円	二七五、九〇〇円	二七三、一〇〇円	二七〇、四〇〇円	二六七、六〇〇円		二六二、二〇〇円	二五九、四〇〇円	二五六、七〇〇円	二五三、九〇〇円		二四八、四〇〇円	二四五、七〇〇円	`	二四一、二〇〇円	二三八、九〇〇円	二三六、七〇〇円			二二九、九〇〇円	二二五、四〇〇円	11111111111111111111111111111111111111			四	二四、一〇〇円	- 1	二〇九、六〇〇円	四	二〇五、一〇〇円	`	二〇〇、八〇〇円	一九八、六〇〇円	一九六、五〇〇円

二一三月	二二二月	二一月	二一〇月	二〇九月	二〇八月	二〇七月	二〇六月	二〇五月	二〇四月	二〇三月	二〇二月	二〇一月	二〇〇月	一九九月	一九八月	一九七月	一九六月	一九五月	一九四月	一九三月	一九二月	一九一月	一九〇月	一八九月	一八八月	一八七月	一八六月	一八五月	一八四月	一八三月	一八二月	一八一月	一八〇月	一七九月	一七八月	一七七月	一七六月	一七五月	一七四月	一七三月	一七二月	一七一月
一、三六一、七五〇円	一、三五一、四一〇円		一、三三一、〇四〇円	1、三二1、010円	一、三一〇、九九〇円	一、三〇〇、九六〇円	一、二九〇、九三〇円	一、二八〇、九一〇円	一、二七一、一九〇円	一、二六一、四八〇円	一、二五一、七七〇円	一、二四二、〇五〇円	1、1111、1111、11110日	一、二二二、六三〇円	一、二二三、二三〇円	一、二〇三、八三〇円	一、一九四、四三〇円	一、一八五、〇三〇円	一、一七五、六三〇円	١,	١, ١	`	`	١,	一、 1 110、四八〇円	一、一一一、三九〇円		一、〇九三、二二〇円		- 1	一、〇六六、二七〇円	`	١,		_	1、0111、四10円	1、01三、六三0円)四、八六	九九六、〇九〇円		١,	,
	四三一、三〇〇円	١,	١,	四二一、六〇〇円	四一八、四〇〇円	四一五、二〇〇円	国 11、000円	四〇八、八〇〇円	四〇五、七〇〇円	١,	١,	三九六、四〇〇円				三八四、二〇〇円								١.	٠.			八	八		Ó		- 1	`\	١,	三二六、三〇〇円	三二三、五〇〇円	三二〇、七〇〇円	三一七、九〇〇円	三一五、一〇〇円	= (三〇九、五〇〇円
	四二二、七〇〇円	四一九、四〇〇円	四一六、三〇〇円	四1川、1100円		四〇六、九〇〇円	型〇三、八〇〇円	四〇〇、六〇〇円	三九七、六〇〇円	三九四、五〇〇円	三九一、五〇〇円	三八八、五〇〇円	三八五、四〇〇円	三八二、四〇〇円	三七九、五〇〇円	三七六、五〇〇円	三七三、六〇〇円	三七〇、六〇〇円			三六一、八〇〇円	三五九、〇〇〇円	三五六、一〇〇円	三五三、三〇〇円	三五〇、四〇〇円		三四四、八〇〇円	三四一、九〇〇円	三三九、一〇〇円	三三六、二〇〇円	三三三、五〇〇円		- 1		三二、五〇〇円	三一九、八〇〇円	三一七、〇〇〇円	11 国、1100円	三一一、五〇〇円	三〇八、八〇〇円	三〇六、一〇〇円	11011、1100円
	一、三六一、七五〇円 四三四、	一、三六一、七五〇円 四三四、六〇〇円 四三五、四三二、三〇〇円 四三二、三〇〇円 四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、	一、三六一、七五〇円 四三四、六〇〇円 四三九、〇〇〇円 四二九、〇〇〇円 四二五、四二五、四二五、四二五、四二五、四二五、四二五、四二五、四二五、四二五、	一、三六一、七五〇円 四三四、六〇〇円 四二九、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇円 四二五、〇〇〇一 四	1、三六1、七五0円 四三四、六00円 四三五、六00円 四三五、六00円 1、三二1、0月0円 四三八、000円 四三九、000円 1、三二1、0月0円 四三八、000円 四三九、000円	1、三二〇、九九〇円 四三四、六〇〇円 四三五、四〇円 四三五、四〇円 1、三二1、〇1〇円 四三四、六〇〇円 四三九、〇〇円 1、三二1、〇1〇円 四三四、八〇〇円 四三九、回□九、回□九、回□二、三〇一 1、三六一、七五〇円 四三四、六〇〇円 四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、四三五、	1、三〇〇、九六〇円 四三五、二〇〇円 四〇六、	1、二九〇、九三〇円 四二五、	1、二八〇、九一〇円 四〇八、八〇〇円 四〇〇、 1、二九〇、九三〇円 四一二、〇〇〇円 四〇二、 1、三〇、九六〇円 四一五、二〇〇円 四〇六、 1、三二、〇一〇円 四二、〇〇〇円 四一六、 1、三二、〇四〇円 四二、〇〇〇円 四二、 1、三二、〇四〇円 四二、〇〇〇円 四二、 1、三二、〇四〇円 四二、六〇〇円 四二、 1、三二、〇四〇円 四二、二〇〇円 四二、二〇四一 四二、二〇四一 四二、二〇四 四二、二、四二〇円 四二、二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二	1、二七一、一九〇円 四〇五、七〇〇円 四〇二、 1、二九〇、九一〇円 四〇八、八〇〇円 四〇〇、 1、二九〇、九六〇円 四一五、二〇〇円 四〇六、 1、三二〇、九六〇円 四一五、二〇〇円 四〇六、 1、三二〇、九九〇円 四二一、六〇〇円 四一六、 1、三二〇、〇〇〇円 四二一、六〇〇円 四二二、 1、三二〇、〇〇〇円 四二一、六〇〇円 四二二、 1、三二〇〇〇〇円 四二一、六〇〇円 四二二、 1、三二〇〇〇〇円 四二一、六〇〇円 四二二、 1、三二〇〇〇〇円 四二二、 1、三二〇〇〇〇 四二五、 1、三二〇〇〇〇 四二五、 1、三二〇〇〇〇 四二五、 1、三二〇〇〇〇 四二五、 1、三二〇〇〇〇 四二五、 1、三二〇〇〇〇 四三二、 1、三二〇〇〇〇 四三二、 1、三二〇〇〇〇 四三二、	1、二六一、四八〇円 四三九、大〇〇円 四三五、四三九一、二九〇、九一〇円 四三九、大〇〇円 四三九七、	1、二五一、七七〇円 三九一、	一、二四二、〇五〇円 三九人、四〇〇円 三九人、四〇〇円 一、二五一、七七〇円 三九十、五〇〇円 三九十、五〇〇円 一、二六一、四八〇円 四〇二、六〇〇円 三九七、一九〇円 一、二九〇、九一〇円 四一二、〇〇〇円 四〇二、六〇〇円 一、三一〇、九六〇円 四一八、四〇〇円 四〇一、六四〇円 一、三二一、〇十〇円 四二一、六〇〇円 四一九、四〇〇円 一、三二一、〇十〇円 四二一、六〇〇円 四二十、一十〇〇円 一、三二一、〇十〇円 四二十、六〇〇円 四二十、一十〇〇円 四二十、六〇〇円 四二十、六〇〇円 四二十、一十八 四二十、二十 四二十、二十二 四二十、一十八 四二十 四二十 四二十 四二十	一、二三二、三四〇円 三九五、四〇〇円 三八九、四八八円 一、二五一、七七〇円 三九九、五〇〇円 三九十、四〇〇円 一、二十、一九〇円 四〇二、六〇〇円 三九七、四〇〇円 一、二十、一九〇円 四〇二、六〇〇円 四〇二、十〇〇円 一、二九〇、九十〇円 四一二、〇〇〇円 四〇二、十〇〇円 一、三一〇、九六〇円 四一二、〇〇〇円 四〇二、十〇〇円 一、三二十、〇一〇円 四二一、六〇〇円 四一十、四〇〇円 一、三二十、〇十〇円 四二一、六〇〇円 四一十、四〇一 一、三二十、〇十〇円 四二十、六〇〇円 四一十、四〇二十、二〇二〇円 一、三二十、〇十〇円 四二十、六〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、三〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、三〇〇円 四二十、四〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、三〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二〇〇円 四二十、二十、二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	1、1111、大三〇円 三九〇、 1〇〇円 三八二、	1、111三、1三〇円 三九七、1〇〇円 三九七、1〇〇円 1、111三、大三〇円 三九一、1〇〇円 三九二、1〇〇円 1、111三、大三〇円 三九二、1〇〇円 三九二、1八〇、1八〇、1八〇、1八〇、1八〇、1八〇、1八〇、1八〇、1八〇、1八〇	1、10円 三八四 三八四 三七大 三七大 三元 八三二 八三二 八三一 三七大 三九二 三元 八三二 三元 八三 三元 三元	1、1九四、四三〇円 三八1、二〇〇円 三七三、 三七三、 二、二〇三、人三〇円 三七六、 二、二三、二三〇円 三七九、 二、二二、六三〇円 三九九、二〇〇円 三九四、 「、三二、八〇、九六〇円 四二、八〇〇円 四二、六〇〇円 四二、二、一〇〇円 四二、六〇〇円 四二、二、一〇〇円 四二、二、一〇〇一 四二、一、一〇〇一 四二、二、一〇〇一 四二、二、一〇一 四二、二、一〇〇一 四二、二、一〇〇一 四二、二、一〇〇一 四二、一、一〇〇一 四二、一	1、一人五、〇三〇円 三七〇、 二〇〇円 三七〇、 二〇〇円 三七〇、 二〇〇円 三七〇、 二〇〇円 三七〇、 二七二、 二三〇円 三七二、 二二二、 六三〇円 三九一、 二〇〇円 三九一、 二〇〇円 三九一、 二〇〇円 三九一、 二八五、 二二二、 二三〇円 三九七、 三二十、 〇三〇円 三九七、 三二十、 〇三〇円 三九七、 三元十、 〇三〇円 三九七、 三二十、 〇三〇円 四○二、 六〇〇円 四○二、 二〇〇円 四○二、 二元四、 ○三一〇、 九六〇円 四○二、 二二〇〇円 四○二、 二元四、 ○三一〇 九六〇円 四○二、 二元四、 ○三十 三二十、 ○三十 三二十、 ○三十 三二十、 ○三十 三二十、 ○三十 三二十 三二十 三二十 三二十 三三十 三二十 三二十	1、1七五、六三〇円 三七五、1〇〇円 三六七、 三七五、1〇〇円 三七〇、 三七〇、 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	1、1大次、1三〇円 三七二、1二〇円 三大四、	1、 五六、八三〇円 三六九、二〇〇円 三六一、 三八一、 三八二、 三八二、	1、 四七、七四〇円 三六六、三〇〇円 三五九、 三元十、 三一九、 三一九、 三一九、 三一八、 三一八、 三元十、 三一八、 三元十、 三一八、 三元十、 三二、 三二、 三元十、 三二、 三二、 三二、 三二、 三二、 三二、 三二、 三二、 三三、 三二、 三二、	1、1三八、六五〇円 三六二、四〇円 三五六、 三〇八円 三五六、三〇〇円 三五六、三〇〇円 三五六、三〇〇円 三五九、 三〇〇円 三七二、二〇〇円 三七二、二〇〇円 三七二、二〇〇円 三七二、二〇〇円 三七二、二〇〇円 三七九、 三〇〇円 三九八、 三〇〇円 三九八、 三二十、 三〇〇円 三九九、 三〇〇円 三九九、 三〇〇円 三九九四、 三二十、 三二十、 ○〇〇円 三九九四、 三二十、 ○〇〇円 三九一、 三二十、 ○〇〇円 三九一、 三二十、 ○○〇円 三二十、 ○○〇円 三二十、 三二十、 ○○〇円 三二十、 三二十、 ○○〇円 三二十、 三二十、 三二十、 ○○〇円 三二十、 三二十、 三二十、 ○○〇円 三二十、 三二十二十、 三二十二十、 三二十、 三二十二十、 三二十二十二十、 三二十二十二十、	1、11九、五七〇円 三五三、 1、11九、五七〇円 三五三、 1、10円 三六、、三〇〇円 三五三、 1、10円 三六、、三〇〇円 三五六、 1、10円 三六九、二〇〇円 三元六、 1、10円 三九八、二〇〇円 三七二、 1、10円 三九八、二〇〇円 三七二、 1、10円 三九八、二〇〇円 三七二、 1、10円 三九八、二〇〇円 三七二、 1、11日、六三〇円 三九八、二〇〇円 三七二、 1、11日、六三〇円 三九八、二〇〇円 三七二、 1、11日、六三〇円 三九八、二〇〇円 三七二、 1、11日、六三〇円 三九九、五〇〇円 三七二、 1、11日、六三〇円 三九九、五〇〇円 三七九、 1、11日、六三〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、二〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、二〇〇円 三九九、二〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、九〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、二〇〇円 三九九、五〇〇円 三九七、 1、10〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、五〇〇円 三九九、二〇〇一円 三九九、二〇〇円 三九九、二〇〇〇円 三九九、二〇〇〇日 三九九、二〇〇〇〇日 三九二、二〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1、110、四人〇円 三五七、六〇〇円 三五〇、	1、1 1、1 1、1 1 1 1 1 1	1、101、三10円 三五四、人の円 三四四、	NONE NONE	1、○人四、1三〇円 三四大、〇〇円 三四大、〇〇円 三四十、 三四十、 三四十、 三四十、 三四十 三四十、 三四十 三五十 三五1 三二十 三二1 三四 三二1 三回 三二1 三三1 三回 三二1 三□ 三三1 三□ 三□ 三□ 三□ 三□	、○七五、〇五〇円 三四六、 、○八四、	1、○大夫、1七〇円 回四六、 ○○円 回三六、 □三六、 □三二、 □二二、 □二二二、 □二二二、 □二二二、 □二二二、 □二二、 □二二、 □二二、 □二二、 □二二、 □二二、 □二二、 □二二、 □二二、 □二二	1、○五七、五〇〇円 三三七、五〇〇円 三三七、五〇〇円 三三一八 三〇〇円 三三九、 三〇〇円 三三九、 三〇〇円 三三九、 三〇〇円 三三九、 三〇〇円 三三九、 三四八 三三九、 三四八 三元九 三元八 三二八 三二八 三二〇 三二元 三二八 三二二 三二二	、○周代、七三〇円	O O D O D D D D D D D D D D D D D D D		「〇丁二、四〇円 四二 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三	1. O.111 M. O.10 M. M. M. M. M. M. M. M	1、○○四、人名○円 10 10 10 10 10 10 10 1	1. ○○四、大〇〇円 1.1 ○ 1.2 ○○円 1.1 ○ 1.2 ○○円 1.1 ○ 1.2 ○○円 1.1 ○□ 1.2 ○○円 1.1 □□ 1	TACK NAOPH NAO	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.

二五八月	二五七月	二五六月	二五五月	二五四月	二五三月	二五二月	二五一月	二五〇月	二四九月	二四八月	二四七月	二四六月	二四五月	二四四月	二四三月	二四二月	二四一月	二四〇月	二三九月	二三八月	11三七月	二三六月	二三五月	一三四月	一三三月	二三月	三三一月	二三〇月	二二九月	二二八月	二二七月	二二六月	二二五月	二二四月	二二三月	二二月	二二 月	二二〇月	二一九月	二八月	二一七月	二一六月	二五月
一、八七七、四九〇円	六四、	一、八五二、四三〇円		一、八二七、三六〇円		一、八〇二、二九〇円	一、七九〇、〇七〇円	一、七七七、八五〇円		1	一、七四一、一九〇円	一、七二八、九七〇円	一、七一七、〇七〇円		1 '	一、六八一、三五〇円		一、六五七、五三〇円	一、六四五、九四〇円	一、六三四、三五〇円	一、六二二、七五〇円		一、五九九、八八〇円			一、五六六、〇四〇円		一、五四三、四八〇円	一、五三二、二〇〇円	一、五二一、二三〇円	一、五一〇、二七〇円	一、四九九、三〇〇円		一、四七七、三七〇円				一、四三四、七五〇円	一、四二四、一〇〇円	一、四一三、四五〇円	一、四〇三、一一〇円	1	一、三八二、四三〇円
五九九、二〇〇円		五九一、二〇〇円	七、二	八三、		五七五、二〇〇円			五六三、五〇〇円		`	五五一、八〇〇円	五四八、〇〇〇円	١,	١,	Ι,	١,		五	五二一、六〇〇円	弋	四、	ó	0七、			四九六、二〇〇円		,	四八五、五〇〇円			١,	四七一、五〇〇円	٠,	`	四六一、三〇〇円	,	五.	١,	四四七、八〇〇円	五	四回一、二〇〇円
五八七、二〇〇円	1			五七一、五〇〇円	五六七、六〇〇円	五六三、七〇〇円	五五九、九〇〇円	五五六、一〇〇円	五五二、二〇〇円	五四八、四〇〇円	五四四、六〇〇円	五四〇、八〇〇円	五三七、〇〇〇円	五三三、三〇〇円	五二九、六〇〇円	五二五、九〇〇円	五二、一〇〇円	五一八、四〇〇円	五一四、八〇〇円	五一、二〇〇円	五〇七、五〇〇円	五〇三、九〇〇円	五〇〇、四〇〇円	四九六、九〇〇円	四九三、三〇〇円	四八九、八〇〇円	四八六、三〇〇円	四八二、七〇〇円	四七九、二〇〇円	四七五、八〇〇円	田〇〇田、二十四四	四六八、九〇〇円	- 1	四六二、一〇〇円	四五八、七〇〇円	四五五、四〇〇円	四五二、一〇〇円	四四八、七〇〇円	四四五、四〇〇円	四四二、一〇〇円	四三八、八〇〇円	四三五、六〇〇円	国川1、国〇〇田

七八三、CCC円	七九九、〇〇〇円		()
	' I '		三〇一月
	七八九、〇〇〇円	二、四七二、二〇〇円	三〇〇月
七六八、三〇〇円	1 '		二九九月
七六三、五〇〇円	Ι,	二、四四一、一八〇円	二九八月
七五八、七〇〇円	_	二、四二五、八三〇円	二九七月
七五三、九〇〇円	· ·	· `	二九六月
七四九、一〇〇円	七六四、四〇〇円	二、三九五、一二〇円	二九五月
七四四、三〇〇円		二、三七九、七七〇円	二九四月
七三九、六〇〇円	1	Ι,	二九三月
七三四、九〇〇円	1 .	二、三四九、六九〇円	二九二月
七三0、100円	七四五、一〇〇円	二、三三四、六五〇円	二九一月
1			二九〇月
七二〇、八〇〇円	1 '		二八九月
七一六、二〇〇円		二、二八九、八四〇円	二八八月
七一一、六〇〇円	七二六、一〇〇円	二、二七五、一一〇円	二八七月
	١,	=	二八六月
七〇二、四〇〇円		二、二四五、六六〇円	二八五月
六九七、九〇〇円		二、二三一、二五〇円	二八四月
六九三、四〇〇円	七〇七、五〇〇円	二、二一六、八三〇円	二八三月
六八八、八〇〇円	七〇二、九〇〇円	11、11011、图110日	二八二月
六八四、四〇〇円		二、一八八、三二〇円	二八一月
六八〇、〇〇〇円	六九三、九○○円	二、一七四、二二〇円	二八〇月
六七五、六○○円		- 1	二七九月
六七一、二〇〇円	١,	二、一四六、〇二〇円	二七八月
六六六、八〇〇円	١,	二、一三一、九二〇円	二七七月
六六二、四〇〇円	六七五、九〇〇円	二、一一七、八二〇円	二七六月
六五八、一〇〇円		`	二七五月
六五三、八○○円	六六七、一〇〇円	二、〇九〇、二五〇円	二七四月
六四九、四〇〇円	六六二、七〇〇円	二、〇七六、四六〇円	二七三月
六四五、一〇〇円	六五八、三〇〇円	١,	二七二月
六四〇、八〇〇円	- 1	八	二七一月
六三六、六〇〇円	六四九、六○○円	二、〇三五、四一〇円	二七〇月
六三二、四〇〇円		二、〇二一、九四〇円	二六九月
六二八、二〇〇円	六四一、〇〇〇円	二、〇〇八、四七〇円	二六八月
六二四、〇〇〇円	六三六、七〇〇円	一、九九四、九九〇円	二六七月
六一九、八〇〇円	六三二、四〇〇円	一、九八一、五二〇円	二六六月
六一五、六〇〇円	六二八、二〇〇円	一、九六六、三六〇円	二六五月
六一、五〇〇円	二四、		二六四月
六〇七、四〇〇円	六一九、八〇〇円	一、九四二、〇四〇円	二六三月
六〇三、三〇〇円	六一五、六〇〇円	一、九二八、八八〇円	二六二月
- 1		一六、〇	二六一月
五	六〇七、四〇〇円	三、一九	二六〇月
= j ((F	() ()		

= =	=,	三四四月 三、二四		三四二月三、二〇	=, _	三四〇月 三、一六	三、一	=; -	= -	三、〇	三三五月三、〇六九、	三三四月三、〇五〇、	三三三月三、〇三二、	1=1, 0	二、九九	三三〇月 二、九七七、		11,	三二七月 二、九二四、	三二六月 二、九〇六、	11,	1 ,	三三月二、八五三、	三二月二、八三五、	二、八	二、八	三一九月 二、七八	1,	1,	三一六月 二、七三二、	二、七一	1 -	1_,	三一二月二、六六五、	1 `	三一〇月	三〇九月 二、六一	三〇八月 二、六〇	三〇七月 二、五八三、	三〇六月	三〇五月	三〇四月 二、五三五、
9 2	九、六一	〇、一八〇円	、七五	一、六	八二、五三〇円	六三、四一〇円	四四、三〇〇円	二五、五〇〇円	〇六、七〇〇円	八七、九〇〇円		١, ١		四、二七〇円		l	九、七五〇円		四、〇三〇円	六、一七〇円	`	七		- 1	一八、四三〇円	- 1	八三、九七〇円	七	八	- 1	.		١.	五、八四〇円	`		一六、三三〇円	Ó	l	ı	一、四七〇円	
١,	١,	一、〇三四、一〇〇円	一、〇二七、九〇〇円	一、〇二、八〇〇円		一、〇〇九、六〇〇円		七、五〇	九九一、五〇〇円	九八五、五〇〇円		九七三、七〇〇円			九五六、二〇〇円	九五〇、四〇〇円	١,		九三三、二〇〇円	九二七、五〇〇円	_	六、	_ _	١,	`	九四、	八八八、五〇〇円			八七二、二〇〇円	八六六、八〇〇円	١,	١,	八五〇、八〇〇円	١,	,	`	,	八二四、六〇〇円	八一九、四〇〇円	`	八〇九、二〇〇円
五	一、〇一九、五〇〇円	一、〇一三、四〇〇円	一、〇〇七、三〇〇円	1、001、四00円	九九五、四〇〇円	九八九、四〇〇円	九八三、四〇〇円	九七七、六〇〇円	九七一、七〇〇円	九六五、八〇〇円	九六〇、〇〇〇円	九五四、二〇〇円	九四八、四〇〇円	九四二、八〇〇円	九三七、一〇〇円	九三一、四〇〇円	九二五、七〇〇円	九二〇、一〇〇円	九一四、五〇〇円	九〇九、〇〇〇円		- 1		八八六、九〇〇円			八七〇、七〇〇円			- 1	八四九、五〇〇円		\bigcirc	八三三、八〇〇円	八二八、六〇〇円	八二三、四〇〇円	八一八、三〇〇円	八一三、二〇〇円	八〇八、一〇〇円	八〇三、〇〇〇円	七九八、〇〇〇円	七九三、〇〇〇円

一、三二五、八〇〇円	line 三五二、九〇〇円	元、一三九、()九()円	三九()月
			三八九月
		九八九〇、	三八八月
一、三〇三、二〇〇円	一、三二九、八〇〇円	. _	三八七月
		一四二、	三八六月
一、二八八、三〇〇円	一、三一四、六〇〇円	四、一一九、〇八〇円	三八五月
一、二八一、〇〇〇円		Ŧ	三八四月
一、二七三、六〇〇円	一、二九九、六〇〇円	四、〇七二、〇八〇円	三八三月
一、二六六、三〇〇円	一、二九二、一〇〇円	四、〇四八、五八〇円	三八二月
一、二五九、〇〇〇円	一、二八四、七〇〇円	四、〇二五、三九〇円	三八一月
一、二五一、八〇〇円		四、0011、110円	三八〇月
一、二四四、六〇〇円	1		三七九月
一、二三七、四〇〇円	一、二六二、七〇〇円	三、九五六、四六〇円	三七八月
1、1三0、三00円	一、二五五、四〇〇円		三七七月
一、111三、100円	一、二四八、二〇〇円	三、九一一、〇三〇円	三七六月
一、二一六、二〇〇円	一、二四一、〇〇〇円	三、八八八、四七〇円	三七五月
一、二〇九、一〇〇円	一、二三三、八〇〇円	八六五、	三七四月
1、101、100円	一、二二六、七〇〇円	六六六	三七三月
一、一九五、二〇〇円	一、二九、六〇〇円	三、八二、四一〇円	三七二月
一、一八八、三〇〇円	一、二二、五〇〇円	三、七九九、一七〇円	三七一月
一、一八一、四〇〇円	一、二〇五、五〇〇円		三七〇月
一、一七四、五〇〇円	一、一九八、五〇〇円	三、七五五、三〇〇円	三六九月
一、一六七、七〇〇円	一、一九一、五〇〇円	三、七三三、三七〇円	三六八月
	一、一八四、六〇〇円		三六七月
	١,	١,	三六六月
一、一四七、四〇〇円	一、一七〇、八〇〇円	三、六六六、五一〇円	三六五月
1、 四〇、七〇〇円	一、一六四、〇〇〇円	三、六四七、二〇〇円	三六四月
一、一三四、一〇〇円	١,	- 1	三六三月
一、一二七、四〇〇円		三、六〇四、五九〇円	三六二月
一、一二〇、八〇〇円	一、一四三、七〇〇円		三六一月
一、一一四、三〇〇円	一、一三七、〇〇〇円	`	三六〇月
一、一〇七、七〇〇円	1、1三0、三00円		三五九月
一、一〇一、二〇〇円	一、一二三、七〇〇円	١'	三五八月
一、〇九四、八〇〇円	1		三五七月
一、〇八八、三〇〇円	一、一一〇、五〇〇円	Ŧ.	三五六月
一、〇八一、八〇〇円	一、一〇三、九〇〇円	١,	三五五月
一、〇七五、五〇〇円	一、〇九七、四〇〇円	三、四三八、五二〇円	三五四月
一、〇六九、一〇〇円	一、〇九〇、九〇〇円		三五三月
	١, ١	三、三九七、七九〇円	三五二月
一、〇五六、四〇〇円	一、〇七八、〇〇〇円	三、三七七、七三〇円	三五一月
一、〇五〇、二〇〇円		三、三五七、六八〇円	三五〇月
) = 00	三、三三七、九四〇円	三四九月
一、〇三七、八〇〇円	- 1	八	三四八月
- (<u>=</u> -)((<u>F</u>	- (() F		-)

一、六九七、六〇〇円	一、七三二、二〇〇円	五、四二七、五六〇円	四三四月
一、六八八、一〇〇円	一、七二二、六〇〇円	、三九七、四八	四三三月
一、六七八、八〇〇円	一、七一三、一〇〇円	五、三六七、七一〇円	四三二月
	一、七〇三、七〇〇円	、三三八、二六	四三一月
一、六六〇、四〇〇円	1	五、三〇八、八一〇円	四三〇月
一、六五一、二〇〇円	一、六八四、九〇〇円	五、二七九、三五〇円	四二九月
一、六四二、一〇〇円	\	、二五〇、一	四二八月
一、六三三、〇〇〇円	一、六六六、三〇〇円	五、二二一、〇七〇円	四二七月
一、六二四、〇〇〇円	一、六五七、一〇〇円	五、一九二、二五〇円	四二六月
一、六一四、九〇〇円	一、六四七、九〇〇円	、一六三、	四二五月
一、六〇六、〇〇〇円	, 八	、一三四、九一	四二四月
一、五九七、一〇〇円	`	、一〇六、三九	四二三月
一、五八八、二〇〇円	一、六二〇、六〇〇円	、〇七七、	四二二月
一、五七九、四〇〇円	一、六一一、六〇〇円	、〇四九、	四二月
一、五七〇、五〇〇円	<u></u>	, 0111,	四二〇月
	九三、	四、九九三、五九〇円	四一九月
一、五五三、一〇〇円	一、五八四、八〇〇円	、九六五、	四一八月
一、五四四、五〇〇円	١,	Ι.	四一七月
一、五三五、九〇〇円	١,	九一〇、	四一六月
1、五二七、二〇〇円	一、五五八、四〇〇円	四、八八二、九九〇円	四一五月
一、五一八、七〇〇円	,	、八五五、	四一四月
一、五10、100円	1、五四1、〇〇〇円	、八二八、	四一三月
一、五〇一、八〇〇円	一、五三二、四〇〇円	四、八〇一、五二〇円	四一二月
一、四九三、三〇〇円	一、五二三、八〇〇円	四、七七四、五七〇円	四一一月
一、四八五、〇〇〇円	一、五一五、三〇〇円	、七四七、	四一〇月
	` `I		四〇九月
一、四六八、三〇〇円	١, ١	、六九	四〇八月
一、四六〇、一〇〇円	一、四八九、九〇〇円		四〇七月
一、四五一、九〇〇円	一、四八一、五〇〇円	四、六四二、〇二〇円	四〇六月
一、周围川、七〇〇円	1、四七川、1100円	六、	四〇五月
一、四三五、六〇〇円	一、四六四、九〇〇円	四、五九〇、〇二〇円	四〇四月
一、四二七、五〇〇円	一、四五六、六〇〇円	四、五六四、〇一〇円	四〇三月
一、四一九、四〇〇円	八		四〇二月
	一、四四〇、二〇〇円	 `	四〇一月
一、四〇三、五〇〇円	一、四川1、100円	四、四八七、二五〇円	四〇〇月
一、三九五、五〇〇円	1、图11图、〇〇〇巴	四、四六一、八七〇円	三九九月
一、三八七、六〇〇円	一、四一五、九〇〇円	、四三六、日	三九八月
一、三七九、七〇〇円	一、四〇七、九〇〇円		三九七月
一、三七一、九〇〇円	一、三九九、九〇〇円	四、三八六、三五〇円	三九六月
	一、三九二、〇〇〇円	四、三六一、六〇〇円	三九五月
	, 100	四、三三六、八五〇円	三九四月
八八八	一、三七六、三〇〇円	四、川川、四一〇円	三九三月
一、三四一、一〇〇円	١,	四、二八七、九七〇円	三九二月
	- 三	型 ニナニ ヨミ〇P	<u>-</u>

二、一五七、

11、七11七、七〇〇円	二、七八三、四〇〇円	一八、七二一、三二〇円	=
11、七一川、圓〇〇円	、 八 〇 C	八、六七五、五七〇円	_
二、六九九、一〇〇円	二、七五四、二〇〇円	八、六二九、八三〇円	五二〇月
二、六八四、九〇〇円	二、七三九、七〇〇円	、三九	五一九月
二、六七〇、八〇〇円	二、七二五、三〇〇円	`	五一八月
二、六五六、七〇〇円	О Д	١,	五一七月
二、六四二、七〇〇円	二、六九六、六〇〇円	八、四四九、三五〇円	五一六月
二、六二八、八〇〇円	八	١,	五一五月
		`	五一四月
二、六〇一、一〇〇円	二、六五四、二〇〇円	八、三一六、四九〇円	五一三月
二、五八七、四〇〇円		八、二七二、六三〇円	五一二月
二、五七三、七〇〇円		١,	五一一月
二、五六〇、一〇〇円	二、六一二、三〇〇円	、一八五、一	五一〇月
二、五四六、五〇〇円	二、五九八、五〇〇円	h.	五〇九月
二、五三三、一〇〇円	四、	、〇九九、〇	五〇八月
二、五一九、七〇〇円	二、五七一、一〇〇円		五〇七月
二、五〇六、四〇〇円	七、	、 〇 一 三 、 五	五〇六月
二、四九三、〇〇〇円		、九七〇、八	五〇五月
	١,	九二八、	五〇四月
二、四六六、七〇〇円	二、五一七、〇〇〇円	七、八八六、六〇〇円	五〇三月
二、四五三、六〇〇円	二、五〇三、七〇〇円	八四四、	五〇二月
11、圓圓〇、六〇〇巴	l 'I	八〇三、	五〇一月
11、四114、七〇〇円	١, ١	七、七六一、八九〇円	五〇〇月
口、四一回、七〇〇円	` `	١,	四九九月
二、四〇一、九〇〇円	١. ١	七、六七九、四九〇円	四九八月
二、三八九、一〇〇円	١, ١	١, ١	四九七月
二、三七六、四〇〇円	二、四二四、九〇〇円	`	四九六月
二、三六三、八〇〇円		١'	四九五月
		五七、	四九四月
二、三三八、六〇〇円	二、三八六、三〇〇円	、四七七、	四九三月
二、三二六、一〇〇円	二、三七三、六〇〇円	七、四三七、二八〇円	四九二月
二、三一三、八〇〇円	二、三六一、〇〇〇円	七、三九七、八〇〇円	四九一月
	`	三五八、三	四九〇月
	二、三三五、九〇〇円		四八九月
二、二七六、九〇〇円	二、三二三、四〇〇円	七、二七九、九九〇円	四八八月
二、二六四、八〇〇円		四一、	四八七月
- 1	二、二九八、六〇〇円		四八六月
二、二四〇、六〇〇円	`	七、一六三、七四〇円	四八五月
二、二二八、六〇〇円	二、二七四、一〇〇円	七、一二五、五一〇円	四八四月
二、二一六、七〇〇円		弋	四八三月
二、二〇四、八〇〇円	二、二四九、八〇〇円	七、〇四九、三七〇円	四八二月
二、一九二、九〇〇円	、七〇〇	一、四六	四八一月
	二、二二五、七〇〇円	六、九七三、八六〇円	四八〇月

2

t 1	五四〇月を超える月数九、	五四〇月	五三九月	五三八月 九、	五三七月	五三六月九、	五三五月	五三四月九、	五三三月	五三二月	五三一月	五三〇月	五二九月 九、	五二八月九、	五二七月	五二六月	五二五月八、	五二四月 一八、	五二三月 八
(3. は 17 m C P を M	五八六、七五〇	7、五八六、七五〇円 i	、五三六、六一〇円	四八六、七九〇円	九、四三七、二九〇円	7、三八七、七八〇円	7、三三八、五九〇円	7、二八九、七一〇円		7、一九二、五七〇円		7、〇九六、三八〇円	九、○四八、七五○円		八、九五四、一三〇円	八、九〇七、一三〇円 1	八、八六〇、四四〇円 1	八、八一三、七五〇円	八、七六七、三八〇円
六、〇〇〇円を加算した金額	○五九、六○○円に、五四○月を超	三、○五九、六○○円	川、〇国川、六〇〇田	三、〇二七、七〇〇円	三、〇一一、九〇〇円	二、九九六、一〇〇円	二、九八〇、四〇〇円	二、九六四、八〇〇円	二、九四九、三〇〇円	二、九三三、八〇〇円	二、九一八、四〇〇円	二、九〇三、一〇〇円	二、八八七、九〇〇円	二、八七二、八〇〇円	二、八五七、七〇〇円	二、八四二、七〇〇円	二、八二七、八〇〇円	二、八一二、九〇〇円	二、七九八、一〇〇円
五、七〇〇円を加算した金額		二、九九八、四〇〇円	二、九八二、七〇〇円	二、九六七、一〇〇円	二、九五一、七〇〇円	二、九三六、二〇〇円	二、九二〇、八〇〇円	二、九〇五、五〇〇円	二、八九〇、三〇〇円	二、八七五、一〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円	二、八四五、〇〇〇円	二、八三〇、一〇〇円	二、八一五、三〇〇円	二、八〇〇、五〇〇円	二、七八五、八〇〇円	11、七七1、1100円	二、七五六、六〇〇円	二、七四二、一〇〇円

五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五|五

(平成七年六月三〇日政令第二七五号)

この政令は、平成七年十二月一日から施行する。 附 則 (平成七年六月三〇日政令第二七五号

則 (平成九年七月一日政令第二二七号)

抄

行期日)

一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第三条の規定は、次の各号に掲げる特定業種の区分に応じ、当該各号に定める日(以下「基準日前被共済者」という。)前に当該特定業(退職金に関する経過措置) 外の者に係る退職金の額について適用する。

- 新令別表第一に係る特定業種 平成十年一月一日
- 新令別表第二に係る特定業種 この政令の施行の日(以下「施行日」という。
- 新令別表第三に係る特定業種 施行日

第三条 基準日前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第四条 基準日前被共済者であって、基準日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 納付月数をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額を合算して得た額 三十五月以下 特定業種掛金月額区分(新令第三条第一号に規定する各区分をいう。 以下この条において同じ。)ごとに、十円に特定業種区分掛金納付月数(同号に規定する特定業種区分掛金

二 三十六月以上 り上げるものとする。) 特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切

別表第一等(新令第三条第二号に規定する別表第一等をいう。以下この条において同じ。)の下欄に定める金額の百分の一の金額 基準日前特定業種区分掛金納付月数(基準日前の日に係る特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。)が三十五月以下である場合 特定業種区分掛金納付月数に応じ新令

等の下欄に定める金額の百分の一の金額。ただし、その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。 基準日前特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合。特定業種区分掛金納付月数に当該基準日前特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第一

基準日前特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数に相当する月数のうち最大のものを下回るときは、当該最大の月数とする。 た月数とする。ただし、当該基準日前特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数に相当する月数が、同一の特定業種掛金月額区分における当該基準日前特定業種区分掛金納付月数より小さ 特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該基準日前特定業種区分掛金納付月数を減じて得 :項第二号ロの換算月数は、特定業種掛金月額区分ごとに、基準日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、新令別表第一等の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、基準日

- 3 前項の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる特定業種掛金月額区分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 定業種にあっては附則別表第二、新令別表第三に係る特定業種にあっては附則別表第三をいう。次号において同じ。)の中欄に定める金額の百二十分の一の金額 千二百円を超えない部分の特定業種掛金月額区分 基準日前特定業種区分掛金納付月数に応じ附則別表第一等(新令別表第一に係る特定業種にあっては附則別表第一、新令別表第二に係る特
- 千二百円を超える部分の特定業種掛金月額区分 基準日前特定業種区分掛金納付月数に応じ附則別表第一等の下欄に定める金額の十分の一の金額
- 4 数」と読み替えるものとする。 前項の規定は、第一項第二号ロの従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「基準日前特定業種区分掛金納付月数」とあるのは、 「特定業種区分掛金納付月

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置)

において、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が平成十年一月一日前に新令別表第一に係る特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合における同条の規定**第五条** 新令第四条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用する。この場合 三条」とする。 の適用については、同条第一項第三号中「前条」とあるのは、「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百二十七号)による改正前の中小企業退職金共済法施行令第

(特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

第六条 新令第五条の規定は、中小企業退職金共済法第九十二条第一項の従業員(以下この条において「従業員」という。)が基準日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について 適用し、従業員が基準日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合の引渡金額等に関する経過措置)

第七条 新令第六条の規定は、退職金共済契約の被共済者が基準日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が基準日前に特定業種退職金 共済契約の被共済者となった場合については、 なお従前の例による。

(労働省令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、 労働省令で定める。

 队 则 以 以

月数	金額	
三六月	四五、四七〇円	三、六〇〇円
三七月	四六、七四〇日	三、七〇〇円
三八月	四八、〇〇〇円	三、八〇〇円
三九月	四九、二六〇円	三、九〇〇円
四〇月	五〇、五三〇円	回, OOOE
四一月	五一、七九〇円	回、100円
四二月	五三、〇五〇円	回、1100日
四三月	五五、〇七〇円	四、三六〇円
四四月	五七、○九○円	四、角二〇円
四五月	五九、一二〇円	四、六八〇円
四六月	六 、 四 0日	四、八包〇円
四七月		五、〇〇〇円
四八月	六五、一八〇円	五、一六〇円
四九月	六七、〇七〇円	五、三一〇円
五〇月		五、四六〇円
五一月	七〇、八六〇円	五、六一〇円
五二月	七二、八八〇円	五、七七〇円
五三月	七四、九一〇円	五、九三〇円
五四月	七六、九三〇円	六、〇九〇円
五五月	七八、六九〇円	六、二三〇円
五六月	八〇、四六〇円	六、三七〇円
五七月	八二、二三〇円	六、五一〇円
五八月	八四、〇〇〇円	六、六五〇円 一
五九月	八五、七七〇円	六、七九〇円

I CIII 月	- () 月	一〇 月	一〇〇月	九九月	九八月	九七月	九六月	九五月	九四月	九三月	九二月	九一月	九〇月	八九月	八八月	八七月	八六月	八五月	八四月	八三月	八二月	八一月	八〇月	七九月	七八月	七七月	七六月	七五月	七四月	七三月	七二月	七一月	七〇月	六九月	六八月	六七月	六六月			
			一七五、七一〇円			一六八、一三〇円			一六〇、五五〇円			一五二、九七〇円		一四八、一七〇円			一四一、三五〇円	一三九、〇七〇円	一三六、八〇〇円	一三四、五三〇円	三二、二五〇円	一二九、九八〇円	二七、七 〇円				二八、八六〇円	一一六、七二〇円	一一四、五七〇円		一一〇、二七〇円	一〇八、二五〇円	一〇六、二三〇円		一〇二、一九〇円	100、一七0円	九八、一五〇円	九四、六一〇円		八九、三一〇円
			一三、九一〇円	1	一三、五一〇円	一三、三二〇円	<u></u>	一二、九一〇円	七一				一一、九一〇円		一一、五五〇円		一一、一九〇円	11、010円	一〇、八三〇円	一〇、六五〇円	一〇、四七〇円	一〇、二九〇円	10、110円			九、五八〇円		九、二四〇円			八、七三〇円				八、〇九〇円	七、九三〇円		七、四九〇円	七、二〇円	七、〇七〇円

一四七月	一四六月	一四五月	一匹匹月		一四三月	一四二月	一四一月	一四〇月	一三九月	一三八月	一三七月	一三六月	一三五月		一三三月	一三二月	一三一月	一三〇月	一二九月	一二八月	一二七月	一二六月			一二三月	一二二月		一二〇月	一一九月	一八月	一一七月	一一六月	一一五月	一一四月	一一三月	一一二月	一一月	一一〇月	一〇九月	一〇八月	一〇七月	一〇六月	一〇五月	一〇四月
三二五、〇七〇円	三二、000円	三一八、九三〇円	١.	ī -			三〇六、〇〇〇円	三〇二、八〇〇円	1		二九三、〇七〇円	ニバカー七三〇円	ニハ六 王三〇円	١.		二七六、九三〇円				二六四、五三〇円		\					二四二、九三〇円	二三九、八七〇円		二二一、九四〇円	二一九、二八〇円	六三	111回、110円	١,	二〇八、九三〇円	١,	1		Ι.	一九五、九二〇円			八、	`
二四、三八〇円	二四、一五〇円	1		- 1		二三、一九〇円	二二、九五〇円	二二、七一〇円	二二、四七〇円		二 . 九八〇円		- 1	二二、二五〇円		二〇、七七〇円	二〇、五三〇円	二〇、三〇〇円				- 1			- 1	一八、四五〇円	一八、二三〇円	一七、九九〇円	一七、七八〇円	一七、五七〇円	一七、三六〇円	一七、一五〇円	一六、九五〇円	一六、七五〇円	一六、五四〇円			Ι.	t		三		九一	七一

	ı	
三六、三四〇円	四八四、五三〇円	九〇月
三六、〇五〇円	四八〇、六七〇円	八九月
		八八月
三五、四七〇円	1	八七月
		八六月
	1	八五月
三四、六〇〇円	四六一、三三〇円	八四月
三四、三一〇円	四五七、四七〇円	八三月
1	1	八二月
三三、七五〇円		八一月
三三、四七〇円	四四六、二七〇円	八〇月
三三、一九〇円		七九月
三二、九一〇円	四三八、八〇〇円	七八月
三二、六三〇円	四三五、〇七〇円	七七月
三二、三五〇円	四三一、三三〇円	七六月
三二、〇七〇円	四二七、六〇〇円	七五月
三一、七九〇円	四二三、八七〇円	七四月
三一、五一〇円	四二〇、一三〇円	七三月
三二、二三〇円	四一六、四〇〇円	七二月
三〇、九五〇円	四一二、六七〇円	七一月
三〇、六七〇円	四〇八、九三〇円	七〇月
三〇、三九〇円	四〇五、二〇〇円	六九月
		ハ八月
		六七月
二九、五五〇円	三九四、〇〇〇円	六六月
二九、二七〇円		ハ五月
二八、九九〇円	三八六、五三〇円	ハ四月
二八、七一〇円	三八二、八〇〇円	六三月
二八、四三〇円	三七九、〇七〇円	六二月
二八、一五〇円	三七五、三三〇円	六一月
二七、八七〇円	- 1	六〇月
二七、五九〇円		五九月
二七、三一〇円	三六四、一三〇円	五八月
11七、〇三〇円		五七月
二六、七五〇円		五六月
二六、四七〇円	三五二、九三〇円	五五月
二六、一九〇円		五四月
二五、九一〇円	三四五、四七〇円	五三月
二五、六三〇円	川田一、七川〇田	五二月
二五、三五〇円	三三八、〇〇〇円	五一月
二五、〇七〇円	三三四、二七〇円	五〇月
二四、八四〇円	三三一、100円	四九月

	f	-
		15111111111111111111111111111111111111
六八、四九〇円		一七八月
六八、〇四〇円	九〇七、二〇〇円	一七七月
六七、五九〇円	九〇一、二〇〇円	一七六月
	`	一七五月
		一七四月
	八八三、六〇〇円	一七三月
		七二月
六五、三九〇円		七一月
六四、九六〇円	八六六、一三〇円	一七〇月
六四、五三〇円		一六九月
六四、一〇〇円		一六八月
	八四八、九三〇円	一六七月
		一六六月
六二、八二〇円	八三七、六〇〇円	一六五月
六二、四〇〇円	八三一、〇〇〇円	一六四月
		六三月
六一、五六〇円		六二月
六一、一五〇円	八一五、三三〇円	六一月
六〇、七四〇円	八〇九、八七〇円	一六〇月
六〇、三三〇円	大〇町、町〇〇町	一五九月
五九、九二〇円	七九八、九三〇円	一五八月
五九、五二〇円	七九三、六〇〇円	一五七月
五九、一二〇円	七八八、二七〇円	一五六月
五八、七二〇円	七八二、九三〇円	一五五月
五八、三二〇円	七七七、六〇〇円	一五四月
五七、九二〇円	七七二、二七〇円	一五三月
	`	五二月
五七、一三〇円	七六一、七三〇円	五一月
五六、七四〇円	七五六、五三〇円	五〇月
五六、三五〇円		一四九月
五五、九六〇円	六、	一四八月
五五、五七〇円	七四〇、九三〇円	一四七月
五五、一八〇円	七三五、七三〇円	一四六月
五四、八〇〇円	٠,	一四五月
	七二五、六〇〇円	一四四月
五四、〇四〇円	七二〇、五三〇円	一四三月
五三、六六〇円	七一五、四七〇円	一四二月
五三、二八〇円	ı	一四一月
五二、九〇〇円	七〇五、三三〇円	一四〇月
五二、五三〇円	100、回00円	一三九月
	١, ١	三八月
五一、七九〇円	六九〇、五三〇円	一三七月

三三月	三二月	三二月		三一九月	三一八月	三一七月	三一六月	三一五月	三一四月	三一三月	三二月	三一月	三一〇月	三〇九月	三〇八月	三〇七月	三〇六月	三〇五月	三〇四月	三〇三月	三〇二月	三〇一月	三〇〇月	二九九月	二九八月	二九七月	二九六月	二九五月	二九四月	二九三月	二九二月	二九一月	二九〇月	二八九月	二八八月	二八七月	二八六月	二八五月	二八四月	二八三月	二八二月	二八一月	二八〇月
四、二三〇円	二〇六、	-	九二、	_	一七七、		一、一六二、九三〇円	一、一五五、七三〇円	١,	四一、	一、一三四、四〇〇円	一二七、	一、一二〇、二七〇円	1、11时、川川〇田	一、一〇六、四〇〇円	一、〇九九、四七〇円	一、〇九二、五三〇円	一、〇八五、七三〇円	一、〇七八、九三〇円	一、〇七二、一三〇円	一、〇六五、三三〇円	一、〇五八、六七〇円	一、〇五二、〇〇〇円	一、〇四五、三三〇円	一、〇三八、八〇〇円	一、〇三二、二七〇円	一、〇二五、七三〇円	一、〇一九、二〇〇円	1、01二、六七0円	一、〇〇六、二七〇円		九九三、四七〇円	九八七、〇七〇円		九七四、四〇〇円	九六八、一三〇円		九五五、六〇〇円		九四三、三三〇円	九三七、二〇〇円	九三一、二〇〇円	九二五、二〇〇円
九一、〇六〇円			八九、四〇〇円		١,	八七、七六〇円	八七、二二〇円	1	八六、一四〇円			八四、五五〇円	八四、〇二〇円	八三、五〇〇円	八二、九八〇円	八二、四六〇円	八一、九四〇円	八一、四三〇円	八〇、九二〇円	八〇、四一〇円	七九、九〇〇円	七九、四〇〇円	七八、九〇〇円	`	七七、九一〇円			七六、四四〇円	七五、九五〇円			七四、五一〇円		七三、五五〇円	七三、〇八〇円	七二、六一〇円	七二、一四〇円	七一、六七〇円	七一、二二〇円	七〇、七五〇円	_	'	六九、三九〇円

		t
		ミデナ月
- 1	$\left \cdot \right $	三六六月
一一七、〇九〇円		六五月
	一、五五二、一三〇円	三六四月
		三六三月
一一五、〇五〇円	一、五三四、〇〇〇円	三六二月
	一、五二四、九三〇円	六一月
一一三、七〇〇円		二六〇月
	一、五〇七、二〇〇円	五九月
	一、四九八、四〇〇円	三五八月
	一、四八九、六〇〇円	三五七月
	一、四八〇、八〇〇円	三五六月
	一、四七二、〇〇〇円	三五五月
一〇九、七四〇円		五四月
一〇九、一〇〇円	一、四五四、六七〇円	五三月
一〇八、四六〇円		三五二月
		三五一月
一〇七、一八〇円		三五〇月
一〇六、五四〇円		三四九月
一〇五、九〇〇円	1、圓11、000円	一四八月
一〇五、二八〇円	1、四〇川、七川〇円	三四七月
	一、三九五、四七〇円	三四六月
	一、三八七、二〇〇円	三四五月
		一四四月
		二四三月
一〇二、一八〇円		三四二月
一〇一、五七〇円	一、三五四、二七〇円	二四一月
一〇〇、九六〇円	一、三四六、一三〇円	二四〇月
100、三五0円	一、三三八、〇〇〇円	三三九月
九九、七五〇円	1、川川〇、〇〇〇円	三二八月
九九、一五〇円	١,	三七月
九八、五五〇円	一、三一四、〇〇〇円	三三六月
	一、三〇六、一三〇円	三三五月
		三三四月
九六、七八〇円		三三三月
九六、二〇〇円	一、二八二、六七〇円	三三一月
	一、二七四、九三〇円	三三一月
九五、〇四〇円	一、二六七、二〇〇円	三〇月
		二二九月
九三、九〇〇円	一、二五二、〇〇〇円	三二八月
九三、三三〇円		二七月
		三二六月
九二、一九〇円	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	二五月
	1	

) H	一五二、三九〇円	三、〇三一、八七〇円	四一月
O円		`	四一〇月
O円	一五〇、六八〇円	二、〇〇九、〇七〇円	四〇九月
O円		Ι,	四〇八月
)円	一四八、九九〇円	一、九八六、五三〇円	四〇七月
<u>)</u> 円	一四八、一六〇円	١,	四〇六月
<u>) </u>		l .	四〇五月
<u>)</u> 巴	一四六、五〇〇円	一、九五三、三三〇円	四〇四月
<u>)</u> 円	一四五、六七〇	一、九四二、二七〇円	四〇三月
)円			四〇二月
)円	一四三、九〇〇円	,	四〇一月
<u>)</u> 円	一四二、九六〇	一、九〇六、一三〇円	四〇〇月
<u>)</u> 円	国1,010	一、八九三、六〇〇円	三九九月
)円	一四一、〇八〇円	l	三九八月
<u>)円 </u>		一、八六八、五三〇円	三九七月
<u>)</u> 円	一三九、二〇〇	一、八五六、〇〇〇円	三九六月
<u>) </u>	一三八、五四〇	一、八四七、二〇〇円	三九五月
<u>)</u> 円	一三七、八九〇円	一、八三八、五三〇円	三九四月
)円	一三七、二四〇		三九三月
)円	一三六、五九〇	一、八二、二〇〇円	三九二月
)円	一三五、九四〇円		三九一月
)円	一三五、二九〇円	一、八〇三、八七〇円	三九〇月
<u>)</u> 円	一三四、五二〇円	一、七九三、六〇〇円	三八九月
<u>)</u> 円	一三三、七五〇	一、七八三、三三〇円	三八八月
)円	一三二、九九〇円		三八七月
)円		一、七六三、〇七〇円	三八六月
)E		一、七五二、九三〇円	三八五月
<u>)</u> 巴	1三〇、七一〇三	一、七四二、八〇〇円	三八四月
<u>)</u> 巴	一二九、九七〇	一、七三二、九三〇円	三八三月
)E	一二九、二三〇	1、七二二、〇七〇円	三八二月
<u>)</u> 円	一二八、四九〇	、七二二、二〇〇円	三八一月
)円	一二七、七五〇円		三八〇月
)円	1 二七、〇一〇円		三七九月
)円	一二六、二七〇円		三七八月
)円	一二五、五五〇	1、六七回、〇〇〇円	三七七月
)E	二四、八三〇円		三七六月
)E		一、六五四、八〇〇円	三七五月
<u>) </u>	一二三、三九〇		三七四月
<u>) </u>		一、六三五、六〇〇円	三七三月
<u>)</u> 巴	一二一、九六〇	一、六二六、一三〇円	三七二月
)E		一、六一六、八〇〇円	三七一月
)円		加	三七〇月
)円	Л	八、一三	三六九月
)円	一一九、一六〇円	一、五八八、八〇〇円	三六八月

1. ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	一九四 四〇〇円		匹丑五月
一〇四三 三〇〇円 三五四 三五 三五		`	
一〇四三 三〇〇円 三五四 三五 三五	`	`	四丘四月
一〇四門 三回門 三三門 三二門 三三門 三二門 三三門 三二門 三	١,	١,	四五三月
一〇原三 三〇円 三五四 三二二 三二二 三二二 三二二 三二二 三二二 三二二 三二二 三二二 三三四 三二二 三二二 三二二 三三四 三三二 三三二 三二 三三二 三二二 三二二 三二二 三二二 三二二 三二 二二 三二 三二	`	٠,	四五二月
			四五一月
三、○五四、八〇〇円 三五四、 三、三四、八〇〇円 三、四五 三、四五 三、四五 三、四五 三、四五 三、四五 三、四五 三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三			四五〇月
1、○五四、 1、○五四、 1 五四、 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		`	四四九月
1、 ○ 五四 1 三四 1 三回 1 三□ 1 □□ 1		Ι,	四四八月
T ○ 五四 1 1 1 1 1 1 1 1 1		`	四四七月
T O D D D D D D D D D			四四六月
			四四五月
		Ι,	四四四月
TO DES 100円 1元 1元 1元 1元 1元 1元 1元 1		1	四四三月
T. O D D D D D D D D D D D D D D D D D D	١,	l	四四二月
一〇四三 三〇円 三五四 三五 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二		Ι,	四四一月
1			四四〇月
1、○四四 三回〇円 三回〇円 三面四、			四三九月
			四三八月
		١,	四三七月
1、○大次、二七〇円 五四四、 1五四、 1五五、 1 11 11 1 1			四三六月
○ ○四回 三〇円 三五四 三五四 三五四 三五四 三五四 三五四 三五四 三五四 三五九 三二 三二 八七〇円 三二 二九 八七〇円 三二 八七〇 三二 八七三 1七三 三二 1七三 三二 二十二 三二 三二 三二 三二 三二		二、三二、五三〇円	四三五月
	一七三、二三〇円	三〇九、	四三四月
TO DET TO DET TO DET TO DET TO DET TO DET TO DET TO DET TO DET			四三三月
1、○四四、 1五四、 1五四、 1五四、 1元四、 1元一、 1元一	,	四、	四三一月
一〇四三 三三〇円 1五四、 1五五、 1五二、 13二、		二七一、	四三一月
二、 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三五四、 三二〇一円 三五四、 三二、 二、 二、 二、 二、 二、 二、		二五九、	四三〇月
1.		二四六、	四二九月
1、 ○ 四四 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三三〇円 三五九、 三九一、 三九二、 三二、	一六七、五七〇円		四二八月
1、 ○四三 三三〇円		二、二二一、八七〇円	四二七月
Tan Tan		二〇九、	四二六月
1、 ○五四、八〇〇円			四二五月
1、 ○五四、八〇〇円	一六三、八九〇円	- 1	四二四月
1、 ○五四、八〇〇円	一六二、九八〇円	`	四二三月
1、 ○五四、八〇〇円	一六二、〇七〇円	一六〇、九	四二月
1、 ○五四、八〇〇円	`	八	四二月
1、	一六〇、二六〇円	` `	四二〇月
1、 ○五四、八〇〇円	一五九、三七〇円	`	四一九月
1、 0 五四、 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	一五八、四九〇円	— = = ,	四一八月
二、〇八九、七三〇円 一五六、二五〇円 二、〇九八、〇〇〇円 一五四、一五四、一五四、一五四、一五四、一五四、一五四、一五四、一五四、一五四、	一五七、六一〇円		四一七月
1、〇七八、〇〇〇円 1五五、 1 五五、 1 八〇七八、〇〇〇円 1 五四、 1 五五、 1		八九、七	四一六月
11、〇六六、二七〇円		0	四一五月
T O 五四、八〇〇円		二七	四一四月
		○五四、八○	四一三月
	一五三、二五〇円		四一二月

1、大八八、 10 10 10 10 10 10 10 1	一〇円	二四六、四	三、二八五、四七〇円	四九九月
T. 大〇大、〇〇〇円 1. 九五、 1. 九五、 1. 元 元 1. 元 元 元 1. 元 元 元 1. 元 元 元 1. 元 元 1. 元 元 1. 元 元 1. 元 元 元 1. 元 元 元 元 元 元 1. 元 元 元 元 元 元 元	九〇円		二六七、	四九八月
T. 大〇六、〇〇〇円 1. 九五、 1. 九五、 1. 九二、 1. 九二、 1. 元二、 1. 元元、 1.	OO円		三五〇、	四九七月
「大人の人、〇〇の用 1 九九、 1 九九、 1 元 九八 1 元 九 1	一〇円		1 111 111	四九六月
1、大二八、〇〇〇円 1、九五、 1、大二、八〇〇円 1 1、九五、 1、大二、八〇〇円 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二〇円		二六、	四九五月
1、大三八、〇〇〇円 1、九五、 1、九五、 1、九五、 1、九五、 1、六二、	三〇円		一九九、〇	四九四月
1、大二八の円用 1九九、 1、九二、大二八の円用 100円 110円、 110円、 110円 110円 110円、 110円、	四〇円		一八一、八	四九三月
「大〇大、〇〇〇円 九九大、 九九大、 1、六八八、 1、八八八 1 1 1 1 1 1 1 1 1	六〇円		一六四、八	四九二月
「、六〇次、〇〇の円 九九次、 九九次、 元十次 元十二次 元十二元 元十二次 元十二元 元十二二元 元十二二二二 元十二二二	一〇円		一四八、	四九一月
T, 大〇大 〇〇〇円 1.九五、	六〇円			四九〇月
一九大、	一〇円	二三三、六	一 四 (四八九月
大 () () () () () () () () () (六〇円		〇九八、	四八八月
1、大○大、〇〇〇円 1、九五、 10〇円 10〇円 11〇一、 10〇円 11〇一、	一〇円		八一、	四八七月
1、大〇大、〇〇〇円 1、九五、 1、九五、 1、大三四、八〇〇円 1、九五、 1、大三四、八〇〇円 1、九五、 1、大三四、八〇〇円 1、九九、 1、大三四、八〇〇円 1、九九、 1、大三、 1、九九、 1、九九、 1、九九、 1、九九、 1、九九、 10〇円 10〇、	六〇円	二二九、八	〇六四、	四八六月
1、六〇大、〇〇〇円 九五五 九九五 九九五 九九五 元九五 元九五 元九五 元九五 元九五 元九五 元九五 元九五 元九五 元元 元元	四〇円		〇四八、	四八五月
1、六〇大、〇〇〇円 1、九五、 1、八八八、六〇〇円 1、九五、 1、八八八、六八〇〇円 1、1〇〇八 1、九九、 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二〇円		01111,	四八四月
1、大〇大、〇〇円 1、九五、 1 1 1 1 1 1 1 1 1	OO円		〇一六、	四八三月
1、大〇大、〇〇円 1、九五、 1 1 1 1 1 1 1 1 1	九〇円			四八二月
1、大〇大、〇〇円 1、九五、	八〇円			四八一月
1、大○大、○○○円	七〇円		九六七、	四八〇月
1、大○大、○○○円	九〇円			四七九月
1、大〇六、〇〇〇円 1、五五、 1、大二〇、四〇〇円 1、五五、 1、大二〇、四〇〇円 1、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10	一〇円		九三六、	四七八月
1、六〇六、〇〇円 1、五、 1、六二〇、四〇円 1、五、 1、六二〇、四〇円 1、九八、 1、六二、八〇〇円 1〇〇、 1、六十、〇〇〇円 1〇〇、 1、七二、〇〇〇円 1〇〇、 1、七二、〇〇〇円 1〇〇、 1、七二、〇〇〇円 1〇〇、 1、七二、〇〇〇円 1〇〇、 1、七二、〇〇〇円 1〇〇、 1、七三六、八〇〇円 1〇五、 1、七三六、八〇〇円 1〇九、 1、七三六、八〇〇円 1〇九、 1、七三六、八〇〇円 1〇九、 1、七三、〇〇〇円 1〇九、 1、七三、〇〇〇円 1〇九、 1、七三、八八八、六〇〇円 1〇九、 1、八五七、二〇〇円 1〇九、 1、八五七、八〇〇円 1〇九、 1、八五七、八〇〇円 1〇九、 1、八五七、八七〇円 1〇九、 1、八五七、八七〇円 1〇九、 1、八五七、八七〇〇円 1〇九、 1、八五七、八七〇円 1〇九、 1、八五七、八七〇八 1〇九、 1、八五七、二〇〇八 1〇九、 1、八五、八五、八五、八五、八五、八五、八五、八五、八五、八五、八五、八五、八五、	三〇円		1	四七七月
1、大○大、○○○円	五〇円			四七六月
1、大〇六、〇〇〇円	七〇円	二六、六	八八八、	四七五月
一、大〇六、〇〇円 一、九五、 一、九二、六三四、八〇〇円 一、九九、 二、六二、四〇円 一、九九、 二、六十二、〇〇円 一、九九、 二、七二、〇〇円 一、九九、 二、七二、〇〇円 一、九九、 二、七二、〇〇円 一、九九、 二、七二、〇〇円 一、九九、 二、七二、〇〇円 一〇八、 二、七九六、八〇〇円 一〇九、 二、九十、二〇八 一〇八、 二、八二七、二〇〇円 二〇九、 二、八二七、二〇〇円 二〇九、	九〇円			四七四月
1、大〇六、〇〇〇円	四〇円			四七三月
1、六〇六、〇〇円	九〇円			四七二月
1、大〇六、〇〇〇円	四〇円	11111, 0	-	四七一月
1、六〇六、〇〇〇円	OO円		,	四七〇月
1、六〇六、〇〇〇円	六〇円		八	四六九月
1、六〇六、〇〇〇円	二〇円	- 1	- 1	四六八月
1、六〇六、〇〇〇円	OO円	- 1		四六七月
1、六〇六、〇〇〇円	八〇円	二〇六、三	`	四六六月
1、六〇六、〇〇〇円	六〇円		八	四六五月
1、六〇大、〇〇〇円	五〇円			四六四月
1、六九二、四〇〇円	四〇円	11011, 0		四六三月
二、六二〇、四〇〇円	三〇円		l	四六二月
二、六六三、六〇円 一九九、 二、六三四、八〇〇円 一九九、 二、六三四、八〇〇円 一九九、 一九九、 一九九、	五〇円		_	四六一月
二、六四九、二〇円 一九六、 二、六二〇、四〇円 一九七、 一九五、 一九五、	七〇円			四六〇月
二、六三四、八〇〇円 一九七、 二、六二〇、四〇〇円 一九七、	九〇円		九、二〇	四五九月
二、六二〇、四〇〇円 一九六、一九六、二、六〇六、〇〇〇円			四、八	四五八月
二、六〇六、〇〇〇円	三〇円	- 1	六二〇、四	四五七月
	五〇円		〇六、〇	四五六月

五四	五四	五三九月	五三八月	五三	五三六月	五三五月	五三四月	五三三月	五三二月	五三一月	五三	五二九月	五二八月	五二七月	五二六月	五二五月	五二四月	五二	五二二月	五二	五二〇月	五一	五.	五一	五.	五一	五一	五一	五一	五.	五一	五〇九月	五〇八月	五〇七月	五〇	五〇五月	五〇四月	五〇三月	五〇二月	五〇	五〇
一月以上の月数	○月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	一月	一月	月	〇月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月		二月	〇月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	月	○月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	二月	一月	一月) 月
金額四、〇七九、四七〇円に、	四、〇七九、四七〇円	、〇五八、四	三	四、〇一六、二七〇円	<u> </u>	_	三、九五三、〇七〇円	Ŧī.				三、八五〇、八〇〇円	三、八三〇、四〇〇円	三、八一〇、五三〇円	三、七九〇、六七〇円	七七〇、	三、七五〇、九三〇円	三、七三一、〇七〇円	三、七一一、二〇〇円	三、六九一、八七〇円	三、六七二、五三〇円		三、六三三、八七〇円	三、六一四、六七〇円	三、五九五、四七〇円	三、五七六、六七〇円	三、五五七、八七〇円	三、五三九、〇七〇円	三、五二〇、四〇〇日	三、五〇一、七三〇円	三、四八三、〇七〇円	三、四六四、八〇〇円	三、四四六、五三〇円	三、四二八、二七〇円	三、四10、1三0円	三、三九二、〇〇〇円	三、三七三、八七〇円	三、三五六、一三〇円	三、三三八、四〇〇円	三、三二〇、六七〇円	三、三〇三、〇七〇円
五四〇月を超える一月につき二一、																																									
○七○円を加算した三○五、九六○円に、五四○月を超える一月につき一、五八○円を加算	三〇五、九六〇円		三〇二、八〇〇円	三〇一、二二〇円	二九九、六四〇円	二九八、〇六〇円	二九六、四八〇円	二九四、九四〇円		二九一、八七〇円	二九〇、三四〇円	二八八、八一〇円	二八七、二八〇円	二八五、七九〇円	二八四、三〇〇円	二八二、八一〇円	二八一、三二〇円	二七九、八三〇円	二七八、三四〇円	二七六、八九〇円		二七三、九九〇円	二七二、五四〇円	11七1、100円	二六九、六六〇円	二六八、二五〇円	二六六、八四〇円		11 大国、〇二〇日	二六二、六三〇円	1	二五九、八六〇円				二五四、四〇〇円		二五一、七一〇円	二五〇、三八〇円	二四九、〇五〇円	二四七、七三〇円

附則別表第二		
月数	金額	
三六月	四五、四七〇円	三、六〇〇円
三七月	、七四〇	三、七〇〇円
三八月		三、八〇〇円
三九月	`	三、九〇〇円
四〇月	五〇、五三〇円	EL, OOOE
四一月	- 1	- 1
四二月		
四三月	五四、八二〇円	国、三国〇田
四四月		- 1
四五月		四、六二〇円
四六月	`	- 1
四七月	١,	- 1
四八月	六三、六六〇円	五、〇四〇円
四九月	六五、四三〇円	
五〇月		五、三二〇円
五一月		
五二月	七〇、七回〇日	五、六〇〇円
五三月	七二、五一〇円	
五四月	七四、二七〇円	
五五月	七六、〇四〇円	六、〇二〇円
五六月		
五七月	`	
五八月	八一、三五〇円	六、圓圓〇円
五九月	八三、一二〇円	
六〇月		
六一月		六、八七〇円
六二月	八八、六七〇円	七、〇二〇日
六三月	九〇、五七〇円	
六四月	九二、四六〇円	七、三二〇円
六五月		
六六月	九六、二五〇円	七、六二〇円
六七月		七、七七〇円
六八月	100,0国0田	七、九二〇円
六九月	一〇一、九四〇円	
七〇月	一〇三、八三〇円	
七一月	一〇五、七三〇円	
七二月		
七三月	一〇九、六四〇円	八、六八〇円
七四月	- 1	
七五月	一一三、六八〇円	九、〇〇〇円
七六月	一一五、七一〇円	九、一六〇円
	一一七、七三〇円	

一七、八三〇円	一三七、七三〇円	
	1	二〇月
一七、三九〇円		一一九月
		一一八月
一六、九五〇円	二一四、一一〇円	一一七月
	二二一、三三〇円	一一六月
1	二〇八、五五〇円	一一五月
一六、二九〇円	二〇五、七七〇円	一一四月
一六、〇七〇円	二〇二、九九〇円	一一三月
	1100、三四0円	一一二月
一五、六五〇円		一一月
		一一〇月
一五、二三〇円		一〇九月
1	一八九、七三〇円	一〇八月
	一八七、二〇〇円	一〇七月
一四、六二〇円	一八四、六七〇円	一〇六月
	1	一〇五月
国、二二〇円	一七九、六二〇円	一〇四月
	1	一〇三月
		一〇二月
1 三、六 1 〇 円		一〇一月
		一〇〇月
1111、11110日	一六六、九九〇円	九九月
1111、0110日	一六四、四六〇円	九八月
一二、八三〇円	一六二、〇六〇円	九七月
	一五九、六六〇円	九六月
	一五七、二六〇円	九五月
		九四月
111、040円	一五二、四六〇円	九三月
一、八八〇円	一五〇、〇六〇円	九二月
田〇〇片,一一	一四七、七九〇円	九一月
一一、五二〇円	- 1	九〇月
	- 1	八九月
一一、一六〇円	一四〇、九七〇円	八八月
一〇、九八〇円	一三八、六九〇円	八七月
10、八00円		八六月
10、六二0円	一三四、一五〇円	八五月
	一三一、八七〇円	八四月
10、二八〇円	一二九、八五〇円	八三月
10、110日	一二七、八三〇円	八二月
九、九六〇円	一二五、八一〇円	八一月
	一二三、七九〇円	八〇月
	`	七九月
t DICF	7 - <u>- =</u> (F	-

	Ŧ. -	六五月
二八、六四〇円	三八一、八七〇円	六四月
二八、三六〇円	三七八、一三〇円	六三月
二八、〇八〇円	三七四、四〇〇円	六二月
二七、八〇〇円	三七〇、六七〇円	六一月
	三六七、〇七〇円	八〇月
		五九月
二六、九九〇円	三五九、八七〇円	五八月
	三五六、二七〇円	五七月
二六、四五〇円	三五二、六七〇円	五六月
	三四九、〇七〇円	五五月
	三四五、四七〇円	五四月
二五、六四〇日	三四一、八七〇円	五三月
l .	三三八、二七〇円	五二月
	三三四、六七〇円	五一月
	三三一、〇七〇円	五〇月
二四、五六〇円	三二七、四七〇円	四九月
	三二回、〇〇〇円	四八月
	三二〇、	四七月
	三一七、〇七〇円	四六月
11三、五二〇円	三二三、六〇〇円	四五月
	1110、1110日	四四月
11111', O 1 O E	三〇六、八〇〇円	四三月
二二、七六〇円	三〇三、四七〇円	
二二、五一〇円	三00、1三0円	四一月
	二九六、八〇〇円	四〇月
	١, ١	三九月
二一、七六〇円	二九〇、一三〇円	三八月
二一、五一〇円	二八六、八〇〇円	三七月
111、二六〇円	二八三、四七〇円	三六月
	二八〇、一三〇円	三五月
110、七六〇円	二七六、八〇〇円	三四月
二〇、五一〇円		三三月
110、11六〇円		三月
		二月
		三〇月
	二六一、二〇〇円	一九月
	二五八、二七〇円	一八月
		一七月
	二五二、四〇〇円	六月
一八、七一〇円		二五月
		一四月
一八、二七〇円	三	三月

二	40	Ι	ΙΞ.	T	<u> </u>	T=	ΙΞ	<u> </u>	_		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		-1																										
一〇九月	〇八月	一〇七月	一〇六月	一〇五月	一〇四月	○三月	一〇二月	一〇一月	一〇〇月	九九月	九八月	九七月	九六月	九五月	九四月	九三月	九二月	九一月	九〇月	八九月	八八月	八七月	八六月	八五月	八四月	八三月	八二月	八一月	八〇月	七九月	七八月	七七月	七六月	七五月	七四月	七三月	七二月	七一月	七〇月	六九月	六八月	六七月	六六月
五六一、八七〇円	五五七、六〇〇円	五五三、三三〇円		五四四、八〇〇円		Ι,	Ι,		四、	九、	五、		〇七、		四九九、三三〇円	Ι,	Ι,			四七九、三三〇円			四六七、三三〇円		四五九、三三〇円		四五一、三三〇円	¬	四四川、川川〇円	四三九、三三〇円	四三五、四七〇円	四三一、六〇〇円	四二七、七三〇日	四二三、八七〇円	四10、000円	四一六、一三〇円	<u> </u>	四〇八、四〇〇円	四〇四、五三〇円	四〇〇、六七〇円	三九六、八〇〇円	三九三、〇七〇円	三八九、三三〇円
四二、一四〇円	四一、八二〇円	四一、五〇〇円		[]			1	1	1	1	三八、六八〇円		三八、〇六〇円	三七、七五〇円	三七、四五〇円					三五、九五〇円		三五、三五〇円	三五、〇五〇円	三四、七五〇円	三四、四五〇円	三四、一五〇円	三三、八五〇円	三三、五五〇円	三三、二五〇円	三二、九五〇円	三二、六六〇円	三二、三七〇円	三二、〇八〇円	三一、七九〇円	三一、五〇〇円	三一、二〇円	三〇、九二〇円	三〇、六三〇円	三〇、三四〇円	三〇、〇五〇円	二九、七六〇円	二九、四八〇円	二九、二〇〇円

五六、九八〇円	七五九、七三〇円	二五三月
		二五二月
五六、二七〇円	七五〇、二七〇円	二五一月
	4	·IC
- 1		二匹九月
		二四八月
五匹、八七〇円	七三一、六〇〇円	二四七月
	1	二四六月
		二四五月
		二四四月
五三、四七〇円	七一二、九三〇円	二四三月
	八八、	二四二月
	١,	二四一月
		二四〇月
		二三九月
	六八九、八七〇円	二三八月
五一、四〇〇円	六八五、三三〇円	二三七月
		二三六月
~	六七六、二七〇円	二三五月
五〇、三八〇円	六七一、七三〇円	一三四月
HO, ONOR	六六七、二〇〇円	二三三月
四九、七〇〇円	١,	二三月
四九、三六〇円		二三一月
四九、〇二〇円	六五三、六〇〇円	二三〇月
四八、六八〇円		二二九月
四人、川田〇田		二二八月
四八、〇一〇日		二二七月
四七、六八〇円	六三五、七三〇円	二二六月
	大三一、三三〇円	二二五月
国力、OIOE	六二六、九三〇円	二二四月
四六、六九〇円	六二二、五三〇円	二二月
四六、三六〇日	六一八、一三〇円	二二二月
四六、〇三〇日	六一三、七三〇円	二二月
四五、七〇〇日	١, ١	
四五、三七〇日	六〇四、九三〇円	二一九月
四五、○□○田	六〇〇、五三〇円	二八月
	`	二一七月
四四、三八〇円	五九一、七三〇円	二一六月
四回、〇六〇円	五八七、四七〇円	二一五月
田川、七国〇田	۱'	二一四月
	五七八、九三〇円	二一三月
国川、100円	五七四、六七〇円	二一二月
一、	m)	二一月

170	() () () () () () () () () ()
七三、七三、	- 1 -
	七二、
	七二、
	七一
	七一
	七〇、
	七〇、
	七〇、
	六九、
	六九
	六八、
	六八
	六八、
	六七、
	六七、
	六六、
	六六、
	六六、
	六五、
	六五、
	六四、
	六四、
	六四、
	六三、
	六三、
	六二、
	六二、
	六二、
	六一
	六一
	六〇、
	六〇、
	六〇、
	五九、
	五九、
	五九、
	五八、
	五八、
Ŧ	五八、
H	,六田
	1 1 1

カゲーニが〇円	 - ニ//三 四七〇円	三四一月
	: - 1 - 1 - 1	
1. 世里〇月	一、二七六、四〇〇円	
九五、二〇〇円		三三九月
九四、六七〇円	一、二六二、二七〇円	三三八月
九四、一四〇円	一、二五五、二〇〇円	三三七月
九三、六一〇円	一、二四八、一三〇円	三三六月
九三、〇九〇円	一、二四一、二〇〇円	三三五月
	一、二三四、二七〇円	三三四月
	一、二二七、三三〇円	三三三月
		三三二月
九一、〇一〇円	一、二一三、四七〇円	三二月
九〇、四九〇円	一、二〇六、五三〇円	三三〇月
	一、一九九、七三〇円	三二九月
八九、四七〇円	一、一九二、九三〇円	三八月
八八、九六〇円		三二七月
八八、四五〇円	一、一七九、三三〇円	三二六月
八七、九四〇円	一、一七二、五三〇円	三二五月
八七、四三〇円	一、一六五、七三〇円	三二四月
八六、九三〇円	l	三三月
八六、四三〇円		三三月
八五、九三〇円	一、一四五、七三〇円	三二月
八五、四三〇円	一、一三九、〇七〇円	三一〇月
八四、九三〇円	、 三二、四〇〇円	三一九月
八四、四三〇円	一、一二五、七三〇円	三八月
八三、九四〇円	一、一一九、二〇〇円	三一七月
八三、四五〇円	一、一一二、六七〇円	三一六月
八二、九六〇円		三一五月
八二、四七〇円	一、〇九九、六〇〇円	三一四月
八一、九八〇円	一、〇九三、〇七〇円	三二三月
八一、四九〇円	一、〇八六、五三〇円	三一二月
	1、0八0、一三0円	三一一月
八〇、五四〇円		三一〇月
	一、〇六七、六〇〇円	三〇九月
七九、六〇〇円	1、〇六1、三三〇円	三〇八月
	一、〇五五、〇七〇円	三〇七月
七八、六六〇円	一、〇四八、八〇〇円	三〇六月
七八、一九〇円	一、〇四二、五三〇円	三〇五月
七七、七二〇円	一、〇三六、二七〇円	三〇四月
七七、二五〇円	1、0回0、000円	三〇三月
七六、七八〇円	一、〇二三、七三〇円	三〇二月
七六、三一〇円	1、〇 七、四七〇円	三〇一月
七五、八四〇円	1,011,1100円	三〇〇月
\bigcirc	\bigcirc	二九九月
七四、九四〇円	九九九、二〇〇円	二九八月

		三人立月
		八四月
		三八三月
一一九、九一〇円	一、五九八、八〇〇円	二八二月
		二八一月
	一、五八二、二七〇円	三八〇月
	一、五七四、〇〇〇円	一七九月
	1	三七八月
		三七七月
	一、五四九、二〇〇円	一七六月
		三七五月
	1	三七四月
一一四、三三〇円	一、五二四、四〇〇円	三七三月
一一三、七一〇円	一、五一六、一三〇円	三七二月
	一、五〇八、二七〇円	三七一月
一一二、五三〇円	一、五〇〇、四〇〇円	七〇月
一一一、九四〇円	Ι,	三六九月
	一、四八四、六七〇円	三六八月
	一、四七六、八〇〇円	三六七月
	一、四六八、九三〇円	六六月
一〇九、五九〇円	١,	
	一、四五三、四七〇日	三六四月
10八、四三0円	一、四四五、七三〇円	三六三月
		一六二月
		三六一月
一〇六、六九〇円	1、四二二、五三〇円	三六〇月
一〇六、一三〇円	一、四一五、〇七〇円	一五九月
一〇五、五七〇円	1、圓〇七、六〇〇円	三五八月
一〇五、〇一〇円		一五七月
	一、三九二、六七〇円	三五六月
一〇三、八九〇円	一、三八五、二〇〇円	五五月
1011/11110円		一五四月
一〇二、七八〇円	一、三七〇、四〇〇円	三五三月
1017、11三0円		三五二月
一〇一、六八〇円		三五一月
101、1三0円	一、三四八、四〇〇円	三五〇月
一〇〇、五八〇円	日〇六〇、一周二、一	三四九月
100、0三0円	1、川川川、七川〇円	一四八月
九九、四九〇円		三四七月
	一、三一九、三三〇円	四六月
九八、四一〇円		三四五月
		三四四月
九七、三三〇円	一、二九七、七三〇円	三四三月

四二九月	匹二八月	四二七月	四二六月	匹二五月	四二四月	四二三月	四二二月	四二月	四二〇月	四一九月	四一八月	四一七月	四一六月	四一五月	四一四月	四一三月	四一二月	四一一月	四一〇月	四〇九月	四〇八月	四〇七月	四〇六月	四〇五月	四〇四月	四〇三月	四〇二月	四〇一月	四〇〇月	三九九月	三九八月	三九七月	三九六月	三九五月	三九四月	三九三月	三九二月	三九一月	三九〇月	三八九月	三八八月	三八七月	三八六月
二、〇四八、九三〇円	1 '	1		` `		一、九八四、九三〇円			一、九五二、九三〇円		一、九三二、九三〇円			=	一、八九二、九三〇円	一、八八二、九三〇円	一、八七二、九三〇円	一、八六二、九三〇円	一、八五二、九三〇円	一、八四二、九三〇円	一、八三二、九三〇円	一、八二三、六〇〇円	一、八一四、二七〇円			一、七八六、二七〇円	一、七七六、九三〇円	一、七六七、六〇〇円		一、七四八、九三〇円	一、七三九、六〇〇円	1、七三〇、二七〇円	一、七二〇、九三〇円	1、七1二、1三0円	1、七〇三、三三〇円		一、六八五、七三〇円	一、六七六、九三〇円		١,	一、六五〇、五三〇円	١,	一、六三二、九三〇円
		1	- 1			一四八、八七〇円				一四五、七二〇円	一四四、九七〇円			一四二、七二〇円	一四一、九七〇円	四 、二二〇円	一回〇、四七〇円	一三九、七二〇円	一三八、九七〇円	一三八、二二〇円	 コニヤ、田〇〇田	一三六、七七〇円	一三六、〇七〇円		一三四、六七〇円	一三三、九七〇円	1川川、川村〇田	一三二、五七〇円	一三一、八七〇円	1三 , 1七〇日	I 川〇、田〇〇田	一二九、七七〇円	١, ١		一二七、七五〇円	一二七、〇九〇円	一二六、四三〇円	一二五、七七〇円		一二回、四五〇円	一二三、七九〇円		一二二、四七〇円

- 九二、七〇〇円 - 九二、七〇〇円	二、五六九、三三〇円二、五五六、〇〇〇円	四四七二月
1141	五四二、	四
一八九、七〇〇円	二、五二九、三三〇円二、五一六、〇〇〇円	四六九月
1	0=, =	四六七月
一八六、八〇〇円	二、四九〇、六七〇円	四六六月
一八五、八五〇円	二、四七八、〇〇〇円	四六五月
一八四、九〇〇円	二、四六五、三三〇円	四六四月
一八三、九五〇円	二、四五二、六七〇円	四六三月
八三、〇〇〇円	11、国国〇、〇〇〇旺	四六二月
一八二、〇五〇円	11、四11七、川川〇円	四六一月
一八一、一〇〇円		四六〇月
一八〇、一五〇円	11、四011、000円	四五九月
一七九、二〇〇円	二、三八九、三三〇円	四五八月
一七八、二五〇円	二、三七六、六七〇円	四五七月
一七七、三〇〇円	二、三六四、〇〇〇円	四五六月
	二、三五一、八七〇円	四五五月
一七五、四八〇円	二、三三九、七三〇円	四五四月
一七四、五七〇円	二、三二七、六〇〇円	四五三月
一七三、六六〇円	二、三一五、四七〇円	四五二月
一七二、七五〇円	11', 111011', 111110E	四五一月
一七一、八四〇円	二、二九一、二〇〇円	四五〇月
		四四九月
七〇、〇二〇円	二、二六六、九三〇円	四四八月
一六九、一一〇円	二、二五四、八〇〇円	四四七月
		四四六月
一六七、三〇〇円	二、二三〇、六七〇円	四四五月
	二、二一八、六七〇円	四四四月
	二、二〇七、二〇〇円	四四三月
一六四、六八〇円	`	四四二月
一六三、八二〇円	二、一八四、二七〇円	四四一月
一六二、九六〇円	二、一七二、八〇〇円	四四〇月
一六二、一〇〇円		四三九月
	二、一四九、八七〇円	四三八月
一六〇、三八〇円	二、一三八、四〇〇円	四三七月
	二、一二六、九三〇円	四三六月
一五八、六六〇円	二、一五、四七〇円	四三五月
	11、10四、000円	四三四月
一五六、九五〇円	二、〇九二、六七〇円	四三三月
一五六、一〇〇円	二、〇八一、三三〇円	四三二月
一五五、二九〇円	二、〇七〇、五三〇円	四三一月
一五匹 四八〇円	- C	型 三

二四〇、八八〇円	三、二一一、七三〇円	丘一匕目
	- 九 六	- -
三三八 五七〇円		- —
		- -
- 1	- \-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\	 -
二三五、一八〇円	三、一三五、七三〇円	五一二月
	三、一二〇、六七〇円	五一一月
二三二、九二〇円	三、一〇五、六〇〇円	_
二三一、八〇〇円		五〇九月
二三〇、六八〇円	三、〇七五、七三〇円	五〇八月
二二九、五六〇円	三、〇六〇、八〇〇円	五〇七月
	Ι,	五〇六月
二二七、三二〇円		五〇五月
		五〇四月
二三五、一〇円	001,	五〇三月
	六、	五〇二月
二二二、九三〇円	二、九七二、四〇〇円	五〇一月
		五〇〇月
二二〇、七六〇円	1	四九九月
二一九、六八〇円	二、九二九、〇七〇円	四九八月
二一八、六〇〇円	二、九一四、六七〇円	四九七月
111七、五10円	١, ١	四九六月
	٠,	四九五月
二二五、三六〇円		四九四月
		四九三月
	二、八四二、六七〇円	四九二月
1111、一五〇円	二、八二八、六七〇円	四九一月
1111,100円	二、八一四、六七〇円	四九〇月
1110、0六0円	二、八〇〇、八〇〇円	四八九月
二〇九、〇二〇円	二、七八六、九三〇円	四八八月
二〇七、九八〇円	11、11 〇七〇円	四八七月
二〇六、九四〇円		四八六月
二〇五、九〇〇円	二、七四五、三三〇円	四八五月
	1、 二、 100円	四八四月
二〇三、八二〇円	17、七一七、六〇〇円	四八三月
1101、七八〇円	11、七〇三、七三〇円	四八二月
二〇一、七四〇円	二、六八九、八七〇円	四八一月
1100、七00円		四八〇月
一九九、七〇〇円	二、六六二、六七〇円	四七九月
		四七八月
- 1	二、六三六、〇〇〇円	四七七月
		四七六月
- 1		四七五月

五、匹五〇円	六八、八匹〇円	五二月
	1_	
_		五一月
	六五、五六〇円	五〇月
五、〇六〇円	六三、九二〇円	四九月
	六二、二七〇円	四八月
		四七月
		四六月
四、五六〇円		四五月
	五六、〇八〇円	四四月
		四三月
四、100円	五三、〇五〇円	四二月
		四一月
国、〇〇〇日	五〇、五三〇円	四〇月
三、九〇〇円	四九、二六〇円	三九月
三、八〇〇円	四八、〇〇〇円	三八月
三、七〇〇円	`	三七月
三、六〇〇円	四五、四七〇円	三六月
	金額	月数
		附則別表第三
した金額		
- 1	三三〇円に、五四〇月を超える一月	五四一月以上の月数
二六八、九〇〇円	١,	五四〇月
二六七、六五〇円		五三九月
	三、五五二、〇〇〇円	五三八月
二六五、一五〇円		五三七月
二六三、九〇〇円	三、五一八、六七〇円	五三六月
二六二、六五〇円	三、五〇二、〇〇〇円	五三五月
二六一、四〇〇円	三、四八五、三三〇円	五三四月
二六〇、一五〇円		五三三月
二五八、九〇〇円	三、四五二、〇〇〇円	五三二月
二五七、六五〇円	五	五三一月
		五三〇月
二五五、一五〇円	川、国〇11、〇〇〇田	五二九月
二五三、九〇〇円	三、三八五、三三〇円	五二八月
	- 1	五二七月
二五一、五二〇円	三、三五三、六〇〇円	五二六月
二五〇、三三〇円	三、三三七、七三〇円	五二五月
二四九、一四〇円	三、三二、八七〇円	五二四月
二四七、九六〇円	三、三〇六、一三〇円	五二三月
二四六、七八〇円	三、二九〇、四〇〇円	五二二月
二四五、六〇〇円	三、二七四、六七〇円	五二月
		五二〇月
	川、川四川、川〇〇円	五一九月
二四二、〇六〇円	三、二二七、四七〇円	五一八月

		- 3 = /3CP	
+			九四月
H	 一一、八二〇日	一四九、三一〇円	九三月
-		一四七、〇三〇円	九二月
H		一四四、七六〇円	九一月
	一一、二八〇田		九〇月
H	一一、一〇〇円		八九月
H	一〇、九二〇四	一三七、九四〇円	八八月
H			八七月
H		一三三、三九〇円	八六月
H	一〇、三八〇田		八五月
H	10、100円	一二八、八四〇円	八四月
H	<		八三月
	九、八四〇円	一二四、二九〇円	八二月
	九、六六〇円		八一月
		一一九、七五〇円	八〇月
			七九月
			七八月
	八、九八〇円		七七月
	八、八二〇円	一一一、四一〇円	七六月
	八、六六〇円	一〇九、三九〇円	七五月
		1	七四月
	八、三四〇円		七三月
	八、一八〇円	1 〇川、川川〇田	七二月
	八、〇三〇円	101、四三0円	七一月
	七、八八〇円		七〇月
	七、七三〇円		六九月
	七、五八〇円	九五、七五〇円	六八月
	七、四三〇円		六七月
	七、二八〇円		六六月
	七、 园〇田		六五月
	七、〇一〇円		六四月
	六、八八〇円	 八六、九一〇円	六三月
		八五、二六〇円	六二月
	六、六二〇円	八三、六二〇円	六一月
	六、四九〇円	八一、九八〇円	六〇月
		八〇、三四〇円	五九月
		七八、六九〇円	五八月
	六、一〇〇円	七七、〇五〇円	五七月
	五、九七〇円	七五、四一〇円	五六月
		七三、七七〇円	五五月
	五、七一〇円	七二、1三〇日	五四月
	五、五八〇円	七〇、四八〇円	五三月

	二七七 匹七〇円	元()月
		- 三
		三三元
		一三八月
二〇、一八〇円	二六九、〇七〇円	一三七月
一九、九七〇円	二六六、二七〇円	一三六月
		一三五月
		一三四月
一九、三四〇円		一三三月
	二五五、〇七〇円	一三二月
一八、九三〇円		一三一月
一八、七三〇円	二四九、七三〇円	一三〇月
一八、五三〇円		一二九月
一八、三三〇円		一二八月
一八、一三〇円		一二七月
一七、九三〇円	二三九、〇七〇円	一二六月
一七、七三〇円		一二五月
一七、五三〇円	二三三、七三〇円	一二四月
一七、三三〇円	二三一、〇七〇円	一二三月
一七、一三〇円	二二八、四〇〇円	一二二月
一六、九三〇円	二二五、七三〇円	一二月
一六、七四〇円	1111三、1100円	一二〇月
		一一九月
一六、三六〇円		一一八月
一六、一七〇円	10四、1五0円	一一七月
一五、九八〇円		一一六月
一五、七九〇円		一一五月
一五、六〇〇円		一一四月
一五、四二〇円	一九四、七八〇円	一一三月
		一一二月
一五、〇六〇円	一九〇、二三〇円	一一月
	一八七、九六〇円	一一〇月
回、七〇〇円		一〇九月
	一八三、四一〇円	一〇八月
		一〇七月
	一七八、八六〇円	一〇六月
一三、九八〇円		一〇五月
一三、八〇〇円	一七四、三二〇円	一〇四月
		一〇三月
	一六九、七七〇円	一〇二月
1 三、二六〇円	٠,	一〇一月
一三、〇八〇円	一六五、二二〇円	一〇〇月
一二、九〇〇円		九九月
11 、七二〇円	一六〇、六七〇円	九八月

三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
= =
=
= 0,
<u>=</u>
二四、
_
=
_
_

99、1309	五九九、三三〇円	二. し. 目
1 ,		二七月
四四、二七〇円	Ι,	二六月
四三、九三〇円	五八五、七三〇円	二五月
四三、五九〇円	五八一、二〇〇円	二四月
	六、	二三月
	١,	二二月
四二、六〇〇円	五六八、〇〇〇円	三月
四二、二七〇円	١,	二〇月
四一、九四〇円		一九月
`		二八月
四一、三〇〇円		一七月
四〇、九八〇円		一六月
四〇、六六〇円		一五月
四〇、三四〇円		一四月
四〇、〇二〇円		一三月
		二二月
三九、三九〇円		二一月
三九、〇八〇円		二〇月
	五一六、九三〇円	一〇九月
三八、四六〇円		一〇八月
三八、一五〇円		一〇七月
三七、八五〇円	五〇四、六七〇円	一〇六月
三七、五五〇円	五〇〇、六七〇円	一〇五月
三七、二五〇円		一〇四月
三六、九五〇円	١,	一〇三月
三六、六五〇円	四八八、六七〇円	〇二 月
	四八四、六七〇円	○ 月
三六、〇五〇円	四八〇、六七〇円	100月
三五、七五〇円	四七六、六七〇円	一九九月
三五、四六〇円	٠,	一九八月
		一九七月
三四、八八〇円	四六五、〇七〇円	一九六月
三四、五九〇円	四六一、二〇〇円	一九五月
川固、川〇〇円	四五七、三二〇円	一九四月
11回、〇11〇日	四五三、六〇〇円	一九三月
三三、七四〇田	四四九、八七〇円	一九二月
三三、四六〇円	四四六、一三〇円	一九一月
三三、一八〇円	四四二、四〇〇円	九〇月
三二、九〇〇円	四三八、六七〇円	一八九月
三二、六二〇円	四三四、九三〇円	一八八月
1111111111111111111111111111111111111		一八七月
三二、〇六〇円	四二七、四七〇円	一八六月

二七二月	二七一月	二七〇月	二六九月	二六八月	二六七月	二六六月	二六五月	二六四月	二六三月	二六二月	二六一月	二六〇月	二五九月	二五八月	二五七月	二五六月	二五五月	二五四月	二五三月	二五二月	二五一月	二五〇月	二四九月	二四八月	二四七月	二四六月	二四五月	二四四月	二四三月	二四二月	二四一月	二四〇月	二三九月	二三八月	二三七月	二三六月	二三五月	二三四月	二三三月	二三月	二三一月	二三〇月	二二九月
八二七、七三〇円	八二、八七〇円	八一六、一三〇円	八一〇、四〇〇円			七九三、二〇〇円				七七〇、五三〇円		七五九、三三〇円	七五三、七三〇円	七四八、二七〇円	١,	七三七、三三〇円	七三二、〇〇〇円	七二六、六七〇円	١, ١	七一六、一三〇円	١, ١	٠,	七〇〇、五三〇円	١,		六八五、三三〇円	六八〇、二七〇円			六六五、三三〇円	六六〇、四〇〇円	六五五、六〇〇円	۱, ۱	六四六、〇〇〇円	六四一、二〇〇円	六三六、四〇〇円	六三一、七三〇円	六二七、〇七〇円	六二二、四〇〇円	t	三	六〇八、四〇〇円	10
六二、〇八〇円	六一、六四〇円	六一、二一〇円	六〇、七八〇円	六〇、三五〇円		五九、四九〇円		五八、六三〇円	五八、二一〇円	五七、七九〇円						五五、三〇〇円	五四、九〇〇円	 		五三、七一〇円	五三、三二〇円	五二、九三〇円	五二、五四〇円	五二、一六〇円	五一、七八〇円	五一、四〇〇円	五一、〇二〇円	五〇、六四〇円			四九、五三〇円	四九、一七〇円	四八、八一〇円	四八、四五〇円	四八、〇九〇円	四七、七三〇円	四七、三八〇円	四七、〇三〇円	四六、六八〇円	四六、三三〇円	`	١,	四五、二九〇円

三一六月	三一五月	三一匹月	三三月	三一二月	1-	三一〇月	三〇九月	三〇八月	三〇七月	三〇六月	三〇五月	三〇四月	三〇三月	三〇二月	三〇一月	三〇〇月	二九九月	二九八月	二九七月	二九六月	二九五月	二九四月	二九三月	二九二月	二九一月	二九〇月	二八九月	二八八月	二八七月	二八六月	二八五月	二八四月	二八三月	二八二月	二八一月	二八〇月	二七九月	二七八月	二七七月	二七六月	二七五月	二七四月	二七三月
一〇九九、三三〇円	- 1) (八 六 六		一、〇七三、七三〇円			一、〇五四、五三〇円		١,				一、〇一六、八〇〇円	1、010、五三0円	1、000、1140円	九九八、〇〇〇円		九八五、四七〇円		- 1		九六〇、四〇〇円		- 1		九三五、八七〇円			九一七、四七〇円				八九二、九三〇円	1	八八〇、九三〇円	八七四、九三〇円		八六二、九三〇円	八五七、〇七〇円	八五一、二〇〇円	八四五、三三〇円		八三三、六〇〇円
八二、四五〇円		八一. 匹九〇円	$\cdot -$	八〇、五三〇円		九、	1	1	一 四		七七、二〇〇円		七六、二六〇円	七五、七九〇円	七五、三二〇円	七四、八五〇円	七回、三八〇円	七三、九一〇円	七三、四回〇日		七二、五〇〇円	七二、〇三〇円			七〇、六五〇円	七〇、一九〇円		六九、二七〇円				- 1			六六、〇七〇円	六五、六二〇円	六五、一七〇円	六四、七二〇円	六四、二八〇円	六三、八四〇円	六三、圓〇〇円	六二、九六〇円	六二、五二〇円

- 1	, [
一〇三、八二〇円		三五九月
一〇三、二九〇円		三五八月
101、七七0円	一、三七〇、二七〇円	二五七月
一〇二、二五〇円	一、三六三、三三〇円	三五六月
一〇一、七三〇円	一、三五六、四〇〇円	三五五月
101、110円		二五四月
100、七00円	一、三四二、六七〇円	三五三月
一〇〇、一九〇円	一、三三五、八七〇円	三五二月
九九、六八〇円		二五一月
	一、三二、二七〇円	三五〇月
九八、六六〇円		三四九月
	一、三〇八、六七〇円	三四八月
大		二四七月
九七、一四〇円	一、二九五、二〇〇円	三四六月
九六、六四〇円	一、二八八、五三〇円	三四五月
	二八一、	三四四月
六	一、二七五、二〇〇円	二四三月
	一、二六八、五三〇円	二四二月
	一、二六一、八七〇円	三四一月
		二四〇月
九三、六四〇円	一、二四八、五三〇円	二三九月
九三、一四〇円	1、二四1、八七〇円	三三八月
九二、六四〇円	1、二三五、二〇〇円	三三七月
	一、二二八、五三〇円	二三六月
	1、11111、000円	三三五月
九一、一六〇円	一、二一五、四七〇円	三三四月
놋	一、二〇八、九三〇円	三三三月
九〇、一八〇円	1、11011、四00円	三三二月
		三三一月
八九、二〇〇円	一、一八九、三三〇円	三三〇月
八八、七一〇円	一、一八二、八〇〇円	三二九月
八八、二二〇円		三二八月
八七、七三〇円	一、一六九、七三〇円	三二七月
八七、二五〇円	一、一六三、三三〇円	三二六月
八六、七七〇円	一、一五六、九三〇円	二 五月
八六、二九〇円	一、一五〇、五三〇円	三 四月
	_	三二三月
八五、三三〇円	一、一三七、七三〇円	三二月
八四、八五〇円	1、 三 、三三〇円	二一月
八四、三七〇円	一、一二四、九三〇円	三一〇月
八三、八九〇円	一、一一八、五三〇円	二一九月
八三、四一〇円	一、一一二、一三〇円	二八月
/ - n = (F	(()	

二九、一〇〇円	一、七二一、三三〇円	四〇三月
一二八、四七〇円		四〇二月
一二七、八四〇円	一、七〇四、五三〇円	四〇一月
		四〇〇月
二六、六〇〇円	一、六八八、〇〇〇円	三九九月
一二五、九八〇円	一、六七九、七三〇円	三九八月
一二五、三六〇円		三九七月
一二四、七五〇円	一、六六三、三三〇円	三九六月
	一、六五五、二〇〇円	三九五月
一二三、五三〇円		三九四月
一二二、九二〇円	一、六三八、九三〇円	三九三月
1111、三10円	一、六三〇、八〇〇円	三九二月
一二一、七一〇円	一、六二二、八〇〇円	三九一月
111、110円	一、六一四、八〇〇円	三九〇月
一二〇、五二〇円	1	三八九月
一一九、九三〇円		三八八月
1	一、五九一、二〇〇円	三八七月
	`	三八六月
	一、五七五、六〇〇円	三八五月
一一七、五九〇円	一、五六七、八七〇円	三八四月
		三八三月
一一六、四三〇円	一、五五二、四〇〇円	三八二月
一一五、八六〇円	一、五四四、八〇〇円	三八一月
一一五、二九〇円		三八〇月
四、七二〇円	一、五二九、六〇〇円	三七九月
一一四、一五〇円	一、五二二、〇〇〇円	三七八月
一一三、五九〇円	一、五一四、五三〇円	三七七月
	一、五〇七、〇七〇円	三七六月
一一二、四七〇円		三七五月
一一一、九一〇円	一、四九二、一三〇円	三七四月
一一一、三五〇円	一、四八四、六七〇円	三七三月
一一〇、八〇〇円	1、囮七七、川川〇円	三七二月
一一〇、二五〇円	田〇〇〇、〇十回、二	三七一月
		三七〇月
一〇九、一五〇円	一、四五五、三三〇円	三六九月
一〇八、六一〇円	٠,	三六八月
一〇八、〇七〇円	一、四四〇、九三〇円	三六七月
一〇七、五三〇円	一、四三三、七三〇円	三六六月
一〇七、〇〇〇円	一、四二六、六七〇円	三六五月
一〇六、四七〇円	一、四一九、六〇〇円	三六四月
一〇五、九四〇円	1、四十二、珀三〇円	三六三月
一〇五、四一〇円	一、四〇五、四七〇円	三六二月

一六〇、九三〇円	二、一四五、七三〇円	四四八月
	三五、	四四七月
一五九、三四〇円	Ι,	四四六月
		四四五月
	二、一〇三、六〇〇円	四四四月
	二、〇九三、二〇〇円	四四三月
一五六、二二〇円		四四二月
一五五、四五〇円	二、〇七二、六七〇円	四四一月
一五四、六九〇円	二、〇六二、五三〇円	四四〇月
一五三、九四〇円	二、〇五二、五三〇円	四三九月
一五三、一九〇円		四三八月
一五二、四四〇円	二、〇三二、五三〇円	四三七月
一五一、七〇〇円	二、〇二二、六七〇円	四三六月
Ĭ,	二、〇一二、八〇〇円	四三五月
一五〇、二三〇円	二、〇〇三、〇七〇円	四三四月
	一、九九三、三三〇円	四三三月
		四三二月
1		四三一月
一四七、三四〇円	一、九六四、五三〇円	四三〇月
一四六、六二〇円	一、九五四、九三〇円	四二九月
	一、九四五、四七〇円	四二八月
	一、九三六、〇〇〇円	四二七月
一旦四、四九〇円	一、九二六、五三〇円	四二六月
一四三、七八〇円	一、九一七、〇七〇円	四二五月
一四三、〇八〇円	l	四二四月
`	一、八九八、四〇〇円	四二三月
一四一、六八〇円	一、八八九、○七○円	四二二月
一四〇、九九〇円	一、八七九、八七〇円	四二月
1 国〇、川〇〇田	一、八七〇、六七〇円	四二〇月
一三九、六一〇円		四一九月
	一、八五二、四〇〇円	四一八月
	一、八四三、三三〇円	四一七月
一三七、五七〇円	一、八三四、二七〇円	四一六月
		四一五月
	一、八一六、四〇〇円	四一四月
一三五、五七〇円	一、八〇七、六〇〇円	四一三月
	一、七九八、八〇〇円	四一二月
一三四、二五〇円	一、七九〇、〇〇〇円	四一一月
一三三、五九〇円	一、七八一、二〇〇円	四一〇月
一三二、九四〇円	一、七七二、五三〇円	四〇九月
一三二、二九〇円	八	四〇八月
一三一、六四〇円	_	四〇七月
三 、〇〇〇円	六	四〇六月
- : () : : : : : () [: : : : : : : : : : : : : : : : : :		

一九九、六九〇円	二、六六二、五三〇円	四九二月四九一月
一九八、六七〇円		四九〇月
一九七、六六〇円	二、六三五、四七〇円	四八九月
一九六、六五〇円	二、六三二、〇〇〇円	四八八月
一九五、六五〇円	二、六〇八、六七〇円	四八七月
	二、五九五、四七〇円	四八六月
一九三、六七〇円		四八五月
	二、五六九、二〇〇円	四八四月
一九一、七一〇円		四八三月
一九〇、七四〇円		四八二月
一八九、七七〇円	二、五三〇、二七〇円	四八一月
一八八、八一〇円	二、五一七、四七〇円	四八〇月
一八七、八五〇円		四七九月
一八六、九〇〇円	二、四九二、〇〇〇円	四七八月
一八五、九五〇円	二、四七九、三三〇円	四七七月
一八五、〇一〇円		四七六月
一八四、〇八〇円	二、四五四、四〇〇円	四七五月
一八三、一五〇円	二、四四二、〇〇〇円	四七四月
一八二、二三〇円	二、四二九、七三〇円	四七三月
一八一、三一〇円		四七二月
一八〇、四〇〇円	门、囤〇角、川川〇田	四七一月
一七九、五〇〇円	二、三九三、三三〇円	四七〇月
一七八、六〇〇円	二、三八一、三三〇円	四六九月
コナナ、七一〇円		四六八月
一七六、八二〇円	二、三五七、六〇〇円	四六七月
一七五、九四〇円		四六六月
		四六五月
一七四、一九〇円	二、三二、五三〇円	四六四月
一七三、三二〇円		四六三月
一七二、四六〇円	١,	四六二月
	二、二八八、一三〇円	四六一月
	二、二七六、八〇〇円	四六〇月
一六九、九二〇円	二、二六五、六〇〇円	四五九月
一六九、〇八〇円	11、11	四五八月
一六八、二五〇円		四五七月
一六七、四二〇円	11、11111、114〇円	四五六月
一六六、六〇〇円	11、1111、三三〇円	四五五月
一六五、七八〇円	11、1110、閏00円	四五四月
一六四、九六〇円	二、一九九、四七〇円	四五三月
一六四、一五〇円	二、一八八、六七〇円	四五二月
一六三、三四〇円	,`	四五一月
一六二、五三〇円		四五〇月
ナー 七三〇円		四 世 ナ チ

1. 大少八、八七〇円 1.100元 1.10	二五二、〇九〇円	三、三六一、二〇〇円	五三六月
1. 大力人, 八七〇四円			五三五月
17、大人九、八七〇円 17、七 七三、大〇〇円 17、九 七 門 17、九 九 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 1		五三世月
「、大人九、八七〇円 100 1		11114,	五三四月
17、大人九、八七〇四 10〇1、 10〇0四 10〇1、 10〇1、 10〇1、 10〇1、 10〇0四 10〇1、 10〇1、 10〇0四 10〇1、 10〇1		三〇九、四	五三三月
1. 大人九、大七〇円 100		二九二、二	五三二月
1、七〇円 10 10 10 10 10 10 10 1		二七五、二	五三一月
1、七〇四円 10〇八 10〇		二五八、一	五三〇月
1		四一、	五二九月
1、大人大、人もの内 1、七三、大〇〇内 1、七三、大〇〇内 1、七三、大〇〇内 1、七三、大〇〇内 1、七三、大〇〇内 1、七九、大〇〇内 1、七九、大〇〇内 1、七九、大〇〇内 1、七九、大〇〇内 1、八十七、三三〇内 1、九十二、七三〇内 1、九十二、七三〇内 1、九十二、七三〇内 1、1、1十二、 1、〇十九、三〇内内 1、〇十九、1三〇内 1、〇十九、1三〇内 1、〇七〇八 1、一五、〇七〇八 1、一五、〇七〇八 1、一五、〇七〇八 1、一五、〇七〇八 1、一五、〇七〇八 1、一五〇八 1 〇七、1三〇八 1 〇七、1二〇八 1 〇七	`	三四、	五二八月
T		二〇七、	五二七月
10 10 10 10 10 10 10 10	二三九、三二〇円	九〇、	五二六月
N. 十七四, 大人的 N. 十二十、大〇の N. 十二十、大〇の N. 十二、大〇の N. 十二、八四、八十、四00 N. 九二、四十0 N. 九二、四十0 N. 九二、四十0 N. 九二、四十0 N. 九二、四十0 N. 九二、四十0 N. 九二、二十0 N. 九二、九二、四十0 N. 九二、九二、九二、四十0 N. 九二、十二0 N. 九二、十二0 N. 九二、十二0 N. 九二、十二0 N. 九二、九三0 N. 九二、十二0 N. 九二、十二0 N. 九二、九三0 N. 九二、十二0 N. 九二、九三0 N. 九三0 N. 九二、九三0 N. 九二、九三0 N. 九三0 N. 1三0	一三八、〇七〇円	一七四、	五二五月
1. 大人九、人七〇円 1001、	一三六、八三〇円	一五七、	五二四月
1. 大人九、人七〇円 100元、	一三五、六〇〇円	四一、	五二三月
1、大人九、八七〇円 1001、	二三四、三八〇円	一二五、	五二二月
1、大人九、人七〇円 10〇八、	一三三、一七〇円	一〇八、	五二一月
1、大人九、人七〇円 1001、		〇九二、	五二〇月
11、大八九、八七〇円	一三〇、七八〇円	〇七七、	五一九月
1. 大八九、八七〇円 1.0一、		〇六一、	五一八月
1、大八九、八七〇円 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇二、 10〇八 10〇八		〇四五、	五一七月
1、大八九、八七〇円 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇一、 1〇二、 10〇二 10〇二		〇二九、	_
1、六八九、八七〇円 11〇一、 11〇一、 11〇二、 11〇二、		〇 四 (<u> </u>
1、六八九、八七〇円 11〇一、			五一四月
1、大人九、八七〇円 1〇一、			
1、六八九、八七〇円 10一、 1、七〇三、七三〇円 10一、 1、七一七、六〇〇円 10一、 1、七一七、六〇〇円 10一、九〇二、七七四、大〇〇円 10一人、 1、七十七四五、大〇〇円 10八九、四〇〇円 10八九、四〇〇円 11一人、 1、八一、四七〇円 11一人、 1、八十、四七〇円 11一二、九〇二、九二、九二、七三〇円 11一五、九二、九二、七三〇円 11一五、九二、九三六、九三〇円 11一五、九二、九三六、九三〇円 11一五、九二、九三六、九三〇円 11一五、九二、九三六、九三〇円 11一五、九三六、九三〇円 111五、111五、111五、111五、111五、111五、111五、11		九六七、	五一二月
1、大人九、八七〇円 11〇一、			五一一月
1、大人九、八七〇円 11〇一、			五一〇月
1、六八九、八七〇円			五〇九月
1、六八九、八七〇円			五〇八月
1、六八九、八七〇円			五〇七月
1、六八九、八七〇円		١,	五〇六月
1、六八九、八七〇円 10一、 100		۱'	五〇五月
1、六八九、八七〇円	- 1	大,	五〇四月
1、六八九、八七〇円		\bigcirc	五〇三月
1、六八九、八七〇円	1111 1100円	七、	五〇二月
1、六八九、八七〇円		01,	五〇一月
1、大人丸、八七〇円		八八、	五〇〇月
二、大八九、八七〇円 二〇一、 二、七三一、六〇〇円 二〇三、 二、七三一、六〇〇円 二〇三、 二、七三一、六〇〇円 二〇三、 二、七三十、六〇〇円 二〇三、 二、七五九、七三〇円 二〇二、 二、七五九、七三〇円 二〇二、		l	四九九月
1、七四五、六〇円 1〇五、 1、七三、六〇円 1〇四、 1、七三、六八九、八七〇円 1〇四、			四九八月
1、七三一、六〇〇円 1〇回、 1、七三一、六八九、八七〇円 1〇三、		、六〇	四九七月
二、七一七、六〇〇円 二〇二、十〇二、十〇二、十〇二、一〇二、一〇二、十〇二、十〇二、十〇二、十〇二、十〇二、十〇二、十〇二、十〇二、十〇二、十		一、六〇	四九六月
1 大〇三、七三〇円	二〇三、八二〇円	$_{\rm +}$	四九五月
二、六八九、八七〇円	二〇二、七八〇円	七	四九四月
	_	八九、八	四九三月

付 則(平戊一つ手三月一		五四一月以上の月数	五四〇月	五三九月	五三八月	五三七月	
一人日汝令第四四号) 少	金額	三、四三〇、五三〇円に、五四〇月を超える一月につき一七、三三〇円を加算し	三、四三〇、舟三〇巴	三、四一三、1100円	三、三九五、八七〇円	三、三七八、五三〇円	
	した金額	た 五七、二九〇円に、五四〇月を超える一月につき一、三〇〇円を加算	二五七、二九〇円	二五五、九九〇円	二五四、六九〇円	二五三、三九〇円	

(施行期日)

一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日 (平成十年四月一日)

から施行する

第二条 勤労者退職金共済機構は、平成十年四月一日に始まる事業年度においては、第二条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第十条の規定にかかわらず、業務上の余裕金のうち、 次に定める額を合算して得た額に相当する金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

業大臣が大蔵大臣と協議して定める割合を乗じて得た額 改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団の平成九年四月一日に始まる事業年度の末日における責任準備金の額に百分の三十の範囲内で労働大臣及び通商産

協議して定める割合を乗じて得た額 改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度の末日における責任準備金の額に百分の三十の範囲内で労働大臣が大蔵大臣と

あった日のうちいずれか遅い日から二月以内に預託しなければならない。 第五条第二項の規定により従前の例によることとされた決算につき労働大臣の承認があった日又は改正法附則第六条第二項の規定により従前の例によることとされた決算につき労働大臣の承認が前項の規定により勤労者退職金共済機構が資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた金額が次に定める額を合算して得た額より多いときは、その差額については、改正法附則

旧中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の業務上の余裕金の運用に関する政令(次号において「旧令」という。)第一項の規定により旧中小企業退職金共済事業団が平成九年

四月一日に始まる事業年度において資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた額 旧令第三項において準用する旧令第一項の規定により旧特定業種退職金共済組合が平成九年四月一日に始まる事業年度において資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた額

(平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

(平成一二年六月二三日政令第三六一号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

1

則 (平成一二年六月三〇日政令第三六九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する

(退職金に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

げる当該改正特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 済者であった日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。)のある者であって、 であった日(退厳金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。)のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲施行日前に改正特定業種(改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)別表第二又は別表第三に係る特定業種をいう。以下同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共

額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額) 特定業種掛金月額区分(改正特定業種に係る新令第三条第一号に規定する各区分をいう。以下同じ。)ごとに、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める

いう。以下同じ。) をいう。以下同じ。) が三十五月以下である場合 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額 平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数(平成九年七月一日前の日に係る特定業種区分掛金納付月数(改正特定業種に係る新令第三条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数を

当該算定した額 数をいう。以下同じ。)に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額 平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合。特定業種区分掛金納付月数に施行日前特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係る特定業種区分掛金納付月 (その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、

四十三月以上 特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、 これを一円に切

別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額 施行日前特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合 (平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 特定業種区分掛金納付月数に応じ新令

- 前特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超える 施行日前特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。) 特定業種区分掛金納付月数に当該施
- 2 掛金納付月数を減じて得た月数とする。 の金額のうち、施行日前特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該施行日前特定業種区分前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、特定業種掛金月額区分ごとに、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、新令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一
- 3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 二 三十六月以上 特定業種区分掛金納付月数に平成九年換算月数(中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百二十七号。以下「平成九年改正令」という。)附則第 四条第二項に規定する換算月数をいう。以下同じ。)を加えた月数に応じ旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、特定業種区分掛金納付月数について同条第 三十五月以下 項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令(以下「旧令」という。)別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額
- 4 第二項の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
- 三十五月以下 施行日前特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額
- 一 三十六月以上 分掛金納付月数について平成九年改正令附則第四条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 施行日前特定業種区分掛金納付月数に平成九年換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、 施行日前特定業種区
- (被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置)
- に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。 第四条 新令第四条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 甲特定業種
- (改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)
- **第五条** 新令第五条の規定は、中小企業退職金共済法第四十二条第一項の従業員(以下「従業員」という。)が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合につ いて適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、 なお従前の例による。
- **第六条** 新令第六条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日

(退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置)

- 前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、 なお従前の例による。
- 附 則 (平成一三年一二月二一日政令第四二三号)
- この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 則 (平成一四年九月四日政令第二九一号)
- 一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十九号)の施行の日(平成十四年十一月一日)から施行する。 施行期日

第

- 則 (平成一五年七月三〇日政令第三四〇号)
- (施行期日)
- 第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
- (退職金に関する経過措置)
- 第三条 施行日前に別表第五特定業種(この政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)別表第五に係る特定業種をいう。以下同じ。)に係る特定業種退職金共済契約第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。 号に掲げる当該別表第五特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 の被共済者であった日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。)のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、 、次の各
- 口に定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額) 四十二月以下 別表第五特定業種掛金月額区分(別表第五特定業種に係る新令第十条第一号に規定する区分をいう。以下同じ。)ごとに、 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、 当該イ又は
- 種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が三十五月以下である場合 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十年一月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数(別表第五特定業種に係る新令第十条第一号に規定する特定業 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額
- た額を超えるときは、当該算定した額 る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定し平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合 別表第五特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係
- 別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額 (その額に一円未満の端数があるときは、 これを

- 金納付月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額 行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合 (平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第五特定業種区
- 表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に当該施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別 施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、 かつ、平成十年一月一日前別表第五特定業種
- みなして、施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、 施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものと 当 該
- 三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令(以下「旧令」という。)別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額第一項第一号口及び第二号口の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 二 三十六月以上 に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、別表第五特定業種区分掛金納付月数について同条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えると 別表第五特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百二十七号)附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数
- 掛金納付月数に」と読み替えるものとする。 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、 「施行日前別表第五特定業種区分

第四条 施行日前に別表第七特定業種(新令別表第七に係る特定業種をいう。以下同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の の算定の基礎となった日を除く。)のある者であって、 施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、 次の各号に掲げる当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応

- 口に定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額) 当該各号に定める額とする。 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額区分(別表第七特定業種に係る新令第十条第一号に規定する区分をいう。以下同じ。)ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、 当該イ又は
- 種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が三十五月以下である場合 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(平成九年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数(別表第七特定業種に係る新令第十条第一号に規定する特定業
- る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定し た額を超えるときは、当該算定した額) 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係
- 円に切り上げた額 四十三月以上 別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを
- 分掛金納付月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合 (平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第七特定業種区
- 区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。) 別表第七特定業種区分掛金納付月数に当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、かつ、平成九年七月一日前別表第七特定業種
- 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。 みなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものと 表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 当該
- 3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(平成十二年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)が四十二月以下である場合 一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額 (平成九年七
- 百六十九号)附則第三条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、別表第七特定業種区分掛金納付月数について同条第四 日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。) 別表第七特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第三 平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、かつ、平成九年七月
- 4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。 この場合において、 前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、 「施行日前別表第七特定業種区分
- (被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置)
- **第五条** 新令第十一条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、 なお従前の例による。 甲特定業

(改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

- 第六条 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員(以下「従業員」という。)が施行日以後に改正特定業種(別表第五特定業種又は別表第七特定業種をいう。 に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、 (退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置) なお従前の例による。
- **第七条** 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行 日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

則 (平成一五年九月三日政令第三九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、 公布の日から施行する

(機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第二条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(以下この条及び次条第一項において「改正法」という。)附則第二条第五項の評価委員は、 財務省の職員 一人 次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

厚生労働省の職員 一人

の設立委員) 一人 独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この号において「機構」という。)の役員(機構が成立するまでの間は、 機構に係る独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第十五条第一項

学識経験のある者 二人

3

2 改正法附則第二条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

(勤労者退職金共済機構の解散の登記の嘱託等) 改正法附則第二条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課において処理する。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。 第三条 改正法附則第二条第一項の規定により勤労者退職金共済機構が解散したときは、厚生労働大臣は、遅滞なく、 その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

(平成一七年四月一日政令第一一八号) 抄

一条 この政令は、公布の日から施行する。

第

(施行期日)

(施行期日) 則 (平成一九年八月三日政令第二三三号) 抄

一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。 (平成二三年六月一〇日政令第一六六号) 抄

第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

則 (平成二七年九月二日政令第三一六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

退職金共済契約の被共済者であった日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。)のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金<1三条 施行日前に別表第七特定業種(この政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令(以下この条において「旧令」という。)別表第七に係る特定業種をいう。以下同じ。)に係る特定業種 額は、次の各号に掲げる当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

において同じ。)ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額) 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額区分(別表第七特定業種に係る中小企業退職金共済法施行令(以下この条において「令」という。)第十条第一号に規定する区分をいう。以下この条 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(平成九年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数(別表第七特定業種に係る令第十条第一号に規定する特定業種

区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)が三十五月以下である場合 十円に別表第七特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額 イに掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この

の額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 条において同じ。)に対応する換算月数を加えた月数に応じこの政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(そ

円に切り上げた額 四十三月以上 別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、

これを

- 分掛金納付月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合 (平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第七特定業種区
- 百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額
- 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。 みなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものと 当該
- 3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額 平成十五年十月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(平成十五年十月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。)が四十二月以下である場合(平成九年七月一日
- 数を加えた月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、別表第七特定業種区分掛金納付月数について同条第四項の規定により算定した額を超えるときは、当該算 前号に掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第三百四十号)附則第四条第二項に規定する換算月
- 掛金納付月数に」と読み替えるものとする。 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、 「施行日前別表第七特定業種区分

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置)

種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。第四条 新令第十一条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 甲特定業

(別表第七特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

第五条 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員(以下この条において「従業員」という。)が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者と なった場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、 なお従前の例による

第六条 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、 なお従前の例による。 退職金共済契約の被共済者が

₹ 則 (平成二七年九月九日政令第三二〇号) 抄

(退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

·施行期日) 附 則 (平成二八年三月二五日政令第七八号) 抄

(特定業種退職金共済契約の退職金に関する経過措置)第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第三条 施行日前に別表第五特定業種被共済者であった日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。)のある者であって、施行日以後に支給事由が生じた 「別表第五特定業種被共済者」という。)であった者であって、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じたものに係る退職金の額については、なお従前の例による。 「中退法」という。)第二条第四項に規定する特定業種をいう。次条において同じ。)に係る中退法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約の同条第七項に規定する被共済者(次条にお 別表第五特定業種(第一条の規定による改正前の中小企業退職金共済法施行令(次条において「旧令」という。)別表第五に係る中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号。 わいて

- ものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる別表第五特定業種に係る中退法第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額) の条において同じ。)に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額(中退法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に別表第五特定業種区分区分をいう。以下この条において同じ。)ごとに、別表第五特定業種区分掛金納付月数(別表第五特定業種に係る新令第十一条第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下こ 二十三月以下 別表第五特定業種掛金月額区分(別表第五特定業種に係る第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)第十一条第一項第一号に規定する
- 二 二十四月以上四十二月以下 区分退職金額(別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、 円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額)を合算して得た額(その額に一
- 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十年一月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。 十円に別表第五特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額 以下この条において同じ。)が三十五月以下である場
- ロ イに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に定める額のいずれか多い額

- (1)条において同じ。)に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十五年十月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。 当該算定した額) 以下この
- (2)別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金 (その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)
- 四十三月以上 あるときは、これを一円に切り上げた額) (別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、 当該イ又は口により定まる額)を合算して得た額 (その額に一円未満の端数
- 五特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額 平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合 (平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。)

別表第

- イに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に定める額のいずれか多い額
- 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の の 金
- (2)別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の (その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) <u>ー</u>の
- (その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)
- じ同表の上欄に定める月数から、当該平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。 支給事由が生じたものとみなして、平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応 前項第二号ロ(1)及び第三号ロ(1)の換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、平成十五年十月一日の前日に退職金
- 前項の規定は、第一項第二号ロ(2)及び第三号ロ(2)の換算月数について準用する。この場合において、前項中「新令別表第六」とあるのは、「旧令別表第五」と読み替えるものとする。 第一項第二号ロ及び第三号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 号において「平成十二年令」という。)別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額 三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第三百四十号)による改正前の中小企業退職金共済法施行令 次
- に応じ平成十二年令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、別表第五特定業種区分掛金納付月数について同条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を二 三十六月以上 別表第五特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百二十七号)附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数 超えるときは、当該算定した額)
- るのは、「平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に」と読み替えるものとする。 前項の規定は、第二項(第三項において準用する場合を含む。)の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、 前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月数に」とあ
- (被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置)
- **第四条** 新令第十二条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、 (特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置) なお従前の例による。 甲特定業
- 第五条 新令第十三条の規定は、中退法第五十三条の従業員が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 共済者となった場合については、なお従前の例による。 当該従業員が施行日前に特定業種退職金共済契約の
- (退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置
- **第六条** 新令第十四条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、 金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。 退職金共済契約の被共済者が施行日前に特定業種退
- (特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となった場合における掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措
- **第七条** 新令第十五条の規定は、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に退 金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による

(平成二九年一一月二七日政令第二九二号)

この政令は、

確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(平成三十年五月一日)

から施行する。

ただし、

第八条及び次項の規定は、

公布の日

から施行す

- (厚生労働省令への委任
- 2 この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

(令和二年一二月二三日政令第三六七号)

この政令は、 令和三年一月一日から施行する。

則 (令和三年五月六日政令第一五一号)

(施行期日)

一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置)

六特定業種に係る特定業種掛金納付月数(中小企業退職金共済法(以下「法」という。)第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数をいう。以下同じ。)が三十六月以上である者に限る。) であった日(既に退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。以下この条において同じ。)のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたもの に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額)とする。 に係る退職金の額は、令第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第六特定業種掛金月額区分(別表第六特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。次項において同じ。)ごとに、次の各号 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。 施行日前に別表第六特定業種(中小企業退職金共済法施行令(以下「令」という。)別表第六に係る特定業種をいう。以下この条において同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者

する特定業種区分掛金納付月数をいう。次条第一項第一号において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)が四十二月以下であり、かつ、平成十年一月施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係る別表第六特定業種区分掛金納付月数(別表第六特定業種区分性金納付月数(の第十二条第一項第一号に規定 日前の日に係る別表第六特定業種区分掛金納付月数が三十五月以下である場合 別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」

という。)別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第七十八号。次項において「平成二十八年令」とい 百分の一の金額(その金額が別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令(以下「旧令」という。)別表第六の下欄に定める金額の百分の一の 前号に掲げる場合以外の場合 別表第六特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額 額(平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人に係る改

う。)附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額)を超えるときは、当該金額)

に応じ新令別表第六の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。 者については、施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ平成二十八年令附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額)を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額 六特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある 前項第二号の換算月数は、別表第六特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第

第四条 施行日前に別表第八特定業種(令別表第八に係る特定業種をいう。以下この条において同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日(既に退職金の支給を受けた場合にお 以上である者に限る。)に係る退職金の額は、令第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第八特定業種掛金月額区分(別表第八特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。次項において同る当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。以下この条において同じ。)のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたもの(別表第八特定業種に係る特定業種掛金納付月数が三十六月

じ。)ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額)とする。

施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係る別表第八特定業種区分掛金納付月数(別表第八特定業種に係る特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この項において同じ

別表第八特定業種区分掛

。)をいう。以下この条において同じ。)が四十二月以下であり、かつ、平成九年七月一日前の日に係る別表第八特定業種区分掛金納付月数が三十五月以下である場合 金納付月数に応じ新令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額

共済契約の被共済者であった日のある者については、別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百十六号。 いて「平成二十七年令」という。)附則第三条第一項第一号ロ又は第二号イ若しくはロに定める額)を超えるときは、当該金額) .分の一の金額(その金額が別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額(平成二十七年十月一日前に別表第八特定業種に係る特定業種退職 前号に掲げる場合以外の場合 別表第八特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第八の下欄に定める金額

者については、施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ平成二十七年令附則第三条第一項第一号ロ又は第二号イ若しくはロに定める額)を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金 八特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額(平成二十七年十月一日前に別表第八特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある :項第二号の換算月数は、別表第八特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第

に応じ新令別表第八の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。 (被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置)

第五条 新令別表第九及び別表第十一の規定は、施行日以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種(令別表第七に係る特定業種を除く。以下この条において同じ。) となった者であって、施行日以後に支給事由が生じたもの(以下この条において「施行日前業種間移動者」という。)については、なお従前の例による。 に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった者について適用し、施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者

定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。 しくは前条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、次に掲げる当該施行日前業種間移動者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数の区分に応じ、それぞれ次に施行日前業種間移動者のうち、法第四十六条第二項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、新令第十三条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は附則第三条第一項若 それぞれ次に

行日前の日に係る乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 旧令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、 それぞれ同項第一号又は第三号に定め

- 施行日から支給事由が生じた日までの日に係る乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 一号又は第三号に定める利 新令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ同
- 3 「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第百五十一号)附則第五条第二項に規定する元利合計額」とする。 施行日前業種間移動者のうち、 法第四十六条第二項に規定する残余の額を有するものに係る令第十三条第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「計算後残余額」とあるのは、
- **第六条** 新令別表第九及び別表第十一の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約(令別表第七に係る特定業種に係るものを除く。以下この項において同じ。) (退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置
- て「施行日前制度間移動者」という。)については、なお従前の例による。 被共済者となった者について適用し、施行日前に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約の被共済者となった者であって、施行日以後に支給事由が生じたもの(以下この条にお いの
- による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。 くは第四条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、次に掲げる当該施行日前制度間移動者の特定業種掛金納付月数に相当する月数の区分に応じ、それぞれ次に定める利率の複利施行日前制度間移動者のうち、法第五十五条第二項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、令第十五条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は附則第三条第一項若し
- 施行日前の日に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 旧令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率
- に定める利率 施行日から支給事由が生じた日までの日に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 新令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、 それぞれ同項第一号又は第三号
- 3 「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第百五十一号)附則第六条第二項に規定する元利合計額」とする。 施行日前制度間移動者のうち、法第五十五条第二項に規定する残余の額を有するものに係る令第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「計算後残余額」とあるのは、

四五月 月数 月数 五五月から六〇月まで |五○月から五四月まで 四六月 四四月 四三月 四二月以下の月数 別表第二 別表第一 六一月から六七月まで 一〇月 九月 三月 八月 七月 六月 五月 四月 三月 七月から四九月まで 一月 一月 月 月以下の月数 (第一条、第十二条関係) 第 条関係 四五、 四六、〇九〇円 四四、 一、○○○円に月数を乗じて得た金額 ○六○円を前月金額に加算した金額 ○五○円を前月金額に加算した金額 ○七○円を前月金額に加算した金額 ○四○円を前月金額(当該月数から 〇六〇円 〇三〇円 〇一〇円 減じた月数における金額をいう。 金額 ť 五、四〇〇円 六、 〇円 1100日 七〇〇円 000円 四〇〇円 九〇〇円 000円 八〇〇円 1100円 六〇〇円 七〇〇円 八〇〇円 以下同じ。)に加算した金額

六八月から七五月まで

六月から一○○月まで

○九○円を前月金額に加算した金額

○○円を前月金額に加算した金額

○八○円を前月金額に加算した金額

一、五〇〇円を前月金額に加算した金額	四九二月から五〇一
一、四九〇円を前月金額に加算した金額	
一、四八〇円を前月金額に加算した金額	四七二月から四八一
一、四七〇円を前月金額に加算した金額	四六二月から四七一月まで
一、四六〇円を前月金額に加算した金額	四五二月から四六一月まで
一、四五〇円を前月金額に加算した金額	_
一、四四〇円を前月金額に加算した金額	四三三月から四四一月まで
一、四三〇円を前月金額に加算した金額	四二四月から四三二月まで
一、四二〇円を前月金額に加算した金額	四一五月から四二三月まで
一、四一〇円を前月金額に加算した金額	四〇六月から四一四月まで
一、四〇〇円を前月金額に加算した金額	三九七月から四〇五月まで
一、三九〇円を前月金額に加算した金額	三八九月から三九六月まで
一、三八〇円を前月金額に加算した金額	三八〇月から三八八月まで
一、三七〇円を前月金額に加算した金額	三七一月から三七九月まで
一、三六〇円を前月金額に加算した金額	三六二月から三七〇月まで
一、三五〇円を前月金額に加算した金額	三五三月から三六一月まで
一、三四〇円を前月金額に加算した金額	三四四月から三五二月まで
一、三三〇円を前月金額に加算した金額	三三五月から三四三月まで
一、三二〇円を前月金額に加算した金額	三二六月から三三四月まで
一、三一○円を前月金額に加算した金額	三一七月から三二五月まで
一、三〇〇円を前月金額に加算した金額	三〇八月から三一六月まで
一、二九〇円を前月金額に加算した金額	二九九月から三〇七月まで
一、二八〇円を前月金額に加算した金額	二八九月から二九八月まで
一、二七〇円を前月金額に加算した金額	二七九月から二八八月まで
一、二六〇円を前月金額に加算した金額	二六九月から二七八月まで
一、二五〇円を前月金額に加算した金額	二五九月から二六八月まで
一、二四〇円を前月金額に加算した金額	二四九月から二五八月まで
一、二三〇円を前月金額に加算した金額	二三九月から二四八月まで
一、二二〇円を前月金額に加算した金額	二二九月から二三八月まで
一、二一〇円を前月金額に加算した金額	二二〇月から二二八月まで
一、二〇〇円を前月金額に加算した金額	二一一月から二一九月まで
一、一九〇円を前月金額に加算した金額	二〇二月から二一〇月まで
一、一八〇円を前月金額に加算した金額	一九三月から二〇一月まで
一、一七〇円を前月金額に加算した金額	-
一、一六〇円を前月金額に加算した金額	一八一月から一八六月まで
一、一七〇円を前月金額に加算した金額	九月及び一八
一、一六〇円を前月金額に加算した金額	
一、一五〇円を前月金額に加算した金額	一五二月から一六〇月まで
一、一四〇円を前月金額に加算した金額	ら 一
一、一三〇円を前月金額に加算した金額	一三五月から一四四月まで
一、一二〇円を前月金額に加算した金額	一三〇月から一三四月まで
一〇円	一二一月から一二九月まで
一二六、五六〇円	
一、一一○円を前月金額に加算した金額	一〇一月から一一九月まで
	_

	=	三月
	1,	二月
O I O P		一月
円	OH	〇月
祖	金額	月数
	条、第十六条関係)	別表第五(第九条、第十条、
六〇·四		五九月
五九・二		五八月
五八・一		五七月
五七・〇		五六月
五五·九		五五月
五四・八		五四月
五三・七		五三月
五二・六		五二月
五一・五		五一月
五〇・五		五〇月
四九·四		四九月
四八・三		四八月
		四七月
四六・二		四六月
四五・一		四五月
巴巴·		四四月
凹三・〇		四三月
率		月数
		別表第四(第六条関係)
二・一六		一〇年
一・九三		九年
1・+1		八年
一・四九		七年
1・11七		六年
一・〇五		五年
		四年
1.011		三年
1.011		二年
1.01		年
率		年数
		別表第三(第四条関係)
おける増加額に一○円を加算した金額を前月金額に加算した金額	当	五六四月以上の月数
した金額	で 一、五六〇円を前月金額に加算した金額	五五二月から五六三月まで
した金額	_	五四二月から五五一月まで
した金額	_	五三二月から五四一月まで
した金額	_	五二二月から五三一月まで
,した金額	_	五一二月から五二一月まで
しか <u>名</u> 客		三(ニーノアーニー - ノミ

九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三四一、三〇〇円に、	八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三二五、九五○円に、	七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一〇、七五〇円に、	一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九五、	二八〇、八	二六六、	二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五一、四四〇円に、	五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 <= 二三六、九七〇円に、	11111	一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二○八、四六○円に、	一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、	一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八〇、	五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一六六、七五〇円に、	一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五三、	三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三九、五九〇円に、	九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六、二一〇円に、	一一二、九六	九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九九、八三〇円に、	八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 八六、八一〇円に、	七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 七三、八九〇円に、	一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数六一、六一、	一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数四九、	三七、	ら一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二五、	二月 二三、八九〇円	月		九月 10、五三〇円	八月	一八、	1 七、	五月	四月	一三、九六〇	一月	月 一一、七八〇円	〇月 一〇、六四〇円	九、五二〇円	八、四一〇円	七、三一〇円	方、二三〇円	五、一六〇円	,
L、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二九○円を加えて得た額	上欄で二八七月に加えた月数に応じて、	上欄で二七五月に加えた月数に応じて、	上欄で二六三月に加えた月数に応じて、	・上欄で二五一月に加えた月数に応じて、	上欄で二三九月に加えた月数に応じて、	上欄で二二七月に加えた月数に応じて、	上欄で二一五月に加えた月数に応じて、	、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、	上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	上欄で一六七月に加えた月数に応じて、	上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	上欄で一○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇〇円を加えて得た額	当該加えた月数の一月につき一、	応じて、当該加えた月数の一月につき一、	九月に加えた月数に応じて、	応じて、当該加えた月数の一月につき一、	応じて、当該加えた月数の一月につき一、	加えた月数に																				

一 三〇〇斤で前人会名は大倉下げ会名) ; = =
一、五〇〇円を前目を領こ加算してを領	- -
一、四〇〇円を前月金額に加算した金額	一〇七月から一一九月まで
一、三〇〇円を前月金額に加算した金額	八七月から一〇六月まで
一、二〇〇円を前月金額に加算した金額	六三月から八六月まで
一、一〇〇円を前月金額に加算した金額	四三月から六二月まで
一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額	四二月以下の月数
金額	月数
	別表第七(第十二条関係)
月数から四八減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額	五四一月以上の月数当該
一、六〇〇円を前月金額に加算した金額	四四八月から五四〇月まで
一、五〇〇円を前月金額に加算した金額	三六五月から四四七月まで
一、四〇〇円を前月金額に加算した金額	二七六月から三六四月まで
一、三〇〇円を前月金額に加算した金額	一八〇月から二七五月まで
一、二〇〇円を前月金額に加算した金額	一七五月から一七九月まで
一、三〇〇円を前月金額に加算した金額	一四二月から一七四月まで
一、二〇〇円を前月金額に加算した金額	一三九月から一四一月まで
一、三〇〇円を前月金額に加算した金額	一三〇月から一三八月まで
一、二五〇円を前月金額に加算した金額	一一二月から一二九月まで
一、二〇〇円を前月金額に加算した金額	七二月から一一一月まで
一、一〇〇円を前月金額に加算した金額	五二月から七一月まで
一、〇八〇円を前月金額に加算した金額	四三月から五一月まで
一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額	四二月以下の月数
金額	月数
	別表第六(第十二条関係)
六八二、七七〇円	五四〇月
六六二、	五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
六四四、三二〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
六二六、一一○円に、上欄で五○三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一	五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
六○八、○六○円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
五九○、二○○円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
五七二、四九〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	-
五五四、九五〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
五三七、五七○円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
五二〇、三四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	四三一月に一月から一二月までの月数をそれ
五○三、二八○円に、上欄で四一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
四八六、三七○円に、上欄で四○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	四〇七月に一月から一二月までの月数をそれ
四六九、六二〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月から一
四五三、〇四〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
四三六、六〇〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月から一
四二〇、三二〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	_
四○四、二一○円に、上欄で三四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	三四七月に一月から一二月までの月数をそら
三八八、二五〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月から一
三七二、四四〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	<u>ا</u>
加えて得た月数 三五六、七九〇円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ

これ加えて得た月数 一二二、三八○円に、上欄で一○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一八○円を加えて得た額	〇七月に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一〇八、三一〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七	月 か
九四、三五〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、	八三月に一月
八〇、四六〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
六六、六九〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
五三、一二〇円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
三九、七一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
二六、六一○円に、上欄で二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一二、二○○円に、上欄で一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一、一二〇円に月数を乗じて得た額	一一月以下の月数
金額	
	別表第九(第十三条—第十五条関係)
五四一月以上の月数 当該月数から七二減じた月数における増加額に一○円を加算した金額を前月金額に加算した金額	五四一月以上の月数当計
一、〇六〇円を前月金額に加算した金額	二九一月から五四〇月まで
一、〇八〇円を前月金額に加算した金額	二四〇月から二九〇月まで
一、〇七〇円を前月金額に加算した金額	一九一月から二三九月まで
一、〇八〇円を前月金額に加算した金額	一四〇月から一九〇月まで
一、〇六〇円を前月金額に加算した金額	一二一月から一三九月まで
一、〇四〇円を前月金額に加算した金額	九七月から一二〇月まで
一、〇二〇円を前月金額に加算した金額	九〇月から九六月まで
一、〇一〇円を前月金額に加算した金額	七六月から八九月まで
一、〇〇八円を前月金額に加算した金額	六五月から七五月まで
一、〇〇五円を前月金額に加算した金額	四九月から六四月まで
一、〇〇二円を前月金額に加算した金額	四三月から四八月まで
一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額	四二月以下の月数
金額	月数
	別表第八(第十二条関係)
6月数から一二減じた月数における増加額に一○○円を加算した金額を前月金額に加算した金額	五四一月以上の月数当該月数から
二、三〇〇円を前月金額に加算した金額	四九六月から五四〇月まで
二、二〇〇円を前月金額に加算した金額	四五六月から四九五月まで
二、一〇〇円を前月金額に加算した金額	四一六月から四五五月まで
二、〇〇〇円を前月金額に加算した金額	三七六月から四一五月まで
一、九〇〇円を前月金額に加算した金額	三四一月から三七五月まで
一、八〇〇円を前月金額に加算した金額	三二一月から三四〇月まで
一、七〇〇円を前月金額に加算した金額	二七一月から三二〇月まで
一、六〇〇円を前月金額に加算した金額	二二六月から二七〇月まで
一、五〇〇円を前月金額に加算した金額	一八一月から二二五月まで
一、六〇〇円を前月金額に加算した金額	一七七月から一八〇月まで
一、七〇〇円を前月金額に加算した金額	一七二月から一七六月まで
一、六〇〇円を前月金額に加算した金額	一六一月から一七一月まで
一、七〇〇円を前月金額に加算した金額	一五四月から一六〇月まで
一、八〇〇円を前月金額に加算した金額	=
一、七〇〇円を前月金額に加算した金額	一四三月及び一四四月
一、六〇〇円を前月金額に加算した金額	一三二月から一四二月まで

一月には、日から、日月よりの月散を主がさればいているため。 「一八、一八〇日に、「相で、四月月は次入とは数に応じて、当該加えた月数の。月につき、「一〇日のかかって持ちぬい。 「一月に日から月散を主がらり月数を主がさればいる。」 「一八、一〇日に、「相で、四月月は次入とは数に応じて、当該加えた月数の。月につき、「一〇日のかかって持ちぬい。 「一月に日から月散を主がさればいる」と、「一〇日のかかって持ちぬい。 「一月に日から月数を主がさればいる」とは、「一〇日に、「相で、四月月は次入と対数に応じて、当該加えた月数の。月につき、「一〇日のかかって持ちぬい。 「一月に日の月数をよびきたける。」 「一〇日の日かんで持ちぬい。 「一月に日から月数をよびきないはないましま」」 「一月に日から月数をよびきないはないましま」」 「一〇日と、「相で、一月には、「月から」「月までの月数をよびきたければいましま」」 「一〇日と、「相で、一月には、「月から」」「月までの月数をよびきたけがはいばして、「日本」」 「月から」」「月までの月数をよびきたけが、日本」と、「月から」」「月までの月数をよびきたけが、日本と月展 「八八、「八〇日に、「相で、「一月には、「月から」」「月までの月数をよびきたけが、日本と月展 「八八」「八〇日に、「相で、「一月には、「月から」」「月までの月数をよびきたけが、日本と月展 「八八」「八〇日に、「相で、「一日には、「月から」」「月までの月数をよびきたけが、日本と月展 「八八」「八〇日に、「相で、「一日には、「日から」」「月までの月数をよびきたけが、日本と月展 「八八」「八〇日に、「相で、「一日には、「日から」」「月までの月数をよびきたけが、日本と月展 「八八」「八〇日に、「相で、「一日には、「日から」」「月までの月数をよびきたけが、「日本と月展 「八八」「八〇日と」」「「一〇日で、「日本」」」 「日は、「日から」」「月までの月数をよびきたけが、日本と月度 「八八」「八〇日と」」 「一〇日で、「一〇日で、「日本」」」 「日は、「日から」」「月までの月数をよびきたけが、「日本」」 「日は、「日本」」」 「日は、「日本」」 「日は、「日本」」 「日は、「日本」」 「日は、「日本」」 「日は、「日本」」 「日本」」		
日に、月から、二月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に、月から、1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に、1月から、1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に、1月から、1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に、1月から、1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に、1月から、1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に、1月から、1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に、1月から、1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に 1月から 1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に 1月から 1月までの月敷をた月敷の月間で 1月につき 1月につき 1月に 1月から 1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に 1月から 1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に 1月から 1月までの月敷をそれぞれ加えて得た月敷 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて得た月敷 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて得た日敷 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて得た日敷 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて得た日敷 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて得た日敷 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて月敷の月間での1月につき 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて月から 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて月か日 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて月か日 1月に 1月から 1月までの月敷を入れし加えて日か日 1月に 1月から 1月までの月敷を入れて加えて加えて日か日 1月に 1月から 1月までの月敷を入れて加えて日か日 1月に 1月から 1月までの月から 1月ま 1日まか日 1日に	加えて得た月数 六九、六三〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの
日本	加えて得た月数 五五、一六〇円こ、上欄で四七月こ加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの
日本	えて得た月数 四一、一五〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの
月に、日から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月にできし月に、日から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三七月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三十月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三十月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三十月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三十月に加から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三十月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 三八、一〇〇四に、上欄で、三十月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた月月に 月から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、二七月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた月月に 月から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、二七月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた月月に 月から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、二七月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 月から、一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、二七月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇四に、上欄で、二七月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、上欄で、二七月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、上欄で、二七月に加た人月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 日から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 日から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 日から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月にきた1月に 日から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇回に、一種で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた日数 月にきた1月に 日から 一月までの月数をそれぞれ加えて場た月数 三八、一〇回に 上欄で一九月に 一月に一月の 日間で 1月にでの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八 三回 1月に 日から 日まで 1月にでの月数をそれぞれ加えで時に月数 1月に 1月に 1月に 1月に 1月に 1月に 1月から 1月までの月数をそれぞれ加えで時に月数 1月に 1月に 1月に 1月から 1月までの月 1月までの月数をそれぞれ加えで時に月前 1月までの月間を1日までの月間を1日までの月間を1日までの月間を1日までの日間で1日に 1月に	れ加えて得た月数 二七、六九〇円に、上欄で二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月から一二月までの月数をそれぞ
日本	加えて得た月数 一二、〇二〇円に、上欄で一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月から一二月までの月数をそれ
三月に「月から	に月数を乗じて得た額	以下の月
一四八、二月末での月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、五〇四に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき	金額	月数
三月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二八〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で三二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき上九月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た日数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た日数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た日数 三八、二〇四に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から」」月までの月数をそれぞれ加えて得た日数 三八、二〇回に、上欄で三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月につき100月 「月から」」日までの月数をそれぞれ加えて得た日数 三八、三〇回に「上欄で三日対しれた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき1つ月に「月から」」日本で月かりまで月かりまで月かりまで月かりまで月かりまで月かりまで月かりまで月かりま		(第十三条—
□ 月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇一円に、上欄で 一九月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇一円に、上欄で 一九月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八一円に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八一円に 上欄で 一九月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八一円に 上欄で 一九月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八 一回 九九月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月に 日までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一日に 日までり日数をそれぞれ加えて得た月数 一日に 日までり日数をそれぞれ加えて得た月数 一日に 日までりまなをそれぞれ加えて得た月数 一日に 日までりま数をそれぞれ加えて得た月数 日まり日までりま数をそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなをそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなをそれぞれ加えて得た月数 日までりまるそそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなをそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなをそれぞれ加えて得た月数 日までりまなそそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなそそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなをそれぞれ加えて得た月数 日までりまなそそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなそそれぞれ加えて得た月数 日に 日までりまなそれぞれ加えて得た月数 日までりまなと 日に 日までりまなをそれぞれ加えて得た月数 日までりまなりまなりまでりまなりまなりまなに応じて、当該加えた月数の 日に 日に 日までりまなそそれぞれ加えて得た月数 日まりまりまからまからまからまからまからまからまからまからまからまからまからまからまからま	` 	兀
□月に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□大□□の円に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□大□□の円に「上欄で□二大日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につき□した月に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□大□□の円に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□大□□の円に「上欄で□二カ日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につき□した月に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□大□□の円に「上欄で□二カ日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につき□した月に月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□大□□の円に「上欄で□二カ日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につき□した月に月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□円に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 □□円に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □□円に「月から□□月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 □□円に「日回き□日に「日加えた月数に応じて、当該加えた月数の月はつき□日につき□日に日に日のま□日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に日に	加えて得た月数 七〇八、七二〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	月に一月から一二月までの月数をそれ
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	加えて得た月数 六八八、五三〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	一五月に一月から一二月までの月数をそれ
一月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、四〇円に、上欄で 二五月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、二〇円に、上欄で 二五月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、二〇円に、上欄で 二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、二〇円に、上欄で 二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四八、七〇円に、上欄で 二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四八、七〇円に、上欄で 二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三九、二〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四八、七〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四八、七〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月がら 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三九、二〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月に 日までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に、1一日に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月に 日までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に、1一日に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当談加えた月数の 月につき に 月に 日までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に 日までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に 日までの月数を子れずれ加えて得た月数 日に 日までの月数を元りで、当談加えた月数の 月につき 日までの月数を元りで、日まかまりに対した月数に応じて、当談加えた月数の 月につき 日までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に 日までの月数を元りで、1 日まの日に 日までの月数を元りで、1 日まの日は 日までの月数を元りで、1 日まの日に 日までの月数を元りで、1 日まの日は 日までの月数を元りでに 日まの日は	加えて得た月数 六六八、五二〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	○三月に一月から一二月までの
「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、二〇〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、二〇〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、二〇〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、二〇〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、七〇〇円に、上欄で「一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、七〇〇円に、上欄で「一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、七〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、七〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、七〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇一円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月まで月数をれずれ加えて得た月数 三八、一八〇一門に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月から 「月まで月まり」」 「月から 「月まで月まりまり」 「月本で月本数に応じて、当該加えた月数の 月につき 「月本で月本が日本が日本が日本が日本が日本が日本が日本が日本が日本が日本が日本が日本が日本	加えて得た月数	一月に一月から一二月までの月数をそれ
一月から 月水ら 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、 四〇円に、上欄で 上欄で 上側で 上側で 上側をそれぞれ加えた月数の 月につき に 月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	加えて得た月数 六二九、一六〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	月に一月から一二月までの
「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「三大、五大〇円に、上欄で 二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇円に、上欄で 上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇円に、上欄で 二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、三〇〇円に、上欄で 上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で 二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で 二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二〇〇円に、上欄で 二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四八、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二〇〇円に、上欄で 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれぞれ加えて得た月数 1月につき 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月までの月数をそれぞれぞれぞれず加えて得た月数 1月につき 1月までの月数によりで、当該加えた月数の 月につき に「月から 「月まで月数に同せて、当該加えた月数の 月につき に「月から 1月まで月前に加えた月数に同せて、当該加えた月数の 月につき に「月がら 1月までの月数をそれぞれぞれず加えた月数に応じて、当該加えた月数に同せて、当該加えた月数の 月につき に「月がら 1月まで月前に加えた月数に応じて、当該加えた月数に同せて、当該加えた月数に同せて、当該加えた月数に同せて、11年での月数をそれぞれず加えて日は一日がしまります。 1月につき 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に同せていまがしまりまがしまりまがしまりまがしまりまがしまりまがしまりまりまがしまりまりまりまり	加えて得た月数 六〇九、八二〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	に一月から一二月までの月数をそれ
日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二八、四〇円に、上欄で 三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二八、四〇円に、上欄で 三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、一八〇円に、上欄で 三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、一〇円に、上欄で 三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、一〇円に、上欄で 三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、一〇円に、上欄で 三月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、一〇円に、上欄で 三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八〇一円に、上欄で 三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、一〇円に、上欄で 三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四四六、三〇円に、上欄で 三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四四六、三〇円に、上欄で 三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日は、	加えて得た月数 五九〇、七二〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	五月に一月から一二月までの月数をそれ
に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」二月までの月数をそれぞれかした日数に対した月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三九月月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにし月から」二月までの月数でありまかりに一月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 四二九、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにし月から」二月までの月数をそれぞれぞれぞれが加えて得た月数 四二九、二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにし月から」二月までの月数をそれぞれず加えて得た月数の「月につきにし月から」二月までの月数をそれぞれぞれぞれが加えて得た月数 四二九、1000000000000000000000000000000000000	加えて得た月数 五七一、八〇〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	三月に一月から一二月までの
一三六、二二〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、二二〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二六、二〇一円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四四六、三六〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 月から 二月までの月数をそれぞれ加えで消えた月数 四四六、三八〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 四四六、三一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日から 二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 四四六、三一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日から 二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 四四六、三〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日から 二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 四四六、三〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日から 二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 四四六、三〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日から 二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 四二六、三〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき に 日から 二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 日につき 日から 二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 日から 日本での月数をそれぞれ加えで得た月数 日本で 日	加えて得た月数 五五三、二〇〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	に一月から一二月までの月数をそれ
に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「玉〇、四四〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「玉〇、八四〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二〇、八四〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、八〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇円に、上欄で」二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二〇円に、上欄で二二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇一円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二五、七〇一円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「四四六、三六〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「四四六、三六〇円に、上欄で三一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「四四六、上一〇円に、上欄で三一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「日の一十」1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「月100円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「月100円に」上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「日の・100円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「日の・100円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「月100円に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 「月100円に」上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 「月100円に」上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月がら「100円に」上欄で一二日に加えた月数の「月につきに」日が、100円に、上欄で一二日に加えた月数の「月につきに」日が、100円に、上欄で一二日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」日が、100円に 上欄で一二日に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月100円に」上欄で一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えに同じに「月100円に」上欄で一日に一日に加えた月数に応じて、当該加えに同じに「日はつきに」日はいまに同じに「日はいきに」日はいまに同じに」日はいまに同じに」日に「日はいまに見ばに」日に「日はいまに」日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はいまに、日はい	加えて得た月数 五三四、八七〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの月数をそれ
に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに「月から」に月数の月なの日につきにに「月から」に月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の月につきにに「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにに「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにに「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにに「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにに「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月につきにに「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにに「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月につきに「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにに「月から」一月にからに「月数に応じて、当該加えた月数の月につきにし「月から」一月にからに「月数に応じて、当該加えた月数の月につきにに「月から」一月までの月数と応じて、当該加えた月数の月につきにしてりきにしてりまでの月数と応じて、当該加えた月数の月につきにしてりまでのよりまでは、当時でに上間で一十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにしまでは、日間で一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにしてりまでは、日間で一十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにしてりまでは、日間で一十九月に加えた月数に成じて、当該加えた月数の月につきにしてりまでは、日間で一十九月をれていまでしまがよりにのまでは、日間で一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにしてりまでは、日間で一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の月につきにしてりまでしまがよりまでしていまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまでしまがよりまがよりまでしまがよりまかまりまかまりまかまかまかまかまかまかまがよりまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまか	加えて得た月数 五一六、七九〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月
に一月から11月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 11三、四四〇円に、上欄で11五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の1月につきに1月から11月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 11三、11回、11回、11回、11回、11回、11回、11回、11回、11回、	ぞれ加えて得た月数 四九八、九二〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	五月に一月から一二月までの月数をそれ
に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、一三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、一三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、一三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、一三〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二三〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二三〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二三〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二三〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二〇〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二〇〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二〇〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二〇〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九、二〇〇円に、上欄で三二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二九」「一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二月」に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二月」に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「100円に」上欄で三十二十回れた月数に応じて、当該加えた月数の「月につき」に「月から」二月までの月数でに「100円に」上欄で一十回れた月数に加えた月数でに「100円に」上欄で一十回れた月前に加えた月数の「月につき」に「月から」100円に「日間で100円に」上欄で100円に「100円に」上欄で100円に「100円に」上欄で100円に「100円に」100円に「100円に」100円に「100円に」100円に「100円に」100円に「100円に」100円に「100円に」100円に「100円に」100円に「100円に」100円に「100円に」100円に」100円に」100円に 100円に 100円	加えて得た月数 四八一、二四〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇円に、上欄で「二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五二、二八〇円に、上欄で「二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五二、二〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「三〇、六五〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二八、二〇〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、二〇〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二二、七〇〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一、七〇〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二八、二〇〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一一、七〇〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日、二日、日に加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日、二日、日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日、日に一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日、日に一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数に応じて、当該加えた月数の「月につきに」月から「二月までの月数に応じて、当該加えた月数の「月につきにに」月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に	ぞれ加えて得た月数 四六三、七二〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三〇、八四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに、月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二八、一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二八、一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二八、一〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二八、一〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二八、一〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二八、一〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二八、一〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一八、三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一八、三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一八、三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一八、三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一八、三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三九九、一三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三九、十〇〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三九九、一〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三九九、一〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月につきにに一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月、二〇円に、上欄で二十九月に加えた月数にでて、当該加えた月数の一月につきにに一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月につきに上側で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月につきに上側で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から二日までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月、二日、一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに上側で一日、1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに上側で一日に対は、1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに上側で一日に、1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに上側で一日に一月がら一日が上側で一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一	加えて得た月数 四四六、三六〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	九月に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「五〇、八〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二二、八〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二八、一〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「二六、二〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「三六、九〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二六、八〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二六、九〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三六九、一〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二六、九〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三元、九〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三元、九〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 1月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 1月につき 1月につき 1月につら 1月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 1月につき 1月から 1月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 1月につき 1月につき 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 月につき 1月から 1月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 1月につき 1月につま 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 1月につき 1月から 1月までの月数とれぞれぞれ加えて得た月数 1月で11月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 1月につき 1月から 1月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 1月につき 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の 1月につき 1月から 1月までの月数とれぞれぞれ加えて得た月数 1月につき 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 1月数に応じて、当該加えた月数 1月につき 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 1月につき 1月が	加えて得た月数 四二九、二五〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三六、五〇円に、上欄で一二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、四四〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、四四〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、四四〇円に、上欄で一九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、四四〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、四四〇円に、上欄で一九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、四四〇円に、上欄で一九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、二八〇円に、上欄で一九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、二八〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、二八〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三四、七九〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一四、七九〇円に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三四、七〇〇円に、上欄で二二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二、二八〇円に、上欄で二二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月までの円数をそれぞれ加えて得た月数 三一四、七〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三一四、七〇〇円に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二四、七〇〇円に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二四、七〇〇円に、上欄で二五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、二〇〇円に、上欄で二五十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、二〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二四、七〇〇円に、上欄で二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、十二〇〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月がら一二月までの月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月が 一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月がら一日までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二二、十二〇〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月が 1月につまが 1月につまが 1月につきーに一月が 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月が 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月につまが 1月が 1月	加えて得た月数 四一二、三七〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五一、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五一、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五三、二八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六八、四〇〇円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六八、四〇〇円に、上欄で一二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六八、四〇〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六八、四〇〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六八、四〇〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、三〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれかえて得た月数 二十二十二十二十二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれでは、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月がら一二月までの月数で応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月が加えた月初にから一月でから一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に一十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に一十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に一日で加えた月数に一日で加えて日本に一日で加えて日本に一日で加えて日本でに一日で加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月前に加えて日本に一日で加えて日本に一日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	加えて得た月数 三九五、七〇〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	に一月から一二月までの
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三〇、九〇〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五〇、八四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五〇、八四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五〇、八四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、四〇〇円に、上欄で一二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、四〇〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、四〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、四〇〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきににカから 二月までの月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月までの月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月までの月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にでじて、当該加えた月数の一月につきにに月がら 二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にでしているに見があるにして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数の一月につきにに月から 二月をで月数に応じて、当該加えた月数にでして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数にして、当該加えた月数にでして、当は加えた月数ににして、当は加えた月数ににして、当は加えた月数にに同いるには、日間では、日間では、日間では、日間でに、日間でに、日間でに、日間でに、日間でに、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では	加えて得た月数 三七九、二〇〇円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三三〇、六五〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、一〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、二八〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、二八〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、二八〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、二〇〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきにのきー月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、二〇〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、二八〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、二八〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二十二十二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二十二十十十十十十十十十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二、二十二十十十十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十十二十十十十十十十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	ぞれ加えて得た月数 三六二、八八〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	九月に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三二四、七九〇円に、上欄で一七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、二〇〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇円に、上欄で一十九月に加えた月数にで、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一七九加えた月数にでして、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一七九月に加えた月数にじて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一〇〇円に、上欄で一七九川加えた月数にでして、当該加えた月数の一月につき一に一月が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上	加えて得た月数 三四六、七〇〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五一、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五一、八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、一〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、一〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六八、四〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一三〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一三〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一三〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、一三〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元、二〇〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 八〇円に、上欄で二十九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 八〇円に、上欄で二二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 八〇円に、上欄で二二十五十分に一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 八〇円に、上欄で二二十五日加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 八〇円に、上欄で二二十五日に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二元 八〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二十五 八〇円に、上欄で一五月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二十五 日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	加えて得た月数 三三〇、六五〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	加えて得た月数 三一四、七九〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	加えて得た月数 二九九、一三〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	加えて得た月数 二八三、六八〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、二八〇円に、上欄で一一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二三、四四〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、十二〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、十二〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二一、十二〇一円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、十二〇〇円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、十二〇〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきーに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二	加えて得た月数 二六八、四〇〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	加えて得た月数 二五三、二八〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につきに一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	加えて得た月数 二三八、三〇〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一七九、六一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一七九、六一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	加えて得た月数 二二三、四四〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九四、一一〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一七九、六一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六五、一八〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	加えて得た月数 二〇八、七〇〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	九月に一月から一二月までの月数をそれ
 五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一七九、六一○円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六五、一八○円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五○、八四○円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五○、八四○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一十五、六一○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一十五、六一○円に、上欄で一一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	加えて得た月数 一九四、一一〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六五、一八〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	加えて得た月数 一七九、六一〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	五月に一月から一二月までの
月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	加えて得た月数 一六五、一八〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	三月に一月から一二月までの月数をそれ
月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三六、五六〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	加えて得た月数 一五〇、八四〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの月数をそれ
	加えて得た月数 三六、五六〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	月に一月から一二月までの月数をそれ

日から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二二、人の円に、上欄で、二月は加えた月敷に応じて、当識加えた月敷の 月につき、一月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二二、人の一門に、上欄で、二月は加えた月敷に応じて、当識加えた月敷の 月につき、一月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二二人、人の一門に、上欄で、二月は加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二二人、八の一門に、上欄で、二月間加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二二人、八の一門に、上欄で、二月間加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二二人、一〇一門に、上欄で、二月間加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二二人、三〇一門に、上欄で、二月間加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、八の一門に、上欄で、二月間加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、「一〇一門に、上欄で、二月間加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、「一〇一門に、上欄で、二月間加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得をを取り、一日で、一回門に、上欄で三一月加えた月敷のにでじて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて発を下れれ加えたで得た月敷 二元、「一〇一門に、上欄で三一月加えた月敷のにでじて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、「一〇一門に、上欄で三一月加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれ加えて得た月敷 二元、「八〇一門に、上欄で三一月加えた月敷のにでじて、当臓加えた月敷の 月につき、月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、「八〇一門に、上欄で三一月加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、一月から、一月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、「八〇一門に、上欄で三一月加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、一月から、「月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、「八〇一門に、上欄で三一月加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、一月から、「月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷 二元、「八〇一門に、上欄で三一月加えた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、一月から、「月までの月敷をそれれれ加えて得た月敷の 月につき、一月で1000円に上間から、月間なた月敷に応じて、当臓加えた月敷の 月につき、一月から、「月までの月敷をそれれれ加えて得た日敷 二元 「八〇一門に、上欄で三加えた月敷の 月につき、一月から、「月までの月敷をそれれれ加えて得た日敷の 1月につき、1100円に、上欄で三一月加えた月敷の 1月につき、1100円に、上間で二十月加えた月敷の 1月につき、1100円に、	大手娄 一 ヨナ〇Pに 一種で一一手に力えた手娄に応して 当該力えた手娄の一手にてきー 一才〇Pを力えて得た名	
月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九〇円に、上欄で、1月に加えた月数に応じて、当談加えた月数に月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九〇円に、上欄で、1月に加えた月数に応じて、当談加えた月数に月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九〇円に、上欄で、1日に加えた月数に応じて、当談加えた月数に月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二八〇円に、上欄で、1日に加えた月数に応じて、当談加えた月数に月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二八〇円に、上欄で、1日に加えた月数に応じて、当談加えた月数に月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一六、八〇円に、上欄で、1日に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一六、八〇円に、上欄で 一日に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一八、一〇円に、上欄で 一日に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に、月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一日に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一日に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一日に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた月数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一九月に加えた月数に応じて、当談加えた日数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた日数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた日間を月に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 一八、一回の日に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた日数日に 月から 一月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 一八、一〇円に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた日間に 日本の 一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、一回の日に、上欄で 一月に加えた月数に応じて、当談加えた日間に 日本の 一月までの 日本の	て、こう目に、関いて、これにしている。 気の にしてい こうしん 一人	・一つのでは、このでは、これでは、これでは、これで、これで、これでは、これでは、これでは、これでは
に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、一九〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、一九〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、八八〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、八八〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、八八〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、八八〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、八八〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、八八〇円に、上欄で、三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、八〇円に、上欄で、二五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 11に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれがれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をとそれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11に一月から、11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11に一月から 11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11に一月から 11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11年までの月数をとれぞれ加えで得た日数 11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11年までの月数をとれぞれ加えで得た月数 11年までの月間を上間でしましまでの月間でしましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	金額	月数
に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、、一〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三、一〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三、一〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、二〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、、一〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、二〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二、二〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、八〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、八〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、八〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八、八〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇円に、上欄で、三百月に加えた月数に応じて、当該加えた月数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数日に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数月を11月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数月数に応じて、当前加えた日数日に 月から、二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 三八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数月に 月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日都月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数月 三八、一〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数月 三八、一〇円に、上欄で三五日月に加えた月数に応じて、当該加えた日数日に 日から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三		一(第十三条—
に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 一八、、二〇〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 日に、一月から、二月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 日に、一日の門に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、一日の門に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数 日に、一日の門に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数 日に、日から、二月までの月数をでれぞれ加えて得た月数 日に、一日の門に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数 日に、日から、二月までの月数をでれぞれ加えで得た月数 大口、二日の門に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数 日に、日から、二月までの月数をでれぞれ加えで得た月数 大口、二日の門に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた日数に応じて、当該加えた日数 日に、日から、二月までの月数をでれぞれ加えで日から、日本で日から、日本で月をに立た月数に応じて、当該加えた日数に見にて、当該加えた日から、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	一九、一〇	兀
に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかし、一日で、月間で一二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、得た月数 日に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 1、八、八〇四に、上欄で二へ1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に一月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 1、八、八〇四に、上欄で三一1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 1、八、八〇四に、上欄で三一1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 1、八、八〇四に、上欄で三一1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 1、八、八〇四に、上欄で三一1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 1、八、八〇四に、上欄で三一1月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に月から、二月までの月数をそれぞれかして、第六月数 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	数 八八五、七九〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で一一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で二一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で四つ1、上間で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 月に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で四九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で四九日に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で四九日に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 1、一〇円に、上欄で四九日に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれでれかたて得た月数 1、一〇円に、上欄で四九日に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、月から、二月までの月数をそれぞれぞれかしまで得た月数 1、一〇円に、上欄で四九日に加えた月数に応じて、当該加えた月数 日に、日から、二月までの月数をそれぞれでのよて得た月数 日に、日から、二月までの月数をそれぞれでれかに入て得た月数 日に、日から、二月までの月数をそれぞれでれから、一日までの月数に応じて、当該加えた月数 日に、日から、二月までの月数をそれぞれぞれかとで得た月数 1、日に、日に、上欄で一九日に、上欄で一九日に入た月数に見なりまかに応じて、当該加えた月数 日に、日から、二月までの月数をそれぞれぞれかしての日に、上欄で一九日に加えた月か日に 日に、日から、二月までの月数をそれぞれかしての日に、上欄で一九日に加えた日か日に 1、日に、日から、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に加えた日か日に、日に、日に加えた日か日に、日に加えた日か日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に加えた日か日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日	数 八五六、三三〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
□月に一月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九九 に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九九 に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九月に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九月に「月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九月に 月から 月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九月に 月に月まで月日数 1月に 1月に 1月に 1月に 1月に 1月に 1月に 1	数 八二九、一四〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に別なた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数とでれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数とそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数とそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数とそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月までの月数とそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」「月まで月間で月間で月間で月間で「日間に」上欄で三日に「月間に別なた月数に応じて、当該加えた月数におして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数におして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数におして、当該加えた月数におして、当該加えた月数にかして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にから、「月に加えた月数に応じて、当該加えた月数におして、当該加えて日に加えた月数におして、当該加えて日に加えた月数に応じて、当該加えて日に「月かん」「日に月から」日に月から、日に月から」日に月から「日に月かん」日か	数 一八〇一、三八〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加
二月に「月から「一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「一月に「月から「一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「一月、八八〇円に、上欄で「一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 「一月に「月から「一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「一月に「月から「一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「一月に「月から「一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「一月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「一月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月」「月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に加くで、当該加えた月数日の日に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月のら」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月のら」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月のら」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月のら」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月のら」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月のら」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 「一月に月のら」「月まで月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数のに同じ、上欄でして日に、上欄でして日に、上欄でして日に、上欄でして日に、上欄でして日にして日にして日にして日にして日にして日にして日にして日にして日にして日に	数 七七四、九二〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
□月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 □二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 □二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 □三月に「月から」「月までの月数をそれぞれ加えで得た月数 □三八、八四円に、上欄で□元え月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に加して、当日、□月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に加して、□月に加えた月数に応じて、当該加えた月数日、□月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に加して、□月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に加して、□月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に加して、□日に、上欄で回五月に加入た月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に加して、□日に、上欄で回五月に加入た月数に応じて、当該加入た月数の一日に、上欄で回一九月に加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数にから、□月までの月数をそれぞれ加えて得た月数に一日に、上欄で回一九月に加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数に応じて、当該加入た月数の一日に、上欄で回一九月に加入た月数に応じて、当該加入た月数の一日に、上欄で回一九月に加入た月数に応じて、当該加入た月数に一日に、上欄で一日に上間で一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一	数 七四八、八六〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五月に「月から二一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五月に「月から二一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五月に「月から二一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五月に「月から二一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三五月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日月に「月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三日に「月から二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数日は一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日本で加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えて日かまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	数 七二三、〇九〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加
□月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、一〇円に、上欄で「二九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、一〇円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、一〇円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二九、八〇円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で「三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二、八〇一円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □11月に □11	数 六九七、七六〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
一月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五、一八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五、一八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五、一八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五、一八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二五、一八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五七月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数1月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二九、八〇円に、上欄で三つ七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日月に月月11月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二八、八〇円に、上欄で三一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で三一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、八〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にに 日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、二〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、三〇円に、上欄で三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日かに一月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、三〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、日か加えた月数に応じて、日かのに一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、三〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、三〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に月から 二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 三八、三〇円に、上欄で三九日に加えた月数に応じて、当該加えた月数のにでして、当該加えた月数のにでして、当該加えた月数のにでして、当該加えた月数のにでして、当該加えた月数のにでして、11回に加えた月数に応じて、当該加えた月数のにでして、当該加えた月数のに一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にでして、1回に上間でしてしていていていていしていていていていていていていていていていていていていて	数 六七二、九四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、	に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
□月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □五月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二尺、八〇円に、上欄で「二カ月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にが日、月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二八、二〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数回三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二八、八〇円に、上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数日に月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二八、二〇円に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数日に月に月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回二八、二〇円に、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数日に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回二月に月数をそれぞれ加えて得た月数回二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回へに、三個で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数日に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回へに上欄で三七日月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回へに一月に一月から「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回へに一月間で一七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回へに一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回へに一月がら「二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回へに一日に上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じ「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数回へに一月間で一日に上欄で二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じ、上欄で三七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回れた月数回に同じに一月が回へ回し日に一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じに上間で一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じに上欄で一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じに上欄で一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じに上欄で一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じに上欄で一日に加えた月数に応じて、当該加えた月数回に同じに上欄で一日に加えに同じに上欄で一日に加えに一日に加えた月数回に同じに上欄で一日に加えに同じに一日に加えに同じに上欄で一日に加えに同じに一日に加えに加えた月数に応じて、当該加えに同じに加えに同じに一日に加えた月数回に同じに一日に加えた月数回に同じに一日に加えた月数に同じに加えに同じに加えに同じに一日に加えに同じに加えに同じに一日に加えに同じに加えに同じに一日に加えに同じに加えに同じに一日に加えに同じに一日に加えに同じに一日に加えに同じに一日に加えに同じに加えに同じに一日に加えに同じに一日に同じに一日に加えに同じに加	数 六四八、三八〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、	に一月から一二月までの月数をそれぞれ加
一月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月を入月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月は加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」一月は加えた月数に応じて、当該加えた月数 一日に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 一日に「月から」一月までの月数とそれぞれ加えて得た月数 一日に「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 一日に「月から」一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数	数	に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
□月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五九八、八四○円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、	五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
一月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にりに、上欄で二一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にりに、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月から、1月が日に「月から」二月に「月から」二月までの月数をそれぞれかに「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	数 五七四、六○○円に、上欄で三八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
五月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 五五〇、六六〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二:	一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加
□月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三十、「□○□に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして得た月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に対して、当該加えた月数に対して、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に	数 五二七、二二〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
三月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十、「一〇円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月、三二〇円に、上欄で二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二十、「一〇円に、上欄で二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二十、「一〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月、三二〇円に、上欄で二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二十、「一〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二十、「一〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十、三二〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二十、三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二十、三〇円に、上欄で二十五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれか加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数をそれぞれが加えて得た月数 二月に「月から」二月までの月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月数にがして、当該加えた月がした月がした月がした月がした月がした月がした月がした月がした月がした月がし	数 五〇四、二二〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
□三月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三七、九四〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数1月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二九、二二〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数1月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数1月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で「□五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月11日に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八〇円に、上欄で□二十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の11月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」□「月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に「月から」□「月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に同から」□月は「月がら」□月は「月がら」□月までの月数にでして、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に同から □1月までの月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月が日は、日間に「月から」□月は、日間に「月から」□月は、日間に「月から」□月は加えに同は、日間に「月から」□月は、日間に「月から」□月は、日間に「月から」□月は、日間に「月から」□月は、日間に「月から」□月は加えに同は、日間に「月から」□月は、日間に加えて日間に「月から」□月は加えて日間に「月から」□月は加えて日間に「月から」□月は加えて日間に「月から」□月は加えて日間に「月から」□月は「日間に「月から」日間に「月から」日間に「月から」「日間に「月から」日間に「月から」「日間に「月から」」「日間に「日間に「月から」」「日間に「月から」」「日間に「日間に「月から」」「日間に「日間に「月から」」「日間に「日間に「月から」」「日間に「	四八一、六二〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	た月数 四五九、五五〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得
一九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十、八八〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に月本に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に加えて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に加えて、当前は加えているに対した日本はからに入りに入りに入りに入りに入りに入りに入りに入りに入りに入りに入りに入りに入りに	四三七、九四○円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
□二月に「月から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四一六、八三〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき -	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
□三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八八○円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八二○円に、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、上欄で一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八二○円に、上欄で二二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八二○円に、上欄で二日月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十十、八二○円に、上欄で二二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十十、八二○円に、上欄で二二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、八二○円に、上欄で二二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八二○円に、上欄で二二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二十、八二○円に、上欄で二二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二十、一〇円に、上欄で二二日に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数での月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月までの月数に応じて、当該加えた月数 □二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □二月に一月から一二月に加えた月数に日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	三九六、二四〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
□三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 三七六、一一〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加
□ 「日に「日から」二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 「三二、一〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 「三十、八八〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 「三十、八八〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一十月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当は加えた月数に加えた日が加えた日が加えた月が加えた月数に応じて、当は加えた月数に加えた日が加えた日が加えた日が加えた日が加えた日が加えた日が加えた日が加えた日が	数 三五六、三八〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	一月から一二月までの月数をそれぞれ加
三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 三三七、一四〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
□三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 三一八、三二〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
 □五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四六、八六〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、八八〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にカー月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、三三〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数にカー月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、二十二、八八〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、二十二、上間で一十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、二十二、1十〇円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、二十二、1十〇円に、上欄で一十十月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 □四十、1十回下、1十回下、1十回下、1十回下、1十回下、1十回下、1十回下、1十回	数 二九九、八八〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
○三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二六、八六○円に、上欄で二つ三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二二、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五日に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五日に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五日に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数元日月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にでして、当該加えた月数にでして、当該加えた月数に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一元、八八○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一元、八六○円に、上欄で一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数にがして、当該加えた月数に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一元、八六○円に、上欄で九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数に回りに、上欄で九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数にのりに、上欄で九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月数に応じて、当該加えた月初に一月がに一月がに一月がに一月がに一月がに一月がに一月がに一月がに一月がに一月が	数 二八一、八二〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
 九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二四六、八六○円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数 二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	数 二六四、一六〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月巻	三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
していまって、当該加えた月数ににして、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数ににして、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数にして、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数にして、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数にして、当該加えた月数の一月がら一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数ににして、上欄で一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月がら一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数にして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数にして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数ににして、当該加えた月数にして、当該加えた月数にして、当該加えた月数にして、当は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は	数──三四六、八六○円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月巻	一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八一〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九一、六三○円に、上欄で一三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六、六三○円に、上欄で一三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六、七一〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六、九〇円に、上欄で九三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六、六三〇円に、上欄で九三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六、六三〇円に、上欄で九三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 二二九、八八〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月巻	九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九六、六三○円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で一○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九、七一○円に、上欄で九三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九、七一○円に、上欄で九三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 二一三、一六〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月巻	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八〇、一六〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一六三、六八〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一四七、三三〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一四七、三三〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一五、二九〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九、七一〇円に、上欄で九三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九、七一〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 一九六、六三〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数	五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 一八○、一六○円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数	三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一四七、三三○円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数□七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一五、二九○円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一五、二九○円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九、七一○円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	数 一六三、六八〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
○七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一三一、一七○円に、上欄で一○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一五、二九○円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一九九、七一○円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一八四、四九○円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一	数 一四七、三三〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数	月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 一一五、二九〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 九九、七一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 八四、四九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一	数 一三一、一七○円に、上欄で一○七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数	に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え
三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数・・・・九九、七一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数・・・・八四、四九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加	一一五、二九〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加
一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数 八四、四九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加	数 九九、七一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加	に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得
	月数 八四、四九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加	一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た

六九、一五〇円(一本) ニニーブレス ラブノットアー・ 言 ましょう 丁参 の 一プレー ミー・く	リーノスはーニノミのノ参でコオニオニオ
五五、四八〇円こ、上欄で五二七月こ加えた月数こ芯じて、当該加えた月数の一月こつき一	二七月こ一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月
四二、八〇〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一.	一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月
五三〇、一四〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇六〇円を加えて得た額	五○三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
四九二、二〇〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇五〇円を加えて得た額	四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
月につき一	三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
三四○、九七○円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○五○円を加えて得た額	三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	一二月までの月数をそれぞれ
当該加えた月数の一月につき一	二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	の月数をそれぞれ
当該加えた月数の一月につき一	二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
一月につき一	二 七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	一月から一二月までの月数をそれぞれ
に、上欄で二○三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月
数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	ぞわ
○円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれ
六、七九○円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
四、一〇〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月に	五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ
に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
、六七○円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	に一月から一二月までの月数をそれぞれ
で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	ら一二月までの月数をそれぞれ
で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一	ら一二月までの月数をそれぞ
`	
えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	ら一二月までの月数をそれぞれ加
七五、四一○円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、○五○円を加えて得た額	七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数
六二、八九〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇四〇円を加えて得た額	一月から一一
一〇円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、	ら一二月までの月数をそれぞれ加
七〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の	から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月
一月につき一、	二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数

76 $A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{1./12} + B$ 付録第二(第十条関係) 算定される金額 врад なし加入日」という。) に退職金共済契約の効力が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金がPに相当する額の掛金月額にB 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から各月数のうちAの算定に用いた月数分遡つた月において同日に応当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下「み ВР 付録第三 (第十六条関係) 付録第一 (第九条関係) P 1000 P 1000 P 1000 AX に一円未満の端数が生じたときは、 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額 P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。 P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額 В Ρ 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し退職金共済契約の効力が生じた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により される金額 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し移換額の移換を受けた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から移換額の移換を受けた日の属する月までの月数 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額 t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。 これを一円に切り上げるものとする。